

令和3年11月定例会

文教厚生委員会

予算決算委員会（文教厚生分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(1 1 月 2 6 日 (先 議 ・ 委 員 間 討 議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
(福祉保健部)	
分科会	
福祉保健部長予算議案説明	1
医療政策課企画監補足説明	2
予算議案に対する質疑	3
予算議案に対する討論	5
委員会	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	5

(第 1 日 目)

1、開催日時・場所	7
2、出席者	7
3、審査事件	7
4、付託事件	7
5、経過	
(総務部)	
分科会	
総務部長予算議案説明	8
予算議案に対する質疑	9
予算議案に対する討論	9
委員会	
総務部長所管事項説明	10
決議に基づく提出資料の説明	12
学事振興課長補足説明	12
陳情審査	13
議案外所管事項に対する質問	13

(教 育 委 員 会)

委員会	
請願審査	27
分科会	
教育委員会教育長予算議案説明	31
予算議案に対する質疑	32
予算議案に対する討論	32

(第2日目)

1、開催日時・場所	35
2、出席者	35
3、経過	
(教育委員会)	
委員会	
教育委員会教育長所管事項説明	35
決議に基づく提出資料の説明	38
陳情審査	39
議案外所管事項に対する質問	41

(第3日目)

1、開催日時・場所	69
2、出席者	69
3、経過	
(福祉保健部、こども政策局)	
分科会	
福祉保健部長予算議案及び議案説明	70
こども政策局長予算議案説明	70
長寿社会課長補足説明	71
障害福祉課長補足説明	71
予算議案及び議案に対する質疑	72
予算議案に対する討論	77
委員会	
福祉保健部長総括説明	77
こども政策局長所管事項説明	79
議案に対する討論	81
決議に基づく提出資料の説明(福祉保健部関係)	81
決議に基づく提出資料の説明(こども政策局関係)	81
医療政策課長補足説明	82
陳情審査	83
議案外所管事項に対する質問	86

(第4日目)

1、開催日時・場所	117
2、出席者	117
3、経過	
(福祉保健部、こども政策局)	
委員会	
議案外所管事項に対する質問	117
「保育人材の確保及び処遇改善等を求める意見書」 に係る委員間討議	130
「出産育児一時金の増額を求める意見書」 に係る委員間討議	131
委員間討議	132

(1 2 月 2 1 日 (追 加 上 程 議 案 審 査))

1、開催日時・場所	1 3 5
2、出席者	1 3 5
3、審査事件	1 3 5
4、経過	
(福祉保健部)	
分科会	
福祉保健部長予算議案説明	1 3 5
医療政策課長補足説明	1 3 6
予算議案に対する質疑	1 3 7
予算議案に対する討論	1 4 5
審査結果報告書	1 4 7

(配 付 資 料)

- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・分科会関係説明資料 (総務部)
- ・委員会関係説明資料 (総務部)
- ・分科会関係議案説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係説明資料 (教育委員会)
- ・委員会関係説明資料 追加 1 (教育委員会)
- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・委員会関係議案説明資料 (福祉保健部)
- ・分科会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 (こども政策局)
- ・委員会関係議案説明資料 追加 1 (こども政策局)
- ・分科会関係議案説明資料 (福祉保健部)

1 1 月 2 6 日

(先議・委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年11月26日

自 午後 2時 1分
至 午後 2時 22分
於 委員会室 2

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第126号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第15号）

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
"	徳永 達也 君
"	堀江ひとみ 君
"	山田 朋子 君
"	ごうまなみ 君
"	宅島 寿一 君
"	麻生 隆 君
"	山下 博史 君
"	中村 泰輔 君
"	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	寺原 朋裕 君
福祉保健部次長	中村 浩二 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
医療政策課長(参事監)	伊藤 幸繁 君
医療政策課 企画監 (新型コロナワクチン接種担当)	林田 直浩 君

6、審査事件の件名

7、審査の経過次のとおり

午後 2時 1分 開会

【浦川委員長】ただいまから、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、中山委員、中村(泰)委員のご二人をお願いいたします。

【浦川分科会長】初めに、第126号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」の審査について、分科会による審査を行います。

理事者の出席範囲につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日、審査する議案は、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の追加支援に伴うものであり、11月29日、月曜日の予算決算委員会及び本会議で審議する必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、議案の説明をお願いいたします。

【寺原福祉保健部長】福祉保健部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説

明資料 令和3年度長崎県一般会計補正予算（第15号）福祉保健部」をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第126号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」であります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る国の通知に基づき、必要な予算を追加しようとするものであります。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算、歳出予算ともに合計で3,490万円の増となっております。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容について、ご説明いたします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について。

3回目接種の実施に伴う接種体制確保に関する調整や、市町で対応が困難な専門的相談を受け付ける体制を確保するための経費として、3,490万円の増を計上いたしております。

債務負担行為について。

新型コロナウイルスワクチン接種後の専門的相談等を受け付けるコールセンター等の設置について、令和4年4月1日、午前0時から行う必要があるため、令和4年度の債務負担行為として2,681万4,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【浦川分科会長】次に、医療政策課企画監より、補足説明をお願いいたします。

【林田医療政策課企画監】第126号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第15号）」につきまして、お配りしております補足説明資料

に基づいて、ご説明いたします。

お手元の補足説明資料、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費について」をご覧ください。

この事業は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る接種体制の確保に関する調整を行うとともに、市町で対応が困難な専門的相談体制を確保しようとするもので、国庫補助金の交付対象期間の延長に伴うものでございます。

事業の内容としまして3点ございます。

まず1点目は、ワクチン接種後の副反応等に関する相談窓口として県が設置しております長崎県コロナワクチンコールセンターの設置期間の延長になります。

当センターは、本年3月15日に設置し、設置期間につきましては、これまで国庫補助金の交付期間の対象でありました本年11月30日までとしておりましたが、このたび、補助金の交付対象期間が延長されたことに伴い、延長後の期限に合わせた令和4年7月31日までとするものであります。事業費は、令和3年度分として1,652万8,000円で、令和4年度分につきましては、来年度当初予算で計上させていただく予定としております。

続きまして、2点目は、アストラゼネカ社及び武田/モデルナ社製ワクチンの接種機会を確保するために、県が設置しておりますアストラゼネカ社ワクチン接種センターと武田/モデルナ社ワクチン接種センターにつきまして、同様に設置期間を令和4年7月31日まで延長しようとするものでございます。両センターの設置期間等につきましては、資料に記載のとおりでございます。事業費は、令和3年度分としまして1,028万6,000円で、こちらも令和4年度分は来年度当初予算で計上を予定しております。

3点目は、ワクチンの3回目接種に向けた調整のための事務費として808万6,000円でございます。総事業費としまして3,490万円、財源は、資料に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】お尋ねいたします。

市町で対応が困難な専門的相談体制を確保するということでの事業費については理解いたしますが、この事業内容の県コロナワクチンコールセンター、副反応に対する相談窓口としての相談内容と、それから、ワクチンのそもそもの違いによっての、アストラゼネカ社ワクチン接種センターと武田/モデルナ社ワクチン接種センターの相談の違いと申しますか、そこは県民としてはどう理解をしたらいいのか。何か接種後にいろんな反応がありましたということで県の方に相談する内容になっているのか。

ちなみに、これまでの相談件数、主な相談内容というのがわかっていれば、それぞれ3か所の状況がわかっておられたら教えてください。

【林田医療政策課企画監】県の相談窓口といたしましては、コールセンターのみでして、アストラゼネカ社の接種センターと武田/モデルナ社の接種センターにつきましては、具体的に接種を受けたい方の相談はお受けいただいているというところで、通常の副反応に関する相談としてはコールセンター1か所となっております。

相談の内容といたしましては、まず、どれぐらいの相談件数があるかということにつきまして、3月15日の開設以来、今月23日までの実績

になりますが、これまで8,178件の相談をお受けいたしております。

主な内容といたしましては、接種後の副反応に関するものといたしまして、接種後に発熱があるとか痛みがあるけど大丈夫かとか、そのようなご相談が5,876件。本来、市町で受けるべき予約とか接種券の発行等に関するものもお問い合わせとしてあるんですが、これにつきまして843件。あとは接種の制度であるとか、ワクチンの供給とかに関するお問い合わせなどもありまして、それが62件。ワクチンの成分などに関するお問い合わせが92件。接種前の不安等に関するもの、アレルギーがあるけど大丈夫かであるとか、服薬しているけど大丈夫かとか、そのようなお問い合わせなどが1,305件。合計8,178件のご相談をいただいているという状況でございます。

【堀江委員】そうしますと、事業内容の(2)のアストラゼネカ社ワクチン接種センター、それから武田/モデルナ社ワクチン接種センター、ここの部分は接種する前の、いわば様々な不安を、どちらかということこちらの方に、区別はしてないんでしょうけど、そちらの方に来る相談が多いという理解でいいんですか。それとも、どっちとも、いわゆる県のコロナワクチン接種センターに対しても、それから道ノ尾病院、長崎北病院に来る相談にしても、基本的にはどこも受け付けているという理解でいいんですか。要するに、県民に周知をするという時に、こういう相談はどこに行くかということがなかなかわからないと思うので、通常は長崎県のコロナワクチンコールセンターの方に皆さん相談されると思うんですけれども、それ以上に、例えば様々な細かい相談となれば、道ノ尾病院とか長崎北病院となるのかという、そのいわゆる相談

窓口の差といいますか、それとも、それとは関係なく3か所に相談していいということになるのかという、こちら辺の部分をもう少し県民に周知した方がいいのではないかと考えているんですが、その点はどうか考えたらいいですか。

【林田医療政策課企画監】アストラゼネカ社のセンターとモデルナのセンターにつきましては、具体的にそのワクチンを接種したいと思っただけで、その点はどう考えたらいいですか。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【麻生委員】ちょっとお尋ねしたいんですけども、今、相談関係については説明がありましたのでいいんですけど、設置期間なんですけど、第3回目だから、期間が11月30日に終わって、次の3月15日から始まるのかなと聞いています。逆には早くから始まるんですかね、3回目の接種は始まるんでしょう。そういう関係では、コールセンターなしでも十分対応できるという判断でいいんでしょうか。

【林田医療政策課企画監】医療従事者の方も含めて12月1日から3回目はスタートということになっております。コールセンターにつきましては、引き続き、この期間、7月31日までとされておりますが、国の制度としては9月30日までが3回目の接種期間とされております。補助金につきましては、当面、7月31日までということを示されておりますので、その期間を設定させていただいているところでございます。

【麻生委員】わかりました。間違っていました。来年までですよということですね。すみません。

2点目は、今回、道ノ尾病院とか長崎北病院

あたりが延長していただくんですけども、要は、市内の北部関係の方たちの要望を含めてあったのかなと思うんですけども、ほかの病院では取り扱えないのかと。この2病院だけで、時津・長与といいますか、長崎市の北部ですが、そこだけなんだろうかと考えているところなので、そういうニーズが高いのかなと思ったので、その点どうなんだろうかと。

【林田医療政策課企画監】アストラゼネカ社ワクチン接種センターにつきましては、県民のニーズがどれくらいあるのかということもまだ不明だということもありまして、まずは県内で1か所、設置しようと考え、その結果、交通機関の便等考えますと、長崎医療圏の範囲が適当ではないかということで、その範囲内で設置しております。

実際、接種の実績としまして、9月17日から接種を開始しております、本日までで延べ24名の方が接種をされているということで、それほど、複数箇所設けるまでのニーズが今のところはないのかなと考えております。

あと、モデルナ社のセンターにつきましては、2回目の接種の機会を失った方を対象にしているんですが、国から、都道府県に1か所だけ設置をとということで求められておりますので、1か所選定して、場所については先ほど申し上げましたように、同じように長崎医療圏でと考えて設置したところでございます。

【麻生委員】お尋ねしたいのは、ファイザー社製のワクチンを打った後で、今後は混合がいいですよという話があつてますよね。それで、ファイザー社製のワクチンを打った人がモデルナ社製とかアストラゼネカ社製という形になるかと思っております。そういうことで皆さんに周知徹底だとか相談内容になると思うんですけども、

県として、混合接種を含めた取組について、どのような指導をしていこうとされているのでしょうか。

【林田医療政策課企画監】今、委員ご指摘のように、3回目接種につきましては、ファイザー社のワクチンとモデルナ社のワクチン、両方が対象ということになっております。モデルナ社のワクチンは薬事承認申請中でございますので、当面はファイザー社のワクチンからスタートするということになっております。

このワクチンの供給につきましても、一定、モデルナ社のワクチンも供給されるとお聞きしていますので、これまでどおり、市町においてはファイザー社だけではなくて、モデルナの活用というのにも検討いただく必要があるのかなと思っておりますので、その辺については、しっかり周知をしていきたいと考えているところでございます。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【山田委員】今回の3回目の接種の実施に伴う接種体制確保に関する調整とありますが、今回の予算は、2回目を打ち損ねた方々のために県内に1か所ということではありますが、各市町と3回目に向けて既にいろんな調整をいただいていると思うんですが、以前、県の接種センターを県北にも置いていただきました。そういったことで県内の市町の状況で3回目接種が困難だとか、ちょっと難しいような感じが見受けられるか、そのあたりの調整状況を教えてもらっているんですか。

【林田医療政策課企画監】市町との間につきましては、これまで2回、意見交換などを行いつつながら調整を進めておまして、今のところ、困難であるという話は聞いておりません。ファイザーの供給不足が少し懸念されるという話は伺

っているところでございます。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第126号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第126号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時17分 再開

【浦川分科会長】分科会を再開いたします。

以上で本分科会関係の議案審査は、全て終了いたしました。

【浦川委員長】この後、委員間討議を行います。理事者退出のため、しばらく休憩いたします。

午後 2時18分 休憩

午後 2時18分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和3年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法等についてお諮りいたします。

審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時21分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見等ございませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかにご意見等がないようですので、これをもちまして本日の文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時22分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月9日

自 午前10時15分
至 午後2時6分
於 委員会室2

福利厚生室長	吉田 和弘 君
教育環境整備課長	日高 真吾 君
教職員課長	上原 大善 君
義務教育課長	加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監	大場 祥一 君
高校教育課長	狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監	田川耕太郎 君
高校教育課ICT教育推進室長	岩坪 正裕 君
特別支援教育課長	宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長	安永 光利 君
生涯学習課長	山崎 由美 君
生涯学習課企画監	山崎 賢一 君
学芸文化課長	草野 悦郎 君
体育保健課長	松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監	岩橋 英夫 君
教育センター所長	立木 貴文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	浦川 基継 君
副委員長(副会長)	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
〃	徳永 達也 君
〃	堀江ひとみ 君
〃	山田 朋子 君
〃	ごうまなみ 君
〃	宅島 寿一 君
〃	麻生 隆 君
〃	中村 泰輔 君
〃	千住 良治 君

こども未来課長 徳永 憲達 君

3、欠席委員の氏名

山下 博史 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

総務部長	大田 圭 君
学事振興課長	門池 好晃 君

教育長	平田 修三 君
政策監	島村 秀世 君
教育次長	林田 和喜 君
総務課長	桑宮 直彦 君
総務課 県立学校改革推進室長	松山 度良 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（文教厚生分科会）

第127号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）

（関係分）

7、付託事件の件名

○文教厚生委員会

（1）議案

第139号議案

公の施設の指定管理者の指定について

（2）請願

・ゆきとどいた教育を求める請願

（3）陳情

- ・令和4年度 離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・要望書
- ・「後期高齢者の医療費窓口自己負担2倍化実施の中止」に関する陳情書
- ・要望書

8、審査の経過次のとおり

午前10時15分 開会

【浦川委員長】 おはようございます。

ただいまから文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

なお、山下委員から欠席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第139号議案「公の施設の指定管理者の指定について」の1件であります。

そのほか、請願1件、陳情8件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を、文教厚生分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分の1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり、総務部、教育委員会、こども政策局を含む福祉保健部の順に行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【浦川分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明をお願いいたします。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分でございます。

歳出予算は、大学費289万3,000円の減、私立学校振興費352万円の増、合計62万7,000円の増となっております。

この歳出予算の内容は、総務部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費といたしまして、大学費289万3,000円の減、私立学校振興費148万円の減、合計437万3,000円の減でございます。

私立の中・高等学校において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、予定していた修学旅行を急遽中止したことで発生したキャンセル料の負担を補助する経費として、私立学校振興費500万円の増、合計500万円の増をそれぞれ計上しております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わ

ります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第127号議案の横長資料の2ページ、修学旅行の急遽キャンセルによることのキャンセル料の負担ですが、高等学校で480万円、中学校で20万円ということですが、幾つの学校で、生徒数は何人かということをもまず教えてください。

【門池学事振興課長】今回の修学旅行のキャンセル料の負担の補助金についてですが、私立高等学校については21校、それから中学校については5校分の学校数を予定しております、生徒数につきましては、そこに在籍する修学旅行に該当する学年の生徒数分について計上しているところでございます。

【堀江委員】高校で21校、そうしますと、これは予定ということは、今からいわゆる精算するということですか。

それと同時に、例えば航空チケットとかは予定の何日か前というのがあるんですけども、今回キャンセル料を負担する補助のこの急遽というのは、条件がありますか。

【門池学事振興課長】急遽ということですが、これは新型コロナウイルスの影響でクラスターが発生したりして急遽行けなくなった、そういう状況になった場合に、キャンセル料というのは、その実施までの期間に応じてかかることにはなるんですけども、そこにかかるキャンセル料を負担させていただくことになっております。

【堀江委員】要は、私がここで確認したいのは、

コロナを理由として修学旅行に行けなかった。そういう学校には、全てこれは対象になるのかということなんです。そういう意味で、急遽中止したという事前の部分というのはいろいろあると思うので、計画を立てる段階であったり、あるいは実際は本当に行こうと思ったんだけど、学校の中で感染者が出たりとか、いろいろな状況があると思うんですけども、そこはどのように判断したらいいのか。要するに、修学旅行に行けなかった学校には、全部この補助が対象となるのかということを教えてください。

【門池学事振興課長】今回の分については、コロナウイルスの関係で修学旅行をキャンセルせざるを得なかったところについては全て対象になりますし、実際に今年キャンセルが生じた学校もありますが、そこも含めて対象にしているところでございます。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第127号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【浦川委員長】次に、総務部関係の委員会による審査を行います。

総務部においては、今回、委員会付託議案がないことから、総務部長から所管事項についての説明を受けた後、提出資料について説明を受け、その後、陳情審査を行い、最後に、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、総務部長より所管事項説明をお願いいたします。

【大田総務部長】総務部関係の議案外の主な所管事項についてご説明申し上げます。

総務部の文教厚生委員会関係説明資料をお開き願います。

今回ご報告いたしますのは、長崎県公立大学法人の業務実績評価について、県立大学の卒業予定者の就職内定状況について、事務事業評価の実施について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について、施策評価の実施についてであります。

まず、長崎県公立大学法人の業務実績評価についてですが、長崎県公立大学法人の業務実績につきましては、地方独立行政法人法の規定に基づきまして、長崎県公立大学法人評価委員会により評価が行われました。

令和3年度は、6年間の中期目標期間の5年目に当たることから、令和2事業年度の業務実績評価、これは年度評価でございますけれども、これに加えまして、第3期中期目標期間終了時に見込まれます業務の実績に関する評価（途中評価）も併せて実施され、去る11月12日に、その結果が法人に対して通知されるとともに、知事に対して報告をいただきました。

また、今年度は、県内就職率向上に関して集中的に審議を行ったことから、併せて県内就職

率の向上に向けた取組に関する意見書についても提出をされたところでございます。

年度評価及び途中評価の全体的な評価といたしましては、多くの事項が着実に進捗しており、概ね良好であるとされ、長崎県の地域特性を生かした「しまなび」プログラムでの取組が学生の社会人基礎力の育成や地域の活性化につながっていること、きめ細やかな就職支援を行うことで高い就職率を達成していること、教員の論文数や学会での発表回数や共同研究・受託研究が毎年目標を上回って実施されていることなどが高く評価されております。

一方で、3年修了時までには9割以上の学生に卒業要件を修得させる取組につきましては各年度未達成であること、県内就職率につきましては、目標値自体が高すぎるとのご意見もあったもの、設定している目標と実績の乖離が大きいことから、年度評価及び途中評価においても課題があるとされ、第3期中期目標期間中の目標達成に向けて引き続き県と大学が一丸となって取り組んでいくよう指摘をされております。

県といたしましては大学と一体となりまして指摘を受けた項目につきましては改善を図るとともに、今後とも「地域に根ざした大学」「選ばれる大学」となるよう全力で取り組んでまいります。

次に、県立大学の卒業予定者の就職内定状況についてですが、長崎県立大学における令和4年3月卒業予定者の10月末現在の就職内定率につきましては、71.0%で前年同期比3.2ポイントの減となっており、学部別といたしましては、経営学部が67.7%、地域創造学部が60.4%、国際社会学部が81.1%、情報システム学部が94.2%、看護栄養学部が86.8%となっております。

一方、就職内定者のうち県内企業の割合は31.5%で、前年同期比4.0ポイントの増となっております。学部別といたしましては、経営学部が27.5%、地域創造学部が30.6%、国際社会学部が16.3%、情報システム学部が33.8%、看護栄養学部が48.1%となっております。

県立大学におきましては、県内就職に向けた取組を積極的に実施しておりまして、情報システム学部や看護学科において県内企業への就職内定率が向上したことから、10月末時点では前年同期を上回る県内内定率となっております。

今後も、未内定者に対する就職支援に当たっては県内企業を中心に紹介しながら、県内就職率の向上へ取組を推進してまいります。

次に、事務事業評価の実施についてであります。事務事業評価につきましては、7件の事業群評価調書によりまして、13件の事業を評価いたしました。そのうち5件の事業につきまして、令和4年度に向けて、「改善」の見直しを検討いたしております。

今後、県議会における論議も踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

次に、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてであります。総務部におきましては、総合戦略に掲げる基本的方向のうち、「大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進」、「成長分野の新産業創出・育成」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、魅力ある・選ばれる県立大学づくりにつきましては、佐世保健校建替えの促進に加え、新たに情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備に着手するなど教育環境の整備・充実に取り組んでおります。また、県内

就職の促進に関しましては、県派遣キャリアコーディネーターの活用やオンラインによる県内企業情報の提供などによりまして、県内就職率は前年度よりも0.9ポイント微増したものの、目標には届かない結果となっております。積極的な高校訪問の実施などにより、県内就職率の高い県内生の割合は令和2年度入試におきまして5割を超えるなど一定の成果も見られるところでございます。

今後の方向性としていたしましては、情報セキュリティ分野の人材育成など大学の強みの強化や教育環境の整備等によりまして大学の魅力向上を図るとともに、県内企業の情報提供の充実や交流機会の増加、積極的な県内高校訪問による県内生進学促進など県内就職率の向上に取り組んでいくこととしております。

次に、施策評価の実施についてであります。総務部におきましては、総合計画に掲げます10の基本戦略のうち、主に「戦略5 次世代を担う子どもを育む」、「戦略6 産業を支える人材を育て、活かす」に取り組んでおりまして、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、魅力ある私立学校づくりの進捗につきましては、私立学校への経常費助成や特色ある取組等に対する支援を実施した結果、学校評価の実績値が目標を達成し、私立学校の教育の充実が図られていると考えております。

今後の対応方向としていたしましては、私学の独自性・自主性を尊重しながら、教育の振興及び保護者の負担軽減を図るため、引き続き私立学校の支援に取り組んでいくこととしております。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要がある県立大学の県内就職率や私立高校の耐震化等につきましては、長崎県

総合計画チェンジ&チャレンジ2025において目標設定をしております、今後も適切に進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました総務部関係の資料について、ご説明いたします。

附属機関等会議結果につきましては、本年9月から10月の実績は、9月29日に開催しました長崎県私立学校審議会1件、10月25日に開催しました長崎県公立大学法人評価委員会1件となっております。

会議の結果につきましては、資料2ページから3ページに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【浦川委員長】次に、学事振興課長より補足説明をお願いいたします。

【門池学事振興課長】補足説明資料の資料1をご覧ください。

県立大学の就職内定状況について、補足して説明いたします。

表の左側に、令和3年10月末現在の就職内定状況、右側に、昨年同時期の就職内定状況を記載しております。

来年3月卒業予定者の今年10月末現在における就職内定率は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり71.0%と、前年同期比3.2ポイントの減となっ

ております。長崎労働局が発表しました10月末現在の県内大学生の就職内定率は65.3%で、前年同期比2.6ポイント減となっており、同様に県立大学の就職内定率も低下していることから、大変厳しい状況にあると考えておりますが、現時点でも求人数は十分にあるということから、学生と個別面談を行いながら、学生と企業のマッチングに力を入れていきたいと考えております。

また、県内企業への就職内定状況につきましては、経営学科が30.9%、国際経営学科が21.8%、公共政策学科が21.4%、実践経済学科が37.9%であり、佐世保校全体では28.9%となっており、昨年同期比2.9ポイントの増となっております。

次に、シーボルト校でございますが、国際社会学科が16.3%、情報システム学科が43.3%、情報セキュリティ学科が25.7%、看護学科が64.7%、栄養健康学科が17.9%でありまして、シーボルト校全体では35.8%となっており、前年度同期比6.3ポイントの増となっております。

表の下段になりますけれども、大学全体としては31.5%で、前年度同期比4.0ポイントの増となっております。

全体的な要因といたしましては、就職希望者における県内生の割合が増加したことに加えまして、県内生の県内企業への内定率が57.3%と昨年同期よりも6.1ポイント増加しておりまして、全体として県内内定率が昨年度よりも増加している状況となっております。

また、学科ごとに見ますと、昨年度低調でありました情報システム学科、情報セキュリティ学科それから看護学科の県内内定率が大きく向上しているということもありまして、全体を押し上げているという結果となっております。

今後につきましては、まだ就職活動を続けて

いる学生もいらっしゃるということから、県内企業の情報を積極的に提供するなど、就職活動に対する支援を続けまして、県内就職率の向上に向けて、大学と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

【浦川委員長】次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査の対象の陳情番号は、101となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

ご質問はございませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。私からは、3つの質問をさせていただきます。

まずは、長崎県立大学シーボルト校、情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）をベースにした企業誘致活動について、お尋ねをいたします。

先日の文教厚生委員会の県内視察の際に、県立大学シーボルト校に参りました。そこで情報

セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の建設状況であるとか、今後の方針についてご説明をいただいたところです。私としては大変期待をするところでございます、本当に今後の県の産業振興、また企業誘致、こういったところにおいて、大きな武器になり得るものであると、お話を伺いながら改めて感じたところです。

やはりこの取組につきましても、産業労働部との連携が極めて重要になると思います。そこで、今後の企業誘致につきましても、取組、そしてまた産業労働部との連携につきましても、ご答弁をお願いいたします。

【門池学事振興課長】県立大学におきましても、産業労働部もしくは産業振興財団と連携をしまして、企業誘致活動についても協力をしている状況でございます。

現状としましては、県外の情報系企業の視察を受け入れまして、施設の見学とか、学科の紹介、こういったことを実施したり、それから産業振興財団に対して情報システム学部の教員から助言をしたり、あと誘致企業が実際に採用活動をしている中で、企業の採用希望に応じて学生を紹介したり、こういった協力をしているところでございます。

今後につきましては、情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）が令和5年に開設されるということでございますので、その中に、企業がパイロット的に入れるラボ、研究室を設けておりまして、そこで一定期間活動していただきまして、そこである程度、見通しがついたら、長崎県の進出についての足場づくりをしていただければと思っているところでございます。

それと、大学と企業の共同研究ができるようになっておりますので、大学の知見を活用していただいたり、あと学生であったり、それから

県内企業との交流スペースを設けておりますので、学生との接点を通じまして採用につながったり、県内企業との接点によって企業との連携を図れる体制としていきたいと考えています。

【中村(泰)委員】 ご答弁ありがとうございます。

副学長も、具体的には話せないけれども、既にいろんな企業からお声がかかっているとおっしゃっていただいております。私としては、一番ここを期待しておりますのは演習室で、攻撃側と防御側の実際にどのようにセキュリティーを守る、また攻撃する側、そういったことが本当に疑似化される空間、それが見えるというところがすごくわかりやすいなと思いますし、デジタルならでは、そこにハードの物がなくても、そういったことでそれが見せられるし、そこで演習ができるということが、ものすごく価値が高いと感じています。

今後、ここは教育委員会との連携にはなってくると思うんですけれども、情報人材を育てる上でも、小学生から中学生、高校生、こういった子どもたちにも、ぜひともそういったことを見てもらって、自分も情報系の勉強をしたいなと思うようなきっかけを提供していくのは、すごく意味があると思うんですけれども、そういったことについて、今どのように考えておられるのか、もし進捗があれば、教えていただきたいんですけれども。

【門池学事振興課長】 県立大学の情報システム学部につきましては、長与町に立地しているということもございまして、町内の学校との連携というのを図っております、小学生とか小さい子どもに対して、情報系の出前講座をやっていたり、そういった連携を今、実際に実施しているところでございます。大学におきましては、こういう取組、地域に対する貢献というのを目

標として掲げておりますので、そういう取組は今後も進めていきたいと考えているところです。

【中村(泰)委員】 今、建設して、設計をしているところだと思いますので、子どもたちにも、ぜひとも見てもらえるような工夫を今からしていただければ十分間に合うと思いますので、そういった目線でも、ぜひとも見ていただければと思います。

続きまして、県内就職率向上に向けた取組についてでございます。

頂いた資料の中に、公立大学法人評価委員会の草間委員長の名前で出された意見書を頂いております。その中に、学生と企業のマッチングというところで、資料として、意見書の2ページになるんですけれども、上から3つ目、県内企業の役員経験者を就職マッチング役として県の方で採用することができれば、その方の経験や人脈、人脈というのは書いてないんですけれども、恐らく人脈も含めて、そういったことを活かして、個々の学生の希望を把握して県内企業とマッチングすることで、その成功率が高くなる、こういったことがほかの大学で既に取り組まれているというような、すごく具体的な提案がありました。

これを読んだ時に、本当にそうだなと思って、私ももともと民間企業で働いておりました。長崎の民間企業にすごく人脈もあるし、その経験があられる方が複数いらっしゃれば、その学生の話聞いた時に、この子だったら、この企業で働けるなというのが、すぐつながってくると。また、もしそこになかったとしても、その方の人脈をたどっていけば、きっとその子にマッチングする企業が見つかるのではないかと本当に思いました。

ぜひともこの取組をすぐに実施いただきたい

んですけれども、現在の検討状況について、まずはお知らせいただけないでしょうか。

【門池学事振興課長】この意見書にあります事例としましては、県内の私立大学で、民間企業の役員経験者の方を就職のマッチング担当ということで雇用されているということで、その大学の規模というのが、そこまで大きくないというところもありまして、個々の学生の性格とか、就職の志向、そういったものを把握するというのと、それからその方が県内企業にも一定その情報を把握しているということがありますので、学生に応じて、こういった企業がいいというマッチングは、経験を踏まえて実施されて、成功されているという事例でありまして、私も、この話を聞いて、個々のマッチングというのは非常に大切であり、学生それぞれのニーズに応じた紹介ができるというのが県内就職には一番効果的ではないかと考えております。そこについては、現在、実施に向けて検討をしているところでありまして、具体的にはまだお話しできる状況ではないですけれども、内部では、そういった方を採用して、そういうマッチングの担当をしていただけるようなことをできないかというのは検討しているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

もし、こういった方がいらっしゃれば、もちろん学生にとっても大きなプラスになりますけれども、県内企業においても、その人がやられているのであれば、自分たちももっと採用に対して頑張らないといけないなというか、より関心であるやる気、また使命感というのも高まってくるんだと思うんです。なので、企業においてもプラスになると私は感じましたので、ぜひともこの取組は本当に実現していただきたいと思っております。

では、最後の質問でございます。県立、私立高校の生徒の自死を受けた学事振興課と教育委員会の教育研修や、またマニュアル等での連携につきまして、お伺いをいたします。

先月26日に、ご遺族が県に対して、いじめ問題などの重大事態について、私立、公立の区別なく情報を共有することを要望されたということの記事を読みました。要望では、県庁では私立と公立学校の担当部署が縦割りであるために、学校で起きた重大問題が共有されていないと指摘をいただいています。また、組織の壁を乗り越えて連携することで、再発防止に取り組んでほしいと求められたということ聞いています。

昨年も、この件が注目された時、ちょうど1年前ぐらいだったと思います。一般質問でも答弁があったということで記憶をいたしておりますけれども、私も、1年前から、やはり縦割りであるということは仕方ない一方、では、そこでどうやっていくのかというところがすごく大事であるということ、この事件があって、その後の経過を見ながら感じたところでもあります。

そこで、具体的に何をやるのかというところで、ぜひとも学事振興課と教育委員会で連携を取っていただきたい。私としては、教育研修や、あと県の職員の方にマニュアルをしっかりと作って、そこで変わらない対応というか、より進化した、どうあるべきなのか、どう対応すべきなのか、そういったことを整理していただいて、よりその意識を高めていただきたいと考えておりますけれども、改めてご遺族のこういったご要望を受けての県の今後の取組について、お尋ねをいたします。

【門池学事振興課長】まず、教育庁と学事振興課の連携体制についてなんですけれども、これまでも、こういういじめの事案等については、

教育委員会の方と必要に応じて情報共有を図っておりまして、特に学事振興課においては、そういう専門部署というのがありませんので、どちらかといえば、私立学校の事案に応じて、こちらの方から教育庁の方に助言を求めるといったことを実施していたところでございます。

今後こういった連携というのは強化していきたいし、頻繁にしていきたいと思っておりますけれども、個別事案で個人情報の関係もございまして、そこには十分配慮しながら、連携を深めていきたいと考えております。

それから、教員の研修と、それからマニュアル、動き方になると思うんですけれども、いじめの研修については、公立、私立合同で、教頭会、校長会とか、あと生徒指導主事とかカウンセラーの研修会、こういったものを実施しております。教育庁の方から、いじめに関する指導とか講話を実施していただいているところであります。もう一つは、児童生徒の自殺予防研修会とか、詳しい内容についても研修をしているものはあるんですけれども、それについても私立学校の教員についても参加をいただいているところでございます。

今回、遺族の方が要望されております内容の充実、法とか、ガイドラインについての研修をもっと突っ込んでやるべきだというお話をいただいたんですけれども、それにつきましては、現在、そういう重大事態の対応であったり、それからガイドラインの概要、そういったところは実際研修はしているところでありますけれども、そこをもう少し詳しい内容を研修したり、あと外部の講師、例えば弁護士さんを招きまして講習を実施するように、改善を図ろうと考えているところでございます。

マニュアルについては、いじめの重大事態の

フローみたいなものを策定しておりますので、そこを徹底していくようにしていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】1つ確認なんですけれども、県庁職員の方への研修であるとか、マニュアルも整備されるということによろしいのですか。

【門池学事振興課長】基本方針とか、ガイドライン、そういった形で県の教育庁であったり、知事部局に対する規定というのは一定整備はしているところでございます。そこを徹底させる必要があるというのは、ご指摘のとおりと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

ご遺族から、こういった要望をいただくということ自体がすごく違和感があるというか、本当に申し訳ないという思いも重ねてあるんですけれども、いただいたものに対して、県としては、知事部局そして教育委員会、また現場の先生方、こういった関係する皆さんに対して、マニュアルであるとか、そういったものをしっかりと整備していく、改めて不足しているものは強化をしていくということをしかりと申していただいたと思っておりますので、本当に二度とこういったことがないように、ぜひとも取り組んでいただきたいと要望しまして、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中山委員】先ほど中村(泰)委員からあった県立大学の県内就職について、少しお話をさせていただきたいと思っております。

学事振興課長から内定状況について説明がございましたが、若干アップしているということでもありますから、いい傾向であるとは思いますが、その要因が、情報システム学科、情報セキュリティ学科、看護学科ということは、県内就職が

増えたということが要因だという話がありましたが、一方で、国際社会学科とか公共政策学科は去年からして下がっているんですね。そうすると、年度によって、学科によって増えたり減ったり、増えたり減ったり、こういうことを繰り返してきているような感じもするので、その辺の要因はどのように捉えているのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】年度間で違いが生じる要因というのは、なかなか難しいところがございます。その学年の学生の全体的な傾向が変わるというのは、例えば、昨年度、情報セキュリティ学科においてはスペシャリスト志向の学生が多かった、その前の年はゼネラリスト志向の学生が多かったとか、そういったところがありまして、そこを分析するというのはなかなか難しいと思うんですけれども、今年度も、来年3月の卒業予定者の今年度の状況を見ますと、公共政策学科でありましたら、公務員を目指す学生というのが多くいらっしゃるんですけれども、その中でも、自分のキャリアを積むには、例えば消防士とか警察官に内定されている方もいらっしゃるのですが、その方々については、人口が多い、いろんなケースが経験できるということで、福岡を目指す学生がいらっしゃったとか、国際社会学科でありましたら、1年生の時に希望勤務地のアンケートを実施しているんですけれども、その中で、昨年是一年一定県内の希望を出されている学生さんが多かったのですが、今年度については、ほとんどいなかったというような状況もありまして、そういった志向の変化が今回低下した要因につながっているのではないかと考えているところです。

【中山委員】学生の志向によって県内就職が上がった、下がったということになると、なかな

か計画的に44%達成というのは非常に難しいと思うんです。そうすると、学生の志向に対して、どのように働きかけていくのか、何が足りなかったのか、ここをやはり分析する必要があると思うんです。

そういう中で、現在、県立大学がいろいろ取組をしていますよね。その中で、学生に全く届いていないのではないかと気もしないではないわけです。その辺で、学事振興課として、県の立場からして、今の県立大学の取組、学生の志向に対して、県内就職を高めていくというこの志向、これについて何が足りないと思っているのか、率直にお答えいただきたいと思えます。

【門池学事振興課長】県立大学においては、地域に貢献するということもありまして、長崎に愛着を持っていただくという観点で、長崎に関する座学であったり、あと「しまなび」プログラムとあって、全学生に対して、県内の離島に行ってフィールドワークを行っていただくような活動とか、長崎の企業の経営者に講義を持っていただく時間を持ったり、そういったものを実施して、郷土に対する関心というのを高めようとしているところがありまして、一定実施はしているんですけれども、そこがまだ不足しているのではないかと考えておりますし、あと1年生の時に県内勤務地を希望されている学生が、実際に就職の段階においては、県外に希望が変わってしまうといった学生もいらっしゃいまして、そういった学生に対しては、県内の企業の情報、こういったいい企業があるんだという情報を低学年のうちから届けていくような取組が必要ではないかと考えているところでございます。

【中山委員】何か不足しているんですよね。

それで、先ほど「しまなび」プログラムとかいろいろ言ったけれども、それはそれとして否定はしないけれども、私が考えるのは、大学もやっているけれども、もう少し気配り、目配りが足りないのではないかと思います。例えば県内の企業に対して、どういう形で生徒にアピールしてもらおうか、また保護者がどういう形で生徒にアピールしてもらおうか、OBとか同窓会からどのような働きかけをしていくのか、こういう形でもう少し総合的に戦略を立ててみる必要があると私は思っているんです。そうしなければ、なかなか生徒に届きませんよ。これが届くために、もう少し取組を強化してほしいと思います。

そこで、評価委員会から意見書が出ていますよね。10項目出ていますよね。大学法人、県立大学、そして学事振興課は、この意見書というのは、どのように活用しようとしているのですか。

【門池学事振興課長】この意見書につきましては、実際、委員さん方がそれぞれの専門分野の知見を活かして、より効果的に県内就職を促進するためには、どうしたらいいかという提案をいただいたものと理解をしております。大学と県と一緒に、このそれぞれの項目に対して、どのように対応していくかというのを今、検討しているところでございますけれども、実際にこの対応について、いつまでに、何をするかというところを整理しまして、また評価委員会の方には報告していきたいと考えているところでございます。

【中山委員】ぜひ身のあるものにしてほしいということを要望しておきます。

そこで、2~3具体的にお話ししたいと思いますが、この10項目の中で特に目立つのは、県内

就職プロジェクトチームを含めて機動的にやれとか、教職員がそれぞれの役割を認識し一丸となって推進する、地域貢献を目指して大学全体が共有していく取組が必要であるとか、やはり基本的には私はここなんだと思うんです。この前、行政視察でやられたけれども、理事長含めてお話しさせていただきましたけれども、理事長はかなり関心を持っておったようですけれども、全体としてまとまりがないように私は思っているんですよ。そこをどうするかという問題だと思っておりますけれども、これを何かいい知恵はありますか。

【門池学事振興課長】大学におきましては、県内就職プロジェクトチームというものをつくっておりまして、学長がトップになって、教学それから事務方それぞれに対して役割を持たせて取り組むという体制を取っておりますが、なかなかそこが現時点では、うまく機能していないというか、こういったご指摘をいただくということは、やっぱり意識の醸成というのがなかなかうまくいっていないというところもあると思いますので、ここについては理事長なり、学長なりの思いというのを教員それから事務局が共有する場をもっと持っていて、それから学生に対しても、そういった意識を持ってもらうような共有の場というのを設けて、一体となってやる雰囲気づくり、機運の醸成を図るべきと考えております。

【中山委員】否定はしませんけれども、学長を中心にしたこのプロジェクトチームをどう活性化するという問題でして、大学の先生とか副学長というのは、教科とか学科についてはプロだと思っただけけれども、出口戦略、就職について、県内、県外含めて、そういう戦略のプロかといえば、果たして、そうではない部分もあるんだ

らうと思うんですよ。そうすると、やはり出口戦略のプロをこのプロジェクトチームの中に入れて、そこを活性化することが、その求心力を高めていくことにつながっていくんだらうと思うんです。その辺について、この前、理事長にも話しましたけれども、その後、何か向こうから返事というか、問合せがありましたか。

【門池学事振興課長】先日のシーボルト校の視察において、中山委員から、外部人材の登用ということでお話をいただいております。その件につきましては、理事長の方から学内に対して、すぐ検討指示を出されております。大学の方で今、検討しているところでございますけれども、大学の方からは、年度内には、何とかそういう協議の場を持てるようにやっていきたいと確認をしたところでございます。

【中山委員】協議の場が大事だと思うんですけれども、私は、その決定機関の中に入れて、きちんと議論すべきだと考えております。というのは、これは県内就職ばかりではなくて、県外を含めて、就職率は高いかもしれないけれども、その質を上げるためにも、やはりそういう戦略が必要なんです。そのことによって県立大学の評価が上がる、上がれば応募者も増えてくる、いい人が入ってくると、このようになってくるわけで、その辺を含めて、ひとつ意見を申し上げておきたいと思います。

それと、もう一つ気になるのは、県立大学の存在が県内産業に及ぼしている効果を社会に向けて、わかりやすく積極的に伝えていくことも重要とあるわけです。これはまさに県の仕事です。そういった面で、この国内産業に及ぼしている効果というのは、どのように捉えていますか。

【門池学事振興課長】まず、効果ですけれども、

県立大学があることによって、全部で3,000人の学生が在籍すると、それが定員割れを起こさない限りは常時続くというような状況で、それにプラスして教員、職員がそこで生活をするということもございますので、そういったところでの経済的な効果、それからもう一つは、大学というのは人材を育成する機関でありますので、優秀な人材を育成して、それを県内、県外も含めてですけれども、還元していくという効果、大きくは、この2つがあるのではないかと考えております。

【中山委員】この意見書を見てください。真ん中に、長崎県の経済・産業環境の変革をもたらしていること、長崎県の若者人口を増やしていることも事実である。長崎県の経済・産業環境に変革をもたらしているところの評価委員会は言っているんですよ。私も、そうなのかなと思うのだけれども、この辺をもう少しよく調べて、この辺をPRしていく必要があると思うんです。そのように産業に対して県立大学が貢献しているんだということになると、県民が関心を持ってくる、ひいては、それは生徒に影響してくるわけですから、長崎県の経済・産業環境に変革をもたらしているということをこれは言い切っているから、それをよくよく聞いて、見て、その辺をPRしていく必要があることを申し上げておきたいと思います。

それと、先ほど中村(泰)委員から言われたように、県内企業の役員経験者をマッチングにするということですから、これはぜひ取り組んでほしいと思います。こういう実務をする人と、もう一つは、戦略を立てる人と、両方あって初めてうまいこといくんだと私は思うんです。そういうことで、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、一つだけ気になるものがあるんです。県立大学法人の令和2年度に関わる評価の結果の中に、全体評価というのが1番目にあるんです。それで、2ページを開けてみてください。上から2行目、県内就職の44%という目標値は、国際化時代を考えると高過ぎるのではないかと思われます。ここは評価委員会がこうして結論づけているわけです。一方では、やれと言いながら、一方では、自分たちはこうして、「国際化時代」というのは何です。国際化時代というのは2~3年前から始まったわけではなくて、もう何十年前から始まっている問題でしょう。その辺を取り上げて、私はこの意味がよくわからない。一方で、やれやれと言いながら、一方では、自分たちは結論として、国際化時代だから、これは高過ぎると思われたら、私に言わせれば、こういう二律反するような形になっているわけです。ぜひ、これについては一回評価委員会の方に、この中身について、ひとつお聞きしてもらいたいと思いますし、これは学事振興課と書いてあるわけではないでしょう。私はそこが気になるんですよ。ぜひ、そういう形で、評価委員会がすることは評価するけれども、総論の中に、こういう形で国際化時代を考えると高過ぎるのではないかと思われるとか、ここまできちんと書く必要はないと私は思うんです。そういう意味で苦言を申し上げて、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】おはようございます。何点かお尋ねをしたいと思います。

県立大学の関係について、取組がありました。ここで改善して取り組んでいきたいということで、「地域に根ざした大学」、また「選ばれる大学」ということで書いてあります。いろいろな意見もございますけれども、今、シーボルト

校、佐世保校とありますし、地域に根差した大学ということについて、当局の考え方、どういう形で地域に取組を広げていこうとされているのか、その観点について、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】県立大学では地域貢献に関する目標というのを定めておりまして、その中で、高校生とか地元企業に選ばれる大学であったり、地域と共に発展する大学というものを目指すことにしていまして、それに基づいて、いろいろと取組を実施しているところでございます。

その中で、地域に開かれた大学、地域貢献のための取組としましては、県民向けに公開講座、県立大学の先生が県民向けに講座を実施したり、学術講演会とあって、外部の講師を招いて県民向けに講演会を実施したり、あとは大学の施設、体育館であったり、図書館を開放するような取組もやっておりますし、今、佐世保校に地域交流棟というのを建設しているんですけれども、そこでも住民の方に使っていただくスペースなんかを作っておりますので、そうしたところの利用を図っていただくということもあります。あとは、大学院においてはリカレント教育を実施しておりますし、社会人の方に大学で学んでいただくような体制も取っているところでございます。

それから、学生の活動としましては、学生が自主的に地域の活性化等につながる活動に対して、学長が一定適当と認めたような取組に対しては、奨励金を交付しまして学生の活動を促進させたりしておりますし、先ほども申し上げましたが、「しまなび」プログラムというのをやっておりますし、その中で、1年生ないしは2年生全員が長崎のしまを訪れて、その地域課題

に対する解決提案を行うような取組を実施しております。

そういった取組を通じて、地域に根差した大学になれるように努めているようなところでございます。

【麻生委員】地域に根差したということでお尋ねしたいのは、人的なつながりが深まれば、地元就職しようとか、いろいろな形につながりが出てくるのではないかと考えていますので、いろいろな企業との関係の展開もあるかもしれませんが、いろいろな地域の人たちとも連携含めてやることによって、一定の効果もあるのではないかと。大学というのは垣根が高いので、市民の皆さんが大学を活用するというのはなかなかないので、積極的に大学の方からアプローチかけていってやるのが大事かなと思いますので、その点は、いろいろな市民講座もあるでしょうけれども、長崎大学は、寺島実郎さんとか、今のJR九州会長の唐池さんと呼ばれて、いろんな形の戦略をやっておられますので、そういう方についてもお願いしたいなと。ぜひ展開を図りながらお願いしたいと思います。

あと1点は、「選ばれる大学」ということであります。今、定員割れはしていないという状況で、今、少子化になってきています。県立の公立大学ですから、ある程度は経済的な状況もあるかと思っているんですけども、私は、「選ばれる大学」というのは、もちろん学部学科も大事だと思うんですけども、入った時に学生のケアが、ちゃんとしてくれているのかと。今、コロナで大変な状況があるかと思えますけれども、この中で、しっかりと学生支援課あたりがケアをしていくというような形も含めながら、それとOG、OBのつながりの連携とか、そういうことが大事だと思いますけれども、ま

ずは「選ばれる大学」として、もちろん情報セキュリティ学科も新設されて、今、定員も増えました。そういった投資もされていることは十分理解しているんですけども、「選ばれる大学」を地方大学として構想されて、今3年目ぐらいの状況なんですけれども、今後、戦略として、どういう形を大学法人として考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】大学の進学率も上がってきておりまして、その中で、少子化も進む中、県立大学が選ばれる大学となるためには、今やっている取組としましては、平成28年度の学部学科再編というのがありまして、それによって社会のニーズに応じた特色のある大学、例えば国際系の学科であったり、情報セキュリティの専門を学べる学科、こういったものを設置しているということもありますし、あと教育の内容としましては、卒業要件に資格試験、TOEICであったり、日経テスト、情報セキュリティマネジメント、そういった資格試験を導入しているということと、それから課題解決型の学びができるということで、「しまなび」プログラムというのも実施をして、教育内容の向上を図っているということです。

それともう一つ、現在、佐世保校の建て替えを実施しておりまして、学生にとっては、使いやすいキャンパスが重要でありますので、そういったところを進めているということと、それからシーボルト校の方では、先ほどお話がありました情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を設けまして、産業振興的な要素も図りながら、学生と企業が交流できるような場を設けて、より魅力を高めるような取組をやっていただいているところでございます。

それから、きめ細やかな学生の支援という面

につきましては、経済的な支援としましては、授業料の分納とか延納、経済的に困っている学生に対しては、そういった対応をさせていただいたり、あとコロナの経済的な影響ということで、昨年度と今年度は、低所得の世帯に対して、授業料の減免の県単独の上乗せを実施したり、あと精神的なケアにつきましては、学生に対する相談体制ということで、学校の保健室であったり、公認心理師、学校医、こういった相談の内容に応じ段階的に対応できるような体制を取っているところでございます。

それと、同窓会からの支援につきましては、OB、OGが学生の就職活動の支援ということで、模擬面接の中で、面接官の役割を果たしていただいたり、あと今年度なんですけれども、学生や教職員に対してマスクを提供したり、あと寄附をしていただいたり、それから学園祭の支援とか、そういったところを実施しているところでございます。

【麻生委員】いろいろな形で取組があっているんだなと思います。

それで、今、学生に対する補助の問題で、横長の資料の19ページにあります中でお尋ねしたいのは、授業料の減免関係の金額が年々増えてきていまして、多分、コロナの関係もあるのかなと。今回、503件、金額で2億1,300万円、こう増えていきますけれども、これについてお尋ねしたいんですけれども、これは多分、給付型奨学金の関係で、国からの補助だと思うんですけれども、県立大学としての持ち出しはあるのですか。

【門池学事振興課長】県立大学における修学支援新制度の財源につきましては、全て県費で賄っているところでございます。

【麻生委員】 大変大きな金額でもあるし、30

億円近くの運営費も出しているわけですから、ある意味では、しっかりと学生を育成していただきたいと。しかし、先ほどありましたように、3,000人近くおられるので、一定経済効果はあるということは十分認めているんです。大学といっても、私は産業だと思っているんです。その地域で本当に大きな活力になっていると思っていますので、ぜひ取組をお願いしたいと。

最後に、留年だとか、退学者の状況が書いてありますので、これについて極力退学者が出ないように、せっかく入ってきていただいた学生が、ある意味では減っていくわけですから、それについての対策はどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。わかる範囲でいいです。

【門池学事振興課長】先ほどの答弁と少し重複する部分もありますけれども、経済的な理由で退学を検討しているような学生につきましては、授業料の分納、延納を紹介して、対策としては実施をしているということと、経済的問題以外の場合であれば、カウンセラーによる対応であったり、就職課であったり、そういう事務局の職員が相談に応じたり、そういった体制を取っているところでございます。

【麻生委員】ぜひ学生に対して対応をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、私学振興関係の課題についてお尋ねしたいんですけれども、先ほどの陳情の中で私はお尋ねしてなかったんですけれども、この陳情の関係の「私立学校等に対する助成制度の充実」の5項目の中に、定員問題についての話があります。私立高校の関係の方と意見交換する中で、長崎市内で定員割れが結構多くて、今、人口は減っているんだけど、公立高校の競争率も一定あるので減らせないということで、

ということが起きているかという、1次、2次試験があって、2次試験で定員割れすると、私立に入っている子たちの見込みの学生をがばっと取っていくという話も出ていたんです。それは公立高校の状況ですから、皆さん入りたいのはわかっているんです。それを統一する形で見直しできないのかという話が上がってきているので、これは教育委員会との接点もあると思うんですけれども、私学を担当する総務部としては、どういう形でお考えなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【門池学事振興課長】公私の定員の問題でありますけれども、全体的な傾向としましては、今、公立と私立で、高校であれば7対3という形で、7割を公立で、3割を私立ということで定員を設定しているところであるんですけれども、実際の入学者につきましては、今、公立が7割を若干切りつつあり、私立は3割を少し超しつつあるというところがございます。

大きな要因としましては、昨年度から就学支援の制度の充実がありまして、年収590万円未満の世帯の生徒については、私立高校の授業料が実質無償化されたというところもありまして、そういった意味では、一定私立高校についても、そういう追い風的なものは吹いているのではないかと考えているところです。

【麻生委員】県内でいろいろ違いもありますので一概には言えないけれども、この前、山本(由)議員が本会議で島原関係の公立高校は定員割れしている、逆に、通学制度の状況で、諫早市内の私立高校は結構充足は高いんですという話もされていまして。それは保護者が選ぶ状況だから仕方ないとは思いますが、片一方では、長崎市内の私立高校については、若干定員割れが結構出てきているのかなと。そこら辺、

私学振興の状況で、私学の精神だから、お尋ねすると、金は出すけど口は出さないという話はされておったので、ある程度、健全経営をして、存続してもらう、それは私は長崎市内の人材、文化を育てる状況と、県内は結構私立大学がございますので、そういうものの人材としての受皿になってくれるのかなと思っているところでもあるものですから、ぜひ私立高校の皆さんとも連携していただいて、いろいろな課題があるかと思しますので、そこについては、ぜひ何らかの形で連携取ってお願いしたいと思っております。お尋ねした件で、何かありましたら。

【門池学事振興課長】私立学校については、学校法人が運営しているということもございまして、県としましては、その権限というのは一定制限をされているというところがございますけれども、私立学校が自らその魅力を高めていく取組については、県の方も後押しをするような形で、例えば教育振興費補助金の中であれば、スポーツとか文化活動、こういったところで全国大会とか九州大会で上位の成績を収めた場合は、その補助金の中での加算を実施したり、あと主に教育の面でいけば、教育内容の充実、英語教育に力を入れるとか、ふるさと教育に力を入れる、そういった特色のある取組については、そういう支援をする補助金というのを設けておりますので、そういったところをしっかりと活用していただきたいと思っております。それから先ほど申し上げました就学支援の充実がなされているというのもございますので、そういったところを私学の魅力と併せて、しっかり中学生、その保護者に対してPRをしていただくことが重要ではないかと考えております。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【宅島委員】基本的なところをお尋ねしたいのですが、学事振興課で所管をされている私学の高校生の定員、また実際の生徒数、所管する大学の人数、それを教えてください。

【門池学事振興課長】まず、私立の高等学校の令和3年度の定員でございますけれども、全日制の学校で1万2,757人で、そのうち実員、実際に在籍されている生徒さんが1万1,358人で、大学につきましては、県立大学でございますけれども、収容定員としては令和3年5月1日で2,800人で、在籍している学生さんが2,971人となっております。

【宅島委員】 それでは、高校生の部分は定員割れで、大学生の部分は定員以上ということでしょうか。

【門池学事振興課長】 高校については、学校それぞれありますけれども、定員割れをしている学校が多いという状況がございます。それから、大学におきましては、定員を若干超えているという状況でございます。

【宅島委員】 ありがとうございます。

それで、就職率の問題に移っていくのですが、高校生の県内就職率、これは公立高校、私立高校含めて69.9%ということで、過去最高ということになっているんですけれども、私立学校、学事振興課所管の生徒さんによる就職率、これはどうなっていますか。

【門池学事振興課長】 県内の私立の就職率につきましては、97.6%になっております。県内就職率につきましては、令和3年3月卒業生で、75.8%になっております。

【宅島委員】 あと、大学の方も県内就職率を教えてくださいいただけますか。

【門池学事振興課長】 県立大学の今年3月卒業された学生さんの県内就職率は、29.7%になっ

ております。

【宅島委員】 ありがとうございます。私立が75.8%で、大学で29.7%の方が県内就職をされたということですね。

それで、就職されるのは、もちろんうれしいことなんですけど、しかし、この前の一般質問で言ったとおり、離職率がかなり高いんですね。高校生の方の公立、私立合わせての離職率が44%、これは非常に高いと思うんですが、これは全国平均すると5%ほど高い。県内に就職していただくことは非常にありがたいし、頼もしいことなんですけれども、その就職をされた後のことまで含めて、きちっとやっぱり学事振興課としても、所管をされている私学の学生さん、学校側の就職担当の先生とか、企業側の経営者なり、学事振興課はそこら辺のコミュニケーションを図っているのかどうか、いかがですか。

【門池学事振興課長】 私立の高校におきましては、あまり転勤がないというところが逆にメリットになっているというところもありまして、就職の担当の先生なり、就職指導員の方がずっといらっしゃるということで、卒業後も、就職先に行った卒業生とのコミュニケーションというのは一定図られておりまして、例えば転職の相談とかがあったら、その相談にも応じているということは聞いているところでございます。

【宅島委員】 それではお聞きしますけれども、高校生の卒業生の方々の3年以内の離職率が44%となっているんです。それはきちっと県としての答弁で出てきているんですね。では、私学の高校生の離職率というのを把握されますか。

【門池学事振興課長】 すみません、数字は把握していないところでございます。

【宅島委員】 せっかくの機会なので、きちっと

把握もしてください。だって、答弁では、高校生の離職率、3年以内で44%と出ているのに、私立の学事振興課が把握していないということはおかしいではないですか。多分、合わせての44%だと思うんですね。だから、学事振興課で所管されているところの就職率、離職率、そういったところもきちっと把握されて、県内に残っていただくような政策の打ち方をぜひしていただきたいと思います。恐らく、この44%の辞められた方々のうち、ほとんどは県外に流れているというようにお聞きをしているのですが、せっかく県内に残って就職していただいても、3年以内に約半数の人が辞めて県外に流出していると。長崎県の最重要課題である人口減少にもこれがつながっているんですよ。そこを含めて、お金だけ配分するのではなくて、しっかりそういったところも学校側とも、先ほど言われるような生徒と企業とのマッチングの部分から含めて、本当に生徒がその企業に適しているのか、そういったところも含めてきちっとアドバイスしてあげないと、結局、こうやって離職率が高くなるということになっていきますので。

あと、大学にしても、県立大学生の離職率が38%ぐらいだということでお聞きしているのですが、それはいかがですか。

【門池学事振興課長】 全体的には三十数%ということになっておりますけれども、県立大学では、平成26年に一回離職率を調査しまして、その時は、大体13%程度という数字が出ているところでございます。

【宅島委員】 では、平成26年度以降はしていないということですね。できれば、今年度は無理でしょうから、来年度ぐらいでも、県立大学生の、県内就職された方々、あと離職をされた方々、ここぐらいまでをきちっと把握されて、

その後のいろんな県の人口減少等々の政策にフィックスさせながらやっていただきたいと思います。部長、いかがでしょうか。

【大田総務部長】 離職率の関係でございますけれども、我々としても非常に重要な問題だと思っております。今ご指摘いただきましたとおり、県内の人口減少というところも当然そうでありまして、ご本人たちが就職を選ぶ際に、先ほどご指摘いただきました、本当にその人に適している職業調整なりをできているかという観点もあると思っております。

この離職の追い方なんですけれども、実は非常に難しいところもございます。一度手を離れてしまった人たちに、当然アプローチはしていくんですけれども、そういった難しさもあるとは考えておりますけれども、その中でも、しっかりできている高校あるいは大学もあると思っておりますので、そういった事例も参考にしながら、全体として離職率が低くなるように取り組んでいきたいと思っております。

【宅島委員】 ありがとうございます。

とにかく長崎県の最大、最重要課題は、人口減少をいかに止めるか、ここにかかっていると思っておりますので、こういった県内の就職された方々にいかに残っていただくかで決まってくると思っておりますので、今後の政策に期待をして、質問を終わります。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

【徳永委員】 宅島委員の関連なんですけれども、私立高校の就職率は聞きました。七十何%、これは高いんですけれども、ただ問題は、進路状況なんです。私立高校生、これは就職だけではないんですよね。当然、大学、専門学校。この進路状況はどうなっていますか。

【門池学事振興課長】 私立学校における進路状

況でございますけれども、今年3月の卒業の方の進路状況につきましては、大学、短大等に進学された方が51.2%、それから専修学校等に進学された方が25.4%、就職をされた方が20.4%、その他が3%という結果になっております。

【徳永委員】 就職は20.4%、この20%の中のいわゆる県内就職率というわけですよ。約80%が大学、短大、専門学校ということで、この方たちの県内、県外というのはどういう状況なんですか。

【門池学事振興課長】 年数は異なるんですけども、平成31年3月の卒業生の進学の中で県内、県外の内訳としましては、県内が大体48%で、県外が52%となっております。

【徳永委員】 半々ということですね。大学は、学校はいろんな選択肢がありますから、それは個人の権利の中で行かれますけれども、こういった方々が今後県内に戻ってくるのか、県外就職なのかという、これも一つの大きな問題になるんですけども、その辺の調査はされているのですか。

【門池学事振興課長】 学事振興課では、その調査というのはやっておりませんが、産業労働部の方で、県外に進学した学生に対する働きかけというのは一定やっている聞いております。

【徳永委員】 わかりました。こういうところも学事振興課でも、今後、そういう追跡調査ではないですけども、していただければと思っております。

そういう中で、もう一つ、県立大学についてなんですけれども、学科がいろいろありますけれども、この学科、正直言って、私たちから見れば、内容があまりよくわからないんですよ。大学ですから、次は当然就職ということになり、特に県内の就職となれば、県内の企業との連携

というのが県の方でも対策としてもやられておりますけれども、そういうものも含めてのことで学部学科を変えてきたのでしょから、そういうものも考慮しての設置なんですか。

【浦川委員長】 暫時休憩します。

午前 11時44分 休憩

午前 11時44分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

【門池学事振興課長】 学部学科再編に当たって、その学科を設置した考え方なんですけれども、それまでは、文系であれば経済学部それから国際情報学部、それから看護学部とあったんですけども、経済学部を経営学部と地域創造学部、それから国際情報学部を国際社会学部と情報システム学部に分けているんですけども、その考え方としては、時代のニーズに合わせて、学生がどういうところを目指しているかというのを考えて、例えば情報セキュリティとか、それから英語を重視する国際系の学科、そういう考え方で設置していると考えております。

【徳永委員】 この前、視察に行った時は、理由はお聞きしましたけれども、正直言って、どうなのかなと。我々の時代は、確かに経済学部、法学部、単純な学部学科、逆に言えば、わかりやすくですね。ただ、では、中身がどうなのかといえば、いろんな問題もあったんでしょうけれども、それが変えることによって非常にいい方に行っている面もあると思うんですけども、ただ、我々の時代と今の時代のニーズが違うものだから、こういう学科再編というのも当然できてきたと思いますけれども、私は、変えた効果がどうなのかということは、一度しっかりと調査をやってもらいたいと思うんです。というのが、今、いろんな大学がテレビ等であり

ますけれども、非常に特化した大学が増えてきていると。日本の大学の場合の一番の欠点は、入るのは難しいけれども、逆に、出るのは易しい。では、この4年間で何を学んだかと。いわゆる学部学科は、門戸を開いて、そういう選択肢はできたけれども、これが本当に企業にとって、そしてまた本人にとっていい結果になっているかという、私はいつも、ちょっとこれはどうなのかなと思うんですけれども、総務部長、あなたから見た場合に、そういうところはどんなですか。

【大田総務部長】学部学科再編の関係、ご案内のとおり、平成28年度にやらせていただいております。先ほど課長からも答弁申し上げましたけれども、当時の思想といたしましては、課題の発見力ですとか、社会人としての基礎力、あるいはグローバル化、情報化に対応していくというところでありまして、私も拝見した時は、ある意味、非常に特化して、特にセキュリティ学科とかはそうですけれども、特化していった部分が非常に大きかったんだろうと受け止めておりました。

その中で、ようやく令和元年度、情報セキュリティ学科も卒業生を迎えまして、これからまさに社会にとってどうかというところが見えてくることだろうと思っております。そういう意味におきましては、これから卒業生が増えてくる中で、その企業あるいは社会とのニーズ、マッチというところもしっかり見ていく必要があると思っております。それはすなわち、学部学科をもう一回再編するというにすぐつながるかどうかなというのはありますけれども、おっしゃったとおり、学部学科の再編の趣旨というところについては、不断の見直しをしていく必要があると思っております。

【徳永委員】県立大学は、今大きな問題と言われる、どうやって県内に就職、とどまっていたかということでもありますから、当然そういうものを見据えての学科再編だと、私はそう認識しておりますので、そこはしっかり大学、そしてまたこの前、視察でも私、言いましたけれども、学生の意見、そしてまた本当にその4年間でどうだったのかを検証していただいて、それと企業との連携を取っていただき、さらなる県立大学が県内就職に対して貢献といたしますか、そういうものを持つての大学なんだということにさせていただきたいと思っております。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、議案外の所管事務一般に対する質問を終了いたします。

総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

午前 11時49分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、第2号請願の審査と教育委員会関係の審査を行いますので、よろしく願いいたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時30分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

関係理事者として、学事振興課長とこども未来課長に出席いただいております。

したがいまして、理事者の出席範囲として、お手元に配付いたしております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いします。

第2号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を議題といたします。

紹介議員から説明をお願いします。

【堀江紹介議員】 請願第2号「ゆきとどいた教育を求める請願」紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、子どもたちの命と健康を守るとともに、学ぶ権利を保障するため、教育条件整備を行ってほしいと国に対し5項目、長崎県に対し2項目を要望しています。

少人数学級の一刻も早い実現、教職員の増員、学費無償化と給付奨学金制度の拡充など、子どもたち、生徒、保護者や教職員の要望に基づいた項目です。

子どもたちの笑顔が輝き、生き生きと学べる学校づくりのためにご尽力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

請願には、提出時より増えて3,153筆の署名が付記されていることも紹介いたします。

なお、請願人より直接の趣旨説明の申出がっておりますので、重ねて、よろしくをお願いいたします。

【浦川委員長】 この際、お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申出がっておりますが、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は

5分以内で簡明にお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時31分 休憩

午後 1時36分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

これより請願についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

【千住委員】 の、国の責任で小学校全学年で35人以下学級を計画的に今、進められていると思うんですけども、例えば、ここに書いてある5年前倒して行うといったところに対して、もし5年前倒して行った場合に、実際どういう問題が出てくるのかというのをお聞きしたいんですけども。

【上原教職員課長】 小学校の学級編制の標準の引下げにつきましては、国の改正義務標準法の附則によりまして、毎年度政令で定める学年について段階的に実施することとされています。仮に、この5か年計画が前倒して実施することになりますと、教員の確保等について問題が生じるのではないかと考えています。ですので、前倒しというよりは、現行の計画について、加配定数の削減によらずに、現行の計画を着実に実施していただきたい、それと地域の実情を踏まえて加配定数の確保等について現在要望しておりますので、引き続き、そのような国への要望をしていきたいと、そのように考えております。

【千住委員】 ありがとうございます。

まだ幾つか聞きたいんですけども、請願人の方から、できるだけ最終的には20人以下の学級を目指すとかいうのがあるんですけども、実際私も教職を2年半ぐらいさせていただいて、当時、ちょうど30人のクラスを2年続けて持つ

たんですけれども、すごく楽しくて、子どもがわいわいして、すごく雰囲気があって、私も子どももいるんですけれども、最近、少ない学級になると、ちょっと何か寂しさも感じるところも正直あります。30人の学級と、例えば20人の学級を見るとなると、確かに教員の見る負担と言ったら変ですけれども、がかかると思うんですけれども、それに対して今取り組まれていることといたしますか、例えば、よく言う加配がされているとか、あるいは先生方が2人ついて、サブについて補助的な先生もついているとかいうのもあるんですけれども、そのあたりの取組なんかも教えていただけたらと思うんです。

【大場義務教育課人事管理監】現在、国による加配を使いながら、今おっしゃったようにTTによる授業体制とかを行っているところがあります。少人数学級についても、現在、例えば35人以下学級においても、小学校では94.6%、中学校においては81.9%が実施をされているところですが、仮に20人以下学級となった場合については、児童生徒の間での多様な個性の触れ合いであるとか、切磋琢磨できるような機会が少なくなるという理由から、私どもは、現在必要はないと考えております。

35人以下学級についても、先ほどから説明がありましたとおり、国の動きの中で随時行うように年次計画をされておりますので、中学校においても、その実績を検討しながらということも国も申しておりますので、そこを注意深く見守っていきたいと考えております。

【千住委員】ここに請願の細かい部分で、とか、設置基準とか、「義務・高校標準法を改正し」とかいうところが載っているんですけれども、現在、見直しとかもあっているようなお話を聞いているのですが、そのあたりもご説明い

ただけますか。

【宮崎特別支援教育課長】特別支援学校におきましては、今まで設置基準というものが設けられておりませんでした。それを今回、6月に施行されております。それには校舎の面積であるとか、1学級の最大の人数等が定められており、今後、それに基づいて学校の設置などを進めていくということになっております。

【千住委員】一応見直しもやっておられるということと、あと段階的にやっていく中で、今後、年次的に進めていくというのが方針が出ているので、私も、それでいいのかなと思っています。

請願の中に、教員の負担を減らすというようなところも載っているんですけれども、実際、働き方改革というのも現在進められていると思います。私自身の個人的な考えなんですけれども、クラスの人数が減って教員の負担を減らすのが実際子どもたちのためになるのかなと。人数が少ないよりも、たくさんいた方が、すごく子どもたちのためにはなるのではないかなと思うんですけれども、実際財源的な問題もあるでしょうし、正直、臨時で産休代替とかの先生もなかなか難しいと言っている中で、こういった教職員を一気に増やすというような考えとかいうのは、当然難しいと捉えてもよろしいのでしょうか。

【上原教職員課長】先ほど回答しましたとおり、現行制度、5か年計画ということでされておりますけれども、国においては、この5か年の間に、要は、生徒が減っていきますので、それに伴って教員が自然減していく、その部分を少人数の方に活用していけばいいのではないかなという考えです。我々としても、そういった考えの下に、今後の採用見込み等々も立てていっているような状況です。ですので、先ほど

回答しましたとおり、これが仮に前倒しになった時には、教員の確保という問題が出てくるのではないかと考えております。

【浦川委員長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】この で、高校・大学での学費無償化で高校生・大学生の給付型奨学金制度を拡充することということで書いてありますけれども、現行制度、2019年、消費税が上がって、給付型奨学金も拡充されました。また、高校生については、私立も590万円以下は無償化ということになっていきますので、このことについて、ここ2年間ぐらいでどのようになったのか、そしてまた給付型奨学金については、現在また拡充されて、今年度、多くの学生が受けていると思いますけれども、実態どうなっているか、そこを教えてくださいませんか。わかる範囲でいいです。

【門池学事振興課長】私立高校における就学支援の拡充の状況なんですけれども、拡充の内容としては、590万円未満世帯の生徒の授業料については、ほぼ無償になっておりまして、それ以上の世帯については、一定負担が残っているという状況になっております。県内の私立高校の生徒数の約6割がこの590万円未満の世帯に属しておりまして、その方々については、ほぼ無償化がされているという状況です。

それから、大学生については、県立大学の状況になってしまうんですけれども、令和2年度から、年収380万円未満の世帯の学生に対して、段階的にはあるんですけれども、授業料の軽減と、それから給付型奨学金の交付というのがなされております。県立大学においては、約400人がその対象に当たっているというところになっております。

【麻生委員】ここでは完全無償化という話があ

るんでしょうけれども、今、県も高校生については590万円以上の方についても一部、所得の関係で720万円までだったか、負担していますよね。この分、教えてもらえますか。

【門池学事振興課長】私立高校の生徒のうち、年収590万円以上の世帯については、590万円から910万円までの世帯については、国の方で年額11万8,800円の授業料の軽減がなされておりますけれども、県の方として、さらに590万円から720万円までの世帯については、月額6,600円の上乗せをしております。その対象になる生徒が、約1割該当するということでございます。

【麻生委員】併せて、今、県立大学だけしか言いませんでしたけれども、国においては、給付型奨学金、全国で10万人以上になるかと思っていますけれども、それについてははっきりした数字がわかっていることがあれば、教えていただきたいんです。給付型奨学金は、2年前から与党で一生懸命やって、消費税が2%上がった分については、1%を主に子どもたちに還元すると、全世代型社会保障ということでやってまいりましたので、これは今、十分取り組んでいるのではないかと私は思っているところでありますので、段階的には、給付型奨学金も税制の問題もあるでしょうから、しっかりと学ぶ人たちが希望を失わないような形で展開していければと思っていますので、十分今、制度が対応してきているのではないかと思っているところでございます。

【宮崎特別支援教育課長】先ほどの答弁の訂正を1つさせていただきます。先ほど、特別支援学校の設置基準の施行が本年6月と申し上げましたが、誤りでございました。設置基準は、令和4年4月に施行することとしておりますが、現在

建設計画中の特別支援学校等もあることから、学校編成、学級編制並びに施設及び設備に係る規定に関しましては、令和5年4月1日の施行ということでした。申し訳ございませんでした。

【浦川委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

【千住委員】この請願についてですが、中身については大体理解はできたんですけども、今、ご質問したりした中で、現在、35人学級を段階的に進められているということで、5年前倒しすると、教員の確保、質も当然落ちてしまうというのがありますので、5年も前倒しすること、あるいは例えば学校の新設とかいうのもあるんですけども、今の教育でいけば、障害のある子、ない子も同じ教室で過ごすというような教育も進められていますし、また人数を少なくすることで、教職員の負担ではなくて、やっぱり実際子どものためになっているのかというようなところを考えると、本請願には賛成できないと、反対というところで意見を出したいと思えます。

【浦川委員長】ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに、討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時50分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

第2号請願に対する質疑・討論が終了しまし

たので、採決を行います。

第2号請願「ゆきとどいた教育を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

〔賛成者起立〕

【浦川委員長】起立少数。

よって、第2号請願は、不採択とすべきものと決定されました。

以上で、請願の審査を終了します。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでございました。本委員会を代表いたしまして、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人には、ご退室いただきたいと存じます。

しばらく休憩いたします。

再開を、2時といたします。

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

【浦川委員長】委員会及び分科会を再開いたします。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

【浦川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

教育長より予算議案の説明をお願いいたします。

【平田教育長】教育委員会関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料、教育委員会をお開きください。

教育委員会所管の補正予算額は、そこに記載のとおりでございます。

この結果、令和3年度の教育委員会所管の予

算総額は、1,317億886万5,000円となります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

障害のある児童生徒が情報端末を効果的に活用できるよう特別支援学校に整備している入出力支援装置について、国が示す補助対象範囲の拡大等に伴う追加整備に要する経費として、804万4,000円の増、新型コロナウイルス感染症対策として、県立学校において修学旅行が中止となった場合に、発生したキャンセル料の補助に要する経費として、600万円の増、職員給与費既定予算の過不足調整に要する経費として、9億5,163万4,000円の減を計上いたしております。

債務負担行為については、教育センターに導入したテレビ会議システムの、令和4年度のライセンス使用に係る経費として、管理運営費17万9,000円を計上いたしております。

繰越明許費については、補助事業者が実施する文化財関係国庫補助事業において、入札不調により改めて全体工程の見直し等を行ったものの、年度内の適正な工期確保が困難となり、県の随伴補助金も繰り越す見込みとなったため、文化財保存費194万1,000円を設定しようとするものであります。

以上をもちまして教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】第127号議案の横長資料10ページ、今、教育長から説明がありました県立学校において修学旅行が中止となった場合のキャンセル料の経費ですが、これは全ての県立学校が対象

ということで理解をしますが、問題は、このキャンセル料の補助になる期間なんですけれども、修学旅行が中止となった場合ということなので、これは来年の3月までという解釈でいいのですか。

【狩野高校教育課長】そのとおりでございます。この予算につきましては、今年度、既にキャンセルをしている学校がありますので、そのキャンセル料及び12月以降に、今年度内ですけれども、実施予定の県立高校のキャンセル料を計上させていただいております。

【堀江委員】私が聞いたかったことも今、課長が答弁してくださったんですけれども、要は、もう今年度キャンセルになったところも対象になるということで、理解としては、キャンセルした、これからキャンセルするかもしれないという学校が全て対象になるという理解でいいのかということ、再度答えていただけますか。

【狩野高校教育課長】そのとおりでございます。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【浦川委員長】次に、委員会による審査を行います。本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時より、委員会を再開し、引き続き、教育委員会関係の審査を行います。

本日は、お疲れさまでした。

午後 2時 6分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月10日

自 午前10時00分
至 午後 2時 3分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 浦川 基継 君
副委員長(副会長) 中島 浩介 君
委 員 中山 功 君
" 徳永 達也 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 麻生 隆 君
" 中村 泰輔 君
" 千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

山下 博史 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

教 育 長 平田 修三 君
政 策 監 島村 秀世 君
教 育 次 長 林田 和喜 君
総 務 課 長 桑宮 直彦 君
総 務 課 松山 度良 君
県立学校改革推進室長
福 利 厚 生 室 長 吉田 和弘 君
教育環境整備課長 日高 真吾 君

教 職 員 課 長 上原 大善 君
義 務 教 育 課 長 加藤 盛彦 君
義務教育課人事管理監 大場 祥一 君
高 校 教 育 課 長 狩野 博臣 君
高校教育課人事管理監 田川耕太郎 君
高 校 教 育 課 I C T 教 育 推 進 室 長 岩坪 正裕 君
特別支援教育課長 宮崎 耕二 君
児童生徒支援課長 安永 光利 君
生涯学習課長 山崎 由美 君
生涯学習課企画監 山崎 賢一 君
学芸文化課長 草野 悦郎 君
体育保健課長 松崎 耕士 君
体育保健課体育指導監 岩橋 英夫 君
教育センター所長 立木 貴文 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【浦川委員長】おはようございます。
委員会を再開いたします。

なお、山下委員から欠席する旨の届が出されて
おりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、委員会による審査を行います。

教育委員会においては、今回、委員会付託議
案がないことから、教育長から所管事項につい
ての説明を受けた後、提出資料について説明を
受け、その後、陳情審査を行い、最後に、議案
外所管事務一般についての質問を行うこととい
たします。

教育長より所管事項説明をお願いいたします。

【平田教育長】教育委員会関係の議案外の主な
所管事項についてご説明いたします。

文教厚生委員会関係説明資料、教育委員会の

1ページをお開きください。

（令和4年3月公立高等学校卒業予定者の就職内定状況について）

本県が独自に調査した公立高等学校の新規高等学校卒業予定者の就職内定率は、10月末現在で75.1%と、前年同期の65.2%と比較し、9.9ポイント増加しております。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に就職試験開始が例年より1ヶ月遅れていましたので、比較可能である一昨年度の10月末現在の78.3%と比較すると、3.2ポイントの減少となっております。

令和4年3月新規高等学校卒業予定者に対する求人数についてですが、長崎労働局によると、9月までに県内のハローワークに提出された求人数は4,091人分で、前年の同期比で296人分増加しております。

就職内定者に占める県内の割合は70.2%と、前年同期を5.0ポイント上回っております。一方、就職未内定者は538人おり、県内定着の観点からも県内就職支援を継続していくことが、重要と考えております。

県教育委員会では、これまで、関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠拡大や処遇改善、早期の求人票提出を要請するとともに、進路指導担当職員や3年生担任、キャリアサポートスタッフを集めて研修会を実施する等、学校と一体となって県内就職支援に取り組んでまいりました。また、就職希望者の多い高等学校で、地元企業の職場見学会や企業説明会を開催し、県内企業の認知度を高める取組や、本県の暮らしやすさ等を紹介する講演会の開催など、あらゆる機会を通して生徒や保護者に県内就職の魅力を周知しております。

引き続き、関係機関との連携強化を図り、就

職を希望する高校生全てが就職できるよう支援してまいります。

3ページの上段をご覧ください。

（県立学校におけるいじめ重大事態の公表について）

令和2年8月から10月にかけて、いじめを受けたことにより、県立学校の生徒が登校できなくなるという事案が発生いたしました。

県教育委員会としましては、令和2年12月、学校から出された報告書に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号に規定する重大事態であると判断いたしました。

この度、いじめ問題に関する学校対応の見直しや同種事態の未然防止、また、被害生徒及び保護者の意向に沿い、「調査報告書及び保護者の所見」を令和3年11月8日から11月19日までの期間、県のホームページに掲載し公表するとともに、県立学校へ各学校におけるいじめ防止対策等の見直しを図るよう通知したところです。

いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという認識のもと、いじめ防止対策推進法に基づき、今後さらに、各学校における生徒指導及び教育相談体制の充実を図り、組織的な対応の強化に努めてまいります。

（第69回全国地域婦人団体研究大会長崎大会について）

11月1日、2日の2日間、全国地域婦人団体連絡協議会の会員が参加する「第69回全国地域婦人団体研究大会」が長崎ブリックホールで開催されました。本県での開催は60年ぶりとなり、県外の会員342名を含む計753名が参加しました。

大会では、「異国の文化が息づく歴史ある街ながさき～考えよう平和で心豊かな暮らしを～」のテーマのもと、長崎総合科学大学教授ブ

ライアン・バークガフニ氏をはじめとする6名の講師による講演や、原爆資料館・グラバー園などでの現地研修を通して、教育、環境、平和など様々な社会的課題について学び、婦人会の実践力や組織力を高める機会となりました。

今後とも、県内各地域で人づくり、地域づくりを進める婦人会をはじめとした社会教育関係団体の活動を支援してまいります。

5ページ中段をご覧ください。

（施策評価の実施について）

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。今回の施策評価は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が令和2年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる10の基本戦略を構成する43の施策、6つの政策横断プロジェクト及び7つの地域別計画について、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施しました。

教育委員会におきましては、総合計画に掲げる10の基本戦略のうち、主に「戦略5 次代を担う子どもを育む」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、ICT教育の推進につきましては、国の「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」や「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」を踏まえ、県立学校に電子黒板や高速無線LANを整備するなどの環境整備を行ってきました。また、公立小中学校においては、「長崎県遠隔協働学習導入マニュアル」や「長崎県小学校プログラミング教育スタートブック」を作成するなどして、学校でのICT教育の推進を図ってまいりました。

今後の対応方向としましては、国のGIGAスクール構想を踏まえ、学校への先進的な情報

の提供や教員研修の実施等により、児童生徒が一人一台パソコンを活用して、主体的に学習に取り組むことができるよう、引き続き、ICT教育の推進を図ってまいります。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、長崎県総合計画チャレンジ&チャレンジ2025や個別計画等において目標設定しており、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

7ページ下段をご覧ください。

（教職員の不祥事について）

令和2年11月、同僚1名と飲食店において深夜に及び飲酒をした後、記憶がない状態で自家用車を運転し、コンビニエンスストア駐車場に駐車していたところ、警察に職務質問を受け、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で検挙された中学校教諭を10月8日付けで懲戒免職処分とし、当該教諭を管理監督する立場にあった同校の校長を懲戒戒告処分といたしました。

次に、令和2年12月に、県立学校教頭が職場の同僚2名と飲酒した際、代行運転を利用し、自宅近くの道路上で支払いを済ませた後、酒気を帯びた状態で車を5メートルほどバックさせ、道路脇の空き地で脱輪するという事案が発生しました。当該教頭は、会食の途中から記憶がないと供述しておりましたが、その後の警察及び検察の捜査により、令和3年7月21日に道路交通法違反（酒気帯び運転）で起訴され、10月8日付けで懲戒免職処分といたしました。

また、令和3年7月に、小学校事務職員が、佐賀県唐津市から壱岐市へ向かうフェリーの男子トイレ内で、男子中学生や成人男性5～6人を盗撮しようとしたのぞき行為に及んで逮捕されました。以前から同フェリー内男子トイレや、そのほかで盗撮行為を繰り返していた当該事務職

員を11月11日付けで懲戒免職処分といたしました。

さらに、令和3年5月に、県立高等学校教諭が、顧問をしている部活動の退部手続きについて、被害生徒を呼び出し、提出する約束をしていた退部届を自分に提出していないことに対して、大声で威圧するように一方的に詰問するといった不適切な指導を行いました。その後、当該教諭は、同年9月にも、別の被害生徒に対して、授業を始める際の号令の仕方が不十分であるとして、2回にわたり、計150回の腕立て伏せをさせるという体罰行為を行ったことにより、11月11日付けで懲戒戒告処分といたしました。

加えて、11月11日に、県立学校会計年度任用職員が酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕されました。当該案件につきましては、今後、事実関係を慎重に確認のうえ、厳正に対処してまいります。

県内の教育関係者が総力を挙げて不祥事根絶と信頼回復に向けて取り組んでいる中、教職員によるこのような不祥事が発生したことは、学校教育に対する信頼と期待を裏切り、県民に失望と不信感を与えるものであり、県議会をはじめ、県民の皆様に対し深くお詫び申し上げます。

今後引き続き、全教職員に対し、あらゆる機会を通して、児童生徒の教育に携わる職にあることの自覚を厳しく促し、使命感や倫理観の高揚、服務規律の徹底を図るとともに、全ての教育関係者と力を合わせ、不祥事の根絶と信頼回復に向けた実効ある取組の推進に全力を傾けてまいります。

資料の追加1の1ページをお開きください。

（職員の給与改定について）

職員の給与については、県人事委員会による10月7日付けの「職員の給与等に関する報告及

び勧告」において、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるなど、8月10日の人事院勧告の内容に準じた改定を行うよう勧告を受けたところです。

また、国においては、人事院勧告の実施について、勧告制度を尊重し、勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うことが11月24日に決定され、併せて、地方公共団体に対して、地方公務員の期末手当の調整時期についても、地方公務員法の趣旨に沿って、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請があったところです。

県といたしましては、地方公務員法の趣旨を踏まえ、人事委員会勧告を尊重し給与改定を実施することとしますが、実施方法及び実施時期については、国の取扱いに沿って対応することとし、その詳細が決定され次第、県議会に係条を提案したいと考えております。

そのほか、公立学校児童生徒の問題行動等調査について、子どもたちの文化活動の推進について、文化財の指定について、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況について、事務事業評価等の実施についての内容については、文教厚生委員会関係説明資料に記載しているとおりでございます。

以上をもちまして、教育委員会関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いいたします。

【桑宮総務課長】 それでは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました教育庁関係の資料について、ご説明いたします。

対象期間は、令和3年9月から10月まででございます。

まず、提出資料の1ページから2ページでございます。

これは県が箇所づけを行って市町に対し内示を行った補助金についての実績でございます、直接補助金として、地域子ども教室推進事業費補助金など、計20件となっております。

次に、3ページでございます。

1,000万円以上の契約案件の実績でありまして、計4件、競争入札の結果につきましては、4ページから7ページに記載のとおりであります。

次に、8ページから14ページでございます。

これは知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県議会議長宛てにも同様の要望が行われたもので、内容は、身体障害者福祉の充実に関する要望書など4件となっております。

最後に、15ページから17ページでございます。

これは附属機関等会議結果の報告であり、長崎県教育振興会議の会議結果を掲載しております。

以上で説明を終わります。

【浦川委員長】 以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、78、84、90となっております。

陳情書について、何か質問はありませんか。

【麻生委員】 おはようございます。

84 になりますけれども、G I G Aスクール構想の関係で、サポーター要員の増設をお願いされておりますね。今、現場では大変だと思います。ですけれども、きちっとサポーター要員の配置がないと、なかなか現場で混乱を招くのではないかと思いますけれども、これに対して、県としての対応をお尋ねしたいと思います。

【加藤義務教育課長】 I C T支援員につきましては、現在、交付税措置という形で、各学校4校に1名当たりの交付税措置がなされているところでございます。市町に関しましては、その活用を進めていただくことをお願いしているところでございます。

また、県といたしましても、全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望等を行っているところでございまして、人的支援の充実については、進めていきたいものと考えております。

【麻生委員】 もちろんサポーター関係は大事なスタートだと思うんですけれども、これに基づいて、しっかりと先生たちの研修会を持ってもらって、子どもたちの方が逆にタブレットの操作に慣れているのではないかと、どっちかというと、若い先生たちはいいんでしょうけれども、年配の先生たち、特に50代以上の先生たちということで、一部教職の人事の状況をお尋ねしましたけれども、どっちかというと若い先生、中間の先生たちが少なく、退職前の先生たちが多い状況だという話をお尋ねしました。そういうことで、その研修関係について、五島は今回7回と書いてありますけれども、どのような研修で、特に重点的に対応されている内容、そして年配の先生たちに、もちろんワード、エクセルをちゃんと使っていらっしゃる先生たちだと思いますけれども、G I G Aスクールになって、タブレットを使って、どのような観点で

取り組むのか。もちろん、一部には、G I G A スクールですので、教材をうまくコーディネートして、そういったものに事前研修が大変大事だということも言われておりますけれども、こちら辺りについての取組だとか、アプローチ、またいろんな教材、ダウンロードして減っていると思いますけれども、そういったものについての基本的なことについて、この研修会という形はありますけれども、どういう時間で、中身はどのような形をされて、そしてとにかく実地されるのは先生たちでしょうから、そういったことについての流れを教えてください。

【加藤義務教育課長】まず、先生方の研修につきましては、特に本年度、県内 22 地区において、それぞれが導入された機器に基づきながら、私どもも各地区に出向いて、基本的な操作内容についての研修を行っております。そして、その内容については、全ての先生方に共有していただく内容として、基本的な操作を各学校において伝達するという形を取っております。また併せまして、機器操作につきましては、簡単な操作方法がわかる動画等も私どもの方から提供をさせていただいているという状況でございます。

現在、各学校におきましては、特にこの9月から、実際に使いながらの学校の中での研修というものが進んでおります。特に年配の先生方は、抵抗感を持っておられる方々も多くおられます。ただ、本県において、現在、大量退職、大量採用の時代を迎えております。そういった中で、若手の先生方が多数学校の中におられます。これまでも、教育の理念や技を、いかにして若い先生方に伝えていくかということが大きな課題でございましたが、くしくもこのG I G A スクール構想によりまして、若い先生方と年

配の先生方が一緒に交流しながら学校の授業をつくっていくという文化が今、生み出されているところでございます。

今後、私どもの支援といたしましては、特にコンテンツ、授業の実践や実際に授業で使った教材、こういったものを県内で共有していきたいと考えているところでございます。そこで、県内全ての学校の先生方が、クラウド上に教材棚があるような状況でそのコンテンツを使っただけのような推進サイトの構築を今、進めておりまして、来年1月には、その推進サイトを動かしていきたいと考えているところでございます。

【麻生委員】大事な子どもたちとの時間帯は、要は、45分とか、そういう時間帯ですけれども、先生の準備は、それ以上にかかると言われておりますね。ですので、どう向き合うかと。今、先生たちも、時間がない、業務がいっぱいで大変だという中で、うまくこういったG I G A スクール構想で、タブレットを使って、映像と動画で含めてやることによって理解度が上がる、また逆にいえば、集中しない子どもたちについても、ちゃんとわかってもらえるというような状況ですから、しっかりと連携して、最大の効果を上げていただきたいと思っています。それは先生たちがしっかり自信持ってこのG I G A スクール構想の関係でやっていただく、そして横の連携をうまくして、どういう教材がうまく使えたか、そういった学校の教材に合わせた取組をしっかりと展開していただきたいと思っております。

五島だけではないと思いますので、しっかりと皆さんのサポートをお願いしたいと。なかなか各市町では、予算的に加配の状況もありませんでしょうし、そういう配置をしっかりと

らって、うまく立ち上がるようお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【麻生委員】政策過程の関係で、1点だけお尋ねしたいと思います。3ページに各事業者の発注状況がありますけれども、この中に、2点目の環境整備関係で、パソコン購入と、「パソコン27台他周辺機器」と書いてありますね。実は、この事業者さんを見ますと、どっちかというところでは機械工具関係を販売する会社ですよね。ほかのところは全部そういう意味では、結構ソフト的な、扇精光さんでもそうですし、NEC関係のパソコン関係をやっているんですけれども、何でこの事業者さんに、ほかは全部辞退していますけれども、どういう背景の中身がされているのか。仕様を見ていませんのであれだけ、周辺機器というのは、どういうものが構成されているのか。多分、工業高校主体だと思いますので、パソコン、プラス機械連動だと思っていますけれども、それについて、わかる範囲で教えてください。

【日高教育環境整備課長】今回の長崎工業高校のパソコンほか購入の内容につきましては、令和2年補正予算に計上いたしましたスマート専門高校に係る備品でございまして、住宅デザイ

ン室とFMS室（フレキシブル・マニファクチャリング・システム）という部屋でございますけれども、この2部屋用のパソコンの調達をしております。住宅デザイン室では、パソコン16台とディスプレイ16台、それからFMS室では、パソコン11台とディスプレイ、それからカラープリンター、3Dプリンターを購入しているということでございます。そういうことでございまして、学校では、7者を指名いたしまして入札をしているというようなことでございます。

【麻生委員】わかりました。後でいいですから資料を下さい。

ただ、思っているのは、ほかのところはパソコン関係について、しっかりとサポートする部隊がいるのではないかと考えているところですが、こういった形で今後導入される中で、私も、この事業者さんのいい、悪いということではなくて、もちろん価格決定でされているので、そこは公平な状況かと思えますけれども、機器のサポートを含めた関係についても、パソコン周辺機器で、そういったところの状況はあるのかなと思いますので、しっかりと今後の取組、また入れた後の保守メンテが大事だと思いますので、その点もしっかりとサポートをお願いしたいと思います。よろしくお願います。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】長崎県教育振興会議について、お尋ねさせていただきます。ICT教育の推進のところで、今回、「様々なクラウドアプリケーションやAIDRILLなどの活用によって、本当に子ども達の学力が劇的に上がるのではないかと考えている。」と、そういった出席者の方からのご意見をいただいたところであります。

私も、前の一般質問でA Iドリルの導入を県に改めて求めたところでございます。

A Iドリルは、塾に行けないような子どもたちが、A Iが家庭教師になると、こういったことを期待されているものでありまして、本当に格差是正の切り札になり得ると私自身も思っております。改めて、この出席者の方からのこういったご意見を踏まえて、県として、今後どのようにA Iドリルの導入について取り組まれるのか、お知らせいただけないでしょうか。

【加藤義務教育課長】小中学校の状況について、お伝えをさせていただきます。A Iドリル、デジタルドリルにつきましては、端末を導入する段階から、この端末を有効活用する上では、このソフトというのは大変重要なものであるだろうということで私どもも考えておりました。そういった内容について、市町の教育委員会とも、これまで協議を重ねてきたところでございます。

本年2月の段階で導入を決めておった市町は、8市町ございました。この6月の段階では、10市町が導入を決めております。その後も、さらに広がっております。今後、来年1月に、また協議会等でこの状況については確認をさせていただきたいのですが、まだ導入していない市町におきましても、指定校を設定して、その中で、A Iドリルの活用性について研究等を進めているところでございます。

A Iドリルにつきましては、いかにして使っていくかということも今後、大きな課題になっていくかと思っておりますので、そのようなことについては、今後も協議を重ねていきたいと思っております。

【岩坪ICT教育推進室長】県立学校におきましては、今年度、エドテック導入検証事業とい

うものを行っております。クラウドを使った教育サービスを県立学校23校が試験的に導入をしまして、その効果について検証しているところです。

今後は、その成果の検証を他校とも共有しまして、来年度以降、学校でどのようなサービスを使っていくのか、そのあたりをしっかりと検討していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

まだなかなかA Iドリル自体が発展途上というところもあるかと思います。そういった中で、今は本当に試験的というか、試用期間であるというような認識もでございます。しかしながら、相当なスピードでこういったものが今、急速に伸びているというのは間違いのないと思います。我が県としては、ぜひとも他県よりは常に先に推進を進めながら、また県としては、21市町に対して、同じような情報を共有しながら、県全体で、ぜひともこのA Iドリルの推進をお願いして、質問を終わります。

【浦川委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

ご質問はございませんか。

【中山委員】 それでは、第三期長崎県教育振興基本計画成果指標達成状況の令和2年度分について、お尋ねいたします。

達成状況については、達成が21件で34%ということですが、ちょっと気になったのは、未達成が20件で33%あるということですので、この未達成について少しお聞きしたいと思います。

それでは、まずふるさと教育の推進というこ

とで、我が国の伝統や文化について理解と愛情のある児童生徒の割合、これが100%に対して75.2%であります。この理由と、また平成29年度の基準年度からしても、これが2.2ポイント下がっていますよね。この辺の状況。さらに、郷土長崎への理解と愛情のある児童生徒の割合が、目標100%に対して81.5%で、これも目標が達成できていませんし、基準年の平成29年度に比べても下がっておりますので、これについて、どういう要因があるのか、お尋ねしたいと思います。

【加藤義務教育課長】今お話をいただきました子どもたちの我が国の伝統や文化についての理解と愛情のある割合、また郷土長崎への理解と愛情のある児童生徒の割合につきましてですが、この計画に関わります目標につきましては、例年6月、7月に子どもたちへの調査を行っております。そういった中で、昨年度調査した時期も、やはり6月、7月という調査の時期でございました。特に昨年度につきましては、5月まで全国一斉の新型コロナウイルスによる一斉休業があった時期でございまして、その後、学校はスタートしたものの、やはり一定の不安の状況というのがあり、また特に、地域での行事、また地域の方々の触れ合いというものが、その年の前半の部分では、ほとんどできなかったという状況があったものと考えております。そういった中で、この子どもたちの意識調査に関わる部分が、やはり昨年度の数値が低下している部分がございます。そこが1つ大きな要因であったのかと考えているところでございます。

【中山委員】コロナの影響があったということではありますが、それは1つと思いますけれども、それ以外もあるのではないかと考えているんですが、時間もあるもので、詳しくは後でまたお

聞きします。

そこで、先ほど長崎県教育振興会議については一応終わったんですけども、この中身の中に、ちょっと気になるものがあるんです。「ふるさと教育の推進について」ということで、「成果指標については、児童生徒へのアンケートにより達成状況を測っているとのことであるが、問いの内容と中身とが乖離していると思う。」と。アンケートの問いの内容と実際の行動というか、こういうものが、ふるさと教育が乖離していると思うと書いているのですが、これはどのように理解すればいいですか。

【加藤義務教育課長】このことにつきましては、私どもが行っております調査、例えば、我が国や伝統文化につきましては、我が国の伝統や文化を理解し、愛情を持っていますかということについて、子どもたちに尋ねております。また、郷土長崎につきましては、長崎県のことを理解し、愛情を持っていますかという問いかけをしているところでございます。このご意見をいただいたのは、小学校の校長先生からのご意見でございました。その問いに対して、もう少し詳しく注釈をつけたり、子どもたちにわかりやすく工夫することによって、この回答というのが大きく変わってくるのではないかとのご指導をいただいたところでございました。このことについては、私どもも今後検討を加えていきたいと思っております。

【中山委員】ぜひアンケートの取り方をもう少し丁寧にやってほしいと思うんです。子どもの気持ちとか意識をはかるような形になっているということで、あくまでも子どもの学習への変容とか行動まできちんとされているのかと、その辺をはかるようなアンケートの取り方に見直しをしてほしいと思いますので、ようございま

すか。

【加藤義務教育課長】私どもも、この問い方については検討を加えていきたいと思っております。今、意識ということでお話をいただいたのですが、別の調査になりますが、本年度、全国学力・学習状況調査の中で、地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがあるという問いがございます。これを他県と比較した時に、長崎県においては、小学生も中学生も高い傾向が見えてきております。特に中学生につきましては、全国平均よりも6.7ポイント高い状況が見えてまいりました。このような意識を大切に育てながら、ふるさと教育の推進を今後も進めていきたいと考えております。

【中山委員】意識が高いことは大変ありがたいことでありますけれども、それが行動の場に出てこないことには意味がないわけであって、そこをきちんと押さえていくようなアンケートの取り方が必要だと思います。よろしく願いしておきます。

次に、キャリア教育・職業教育の推進の中で、夢や憧れがある児童（小学校）及び夢の実現に向けて行動している生徒（中学校）の割合、目標100%について78.3%、これも基準年より下がっているわけですね。これについては、要因について、どのように捉えているんですか。

【加藤義務教育課長】これにつきましても、昨年度同じ時期に実施をした調査でございました。夢や憧れを持つということがなかなか難しい状況に、その調査の当時あったのかと思っております。これにつきましても、今後、特にふるさと教育等を進めながら、子どもたちが、将来このような姿を目指していきたい、こういう人になっていきたい、そういう思いを高めていくような教育を展開していきたいと思っております。

るでございます。

【中山委員】それでは次に、子どもたちの体験活動の推進、自然体験に取り組んでいる小・中学校の割合、これが100%に対して87.6%で目標に達していないわけではありますが、これも同じようなことですか。

【加藤義務教育課長】これにつきましては、意識調査ではなく、各学校に尋ねたような状況でございます。

【中山委員】学校に尋ねた結果、下がっているわけだから、その要因は何ですかと。

【加藤義務教育課長】ここの要因といたしましても、昨年度、新型コロナによって体験活動というものが制限されたというのが大きな要因だと考えております。

【中山委員】それではもう一つ、校種間連携の促進ということで、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の子ども同士の交流の実施率ということで、81%目標に対して26.4%、非常に低い。所管課はこども未来課になっておりますけれども、義務教育課としては、これをどのように考えておりますか。

【桑宮総務課長】委員のご指摘のとおり、こども未来課の所管ですが、私どもの方で未達成の要因については一定お伺いしております。この取組につきましては、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の交流を計画を立てて実施するものでございましたが、やはり乳幼児を預かる施設として、コロナ感染の防止の観点から交流事業が中止になったというものが多かったようです。こども未来課としましても、交流方法について、手紙ですとか、ICTの活用等の具体例を紹介してといった取組はなさっているようですが、実施が目標には達していないとお伺いしております。

【中山委員】これは義務教育課からすれば、逆に、小学校と幼稚園、保育所、認定こども園との交流をやるべきだと思っているんですよ。そういう発想に立つべきだと思っているので、よくよくこども未来課と話しながら、この辺の体験活動、交流活動を進めていくようお願いしておきたいと思います。

そこで、もう一つ、私は何を言いたいかということは今からお願いしますが、ここに高校生の学習にかかる意識・実態調査において、学校の授業が「よく分かる」「だいたい分かる」と回答した人が、目標58%台で59%と、達成率は101%になっていますけれども、かなり低いなというような感じがしているんです。そこで、この高校生ではなくて、小学校、中学校の学習に関わる意識調査において、学校の授業がよくわかる、大体わかると回答した生徒の割合はわかりますか。

【加藤義務教育課長】すみません、そのような調査を実施しておりませんので、わからない状況でございます。

【中山委員】調査していないということは非常に問題ですよね。その上の長崎県で全国学力・学習状況調査をしているのではないですか。毎年やっているのではないですか。そういう中で、授業がわかるかわからないかについて意識調査をしていないということについては非常に残念に思いますよ。こういう状況の中で、要するに、ここをきちんとしていないことには、学力向上とか、確かな学力の定着とかは非常に難しい。まして、高校で「よく分かる」、「だいたい分かる」が60%近くしかないということもがっかりしているけれども、小学校、中学校でその辺がどういう数字なのか、ぜひきちんとしてほしいと思うんですが、いかがですか。

【加藤義務教育課長】申し訳ございません、同じような問いの内容では調査をしていないのですが、例えば全国学力・学習状況調査等において、国語の授業が理解できるか、算数の授業が理解できるかというような調査については行っているところでございます。

【中山委員】教育の一貫性からして、高校と小中学校と、できるだけ調査内容を同じにして、それを評価していくと。そして、それを送りに上げていくという、そういう統一性もある程度大事だと私は思うんです。ぜひ、それを含めてひとつ検討をお願いしたいと思いますが、検討できますか。

【加藤義務教育課長】私どもが持っておりますデータ等をぜひ高校とも関連づけながら、今後、分析等を進めていきたいと思っております。

【中山委員】最後になりますけれども、このふるさと教育の推進、キャリア教育の推進、子どもたちの体験活動の推進、そして校種間連携の促進、これは大変大事な問題で、特に私が質問したのは、小学校時代から、きちんとこれを拡充してほしいと、充実してほしいというような、ここをきちんとしていないことには、幾ら高校でやってもなかなか難しい。そこで、幼稚園、小学校、中学校、そして高校、大学と、この辺が一貫してつながっていくというのが成果を上げる基本と思って、そういった意味で、義務教育の大事さを改めて指摘したところでございますので、その辺を踏まえながら、令和3年度に向けて、第三期長崎県教育振興基本計画成果目標達成の令和3年度の意気込みについて、最後に課長からお答えいただきたいと思います。

【加藤義務教育課長】今お話をいただきました校種間連携については、私どもも大変重要な取組であると考えております。そういった中で、

例えば、ふるさと教育、英語教育、様々な形での連携を続けているところがございます。この連携を深めながら、ぜひこの達成項目をさらに増加させていきたいと考えております。

【中山委員】 それと、併せてコロナ教育、コロナの影響がかなり数字的に出ているではないですか。その辺をカバーした上で、令和3年度の目標に向けて、ひとつ全力で取り組んで、とりあえず数字を達成することも一つの大きな仕事でございますので、ぜひ期待して、質問を終わります。

【浦川委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【堀江委員】 教育委員会関係説明資料の2ページ、下段の方に、不登校児童生徒数が、「本県でも2,279人で前年度より116人増加しております。」という説明があります。ここに關わって質問します。

今回、議会に施策評価と事務事業評価の2つが出されています。その施策評価、長崎県総合計画チャレンジ2020の事後評価の結果について、教育庁関係の25ページに、不登校の数字が出されています。不登校児童生徒数についてということで、実績は2,279人、説明にあったとおりです。最終目標が、令和2年度で1,400人以下、これは未達成になっています。

今、中山委員も触れました、今度は事務事業評価。第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の令和2年度の達成状況の3ページに不登校児童生徒数がありまして、実績は2,279人で、最終目標が、これは令和5年度なんですけれども、1,600人以下ということで、未達成状況、バツ印となっています。

最初の質問は、要するに、長崎県が不登校の児童生徒をどう捉えるかという時に、片一方では、当然目標の年度は違うんですけれども、総

合計画では令和2年度で1,400人以下、長崎県教育振興基本計画では、令和5年度になるんですけれども、1,600人以下ということで、達成目標が違いますよね。これをどのように捉えるかということで、この目標の捉え方について、説明を受けたいと思います。例えば、長崎県総合計画では、こういうことを根拠にして令和2年度は1,400人にしました、あるいはもう一方の第三期長崎県教育振興基本計画では、最終目標が令和5年度なので、こういうことを根拠にして1,600人にしましたというように、目標をどう捉えるかということでの目標を立てた経緯も含めて、目標達成の数値の捉え方について、まず説明を求めます。

【安永児童生徒支援課長】 それでは、まず1つ目の長崎県総合計画チャレンジ2020における目標設定については、この計画の基準年が平成26年度であります。当時の不登校児童生徒数は1,653人で、長崎県総合計画チャレンジ2020がスタートした平成28年度から、考え方といたしまして、50人ずつの減少を目指そう。具体的に言えば、小、中、高、1名ずつ、各市町取り組んでいけば達成可能な人数であるというような目標を立てて、令和2年度、最終目標を1,400人と設定した次第です。

2つ目の第三期長崎県教育振興基本計画において、この計画の基準年が平成29年であります。平成29年以前、約3年間の不登校の発現率が平均して1.3%でありました。ということから、当時の総児童生徒数の1.3%に当たる1,600人を目標値として、年次30人ずつ減少させていくという目標を立てたという経緯であります。

【堀江委員】 そうすると、不登校対策で、その際の不登校児童生徒数の捉え方が、基準となる年度が違い、それぞれの計画において数値が違

いますよね。担当課としては、そこをどのように見て、要は、どういう計画がたくさんあると、一つの目標なり、これを目指してやろうという数値が一つあればいいんだけど、今言われたように、それぞれの根拠があって、それぞれの出発点が違うので、いわゆるその際の立て方も違ってくるとなれば、同じことをやって、不登校の生徒たちにどう対応するかと。一つの数値の出し方として、ここまで頑張ろうというか、こういう目標にしてそれぞれやりましょうという中で、2つ数字があるというのは、これはどのように捉えたらいいのですか。現場としては、やりにくいのかなという思いが率直にあるんですけども、その点は、どう捉えたらいいですか。

【安永児童生徒支援課長】当時、基準年からして、両計画とも、不登校児童生徒数を何とかして減少させたい、そういう思いの中でスタートしたと認識しております。その中で、一気に高みを望むのではなくて、実情に合ったその年度の目標値として、50人あるいは30人減らしていけば、目標年度にこの人数になるのではないかと、目標として設定したいということで、要は、減少を目指していく中で、実態に応じた数を設定していると考えております。

【堀江委員】長崎県総合計画チャレンジ2020がもう終わったので、2025になりますよね。事後評価の26ページに、これは2025で進捗は管理しましょうとなっていて、今度新しくできた2025の進捗状況の管理といいですか、どのようになったかということ、今まで不登校児童生徒の数という形での1,600とか1,400という目標値ではなくて、今度はパーセントで出ましたね。学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合が、今度は令和7年

が目標になるんですけども、90%。これは捉え方として、今、課長が言われました、いわゆる不登校の対象となる子どもたちを減らしていこうと、そういう取組をしたいとなっていて、1,400人、1,600人という数字ではなくて、今度は90%という数値。もともとの基準が85.3%だったんだけど、相談をどれだけ受けるかということで、今度は相談の件数をカウントして、それを基準値が85.3%なんだけれども、令和7年度は90%になろうと。これは捉え方としては、同じことになるんですか。あくまでも私の考えなんだけれども、実際に不登校、何日休んでどうするという、いわゆる基準とするルールがありますよね。その子どもたちの数が1,600人、1,400人ということで減らしていこうという客観視して見た数と、今度の挙がっている指標の基準が、学校内または学校外の専門的な指導や相談を受けた不登校児童生徒の割合。だから、どんな相談でも受けたらカウントしていくというのは、それは逆に、きめ細かく対応するというところに力点を置いてパーセントというようになっていくのか、そのこの見方。今まで数値で1,400人、1,600人と挙げていたものをパーセントで出すということの、ごめんなさいね、この計画はもう既に決まっているだけども、改めて私もこの基準値の立て方、今度の2025は、今までの1,400人とか1,600人ではなくてパーセントで出しているところの、今、いろいろ私の考えを述べたんですけども、そのことも含めて、この目標値の出し方、そのことについて、改めて説明をお願いします。

【安永児童生徒支援課長】教育委員会としましては、教育に携わる教員として根底に持つておくのは、魅力ある学校をつくって子どもたちを登校させ、健全育成につなげるということは堅

持していきたいと思えます。そのための一つの視点として、不登校生徒数の減少というのを掲げております。このことについて、考えを変えることは持っておりません。

その中で、今、国の考えもありますが、不登校はどの子どもにも起こり得るものとして、不登校の児童生徒や保護者を支援する場合に、追い詰めることがないようにしなければならない、あるいは児童生徒、保護者の思いを十分尊重しながら、個々に応じた支援をしていかなければいけない、それが社会的自立に向けた取組ですよという方向が示されました。

そのことを受けまして、総合計画チェンジ&チャレンジ2025、現計画では、学校内または学校外の専門的な指導、相談を受けた不登校児童生徒の割合ということで目標設定を置きまして、この背景には、周りの大人や関係機関と何らかの形でつながっていること、このことで子どもの将来を見据えた社会的自立、学校卒業後の支援にもつながるのではないかと考えて、設定している次第です。

【堀江委員】この問題は、今議会一般質問でも同僚議員が取り上げたところなんですけど、不登校の数を減らすということが目的ではなくて、一人ひとり様々な理由があり、状況がある、関わり方もいろいろあるし、学校に行かないという選択も正統な選択であるということは、認識がもう共有されてきた。そういう中で、不登校対策をどういう指標で掲げるかというのは、私はとても重要だと思っていて、もう採択された計画なんですけれども、この機会に、今回は施策の評価と事務事業評価、2つが出ているものだから、改めて課長の見解をお尋ねしたところなんです。そういう意味では、言われるように、つながっているということが一つの指標にすると

いう意味で、相談を受けたかと、そういう意味の割合を今後は不登校対策の一つの対応とするとということについては、一定共有できる部分が私もあると思っております。

そういう意味では、長崎県内、特に令和2年度につきましては、さらに不登校の子どもたちが増えているという状況もありますので、よりきめ細やかに対応していただきたいということ、あえてこの機会に申し上げておきたいと思っております。

もう一つ、別の質問なんですけど、この文教厚生委員会でも、生理の貧困であるとか、ジェンダー平等の観点からも、生理用品の学校トイレへの配付については、山田委員をはじめとして、取り上げられておりますが、生理用品の学校トイレへの配付の状況について、県内の自治体の状況、それから県立学校の取組、この2つについて、説明をお願いします。

【松崎体育保健課長】まず、市町においてですけれども、各市町教育委員会の方に聞き取りを行ったところ、前回、本委員会で答弁させていただいた状況とは変わっておりませんでした。一部答弁が重複して恐縮ではございますけれども、各学校においては、まずは既定予算の中で、緊急用として保健室等に生理用品を常備しているという状況でございます。その中で、生理用品の購入費用として予算措置をしているという市町は、2市町ございました。その2市町の具体的な取組としては、両市町とも、保健室で保管をして、そして必要な生徒に渡すというような取組をなされております。

これ以外に、1市町においては、広報誌で生理用品の寄附を募られております。また、1市町では、市町長部局の担当課が生理用品の無償配布を事業化されておまして、住民に広く周

知をされているという状況です。

このほか、私どもの方でも、報道等を通して、市町長部局でそのような施策により実施するというような状況もございましたので、市町長部局と教育委員会が連携した取組が今後なされるのではないかと考えております。

県立学校についてですけれども、これも前回の本委員会で答弁させていただきましたが、モニタリング調査を数校で実施するということを答弁したかと思えます。現在、3地区6県立学校で、その学校の実情に応じた形でモニタリング調査を行っているところです。調査を始めただけですので、中身について、まだつまびらかにはできておりませんが、取組の状況を幾つかご紹介いたしますと、6校中3校が、トイレに実際置くということで取り組まれています。置くトイレについては、特定のトイレとか、各校舎の各階の女子トイレに置くとか、そういう取組もなされております。また、実施校では、トイレ等に、自分のこととか、家族のこと、あるいは生活のことなどについて相談先が記された県子どもの貧困総合窓口のカードを同時に置いているという取組もしております。

【浦川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【千住委員】私の方から幾つかお聞きしたいのですが、まず先日発表された進学希望調査の件なんですけれども、先ほど、松浦高校の学科再編の件で陳情も上がっていたのですが、実際松浦高校の地域科学科の進学希望倍率が上がっていないというようなところで、お聞きすると、中には、隣の伊万里高校に行かれている生徒もおられるということだったのですが、この商業科も減っている、地域科学科も減っているというようなところは、まだ改善はなかなか難しいのでしょうか。

【松山県立学校改革推進室長】松浦高校の地域科学科についてのお尋ねでございますけれども、11月1日現在での進学希望状況調査では、7月の調査に比べて減少する結果となっております。私どもも、学校と一緒にしまして周知広報のためのチラシでありますとか、ポスター、あとテレビでの周知広報に努めているところでありますけれども、なかなか改善につながっていないというところでございます。

状況としましては、先ほどご指摘がございましたとおり、来年度から佐賀県の方で入試の改善が行われまして、通学圏内にある居住地であれば他県でも受け入れられるような入試改善が行われております。そういうところもございまして、一定他県に進学を希望している状況ではないかというところで私どもも分析をしているところでございます。

【千住委員】引き続き、ぜひ地元に残っていただけるようなPRをお願いしたいと思います。

続いて、小学校に関して、来年から教科担任制度が導入されるということになっていると思うんですけれども、それによってメリットもあるんですけれども、デメリットもあると思うんです。今、教科担任制の導入に向けて、どこまで進んでいるのかと。現場の方では、まだちょっとよくわからないというようなお声もたくさん聞いたり、大規模校、小規模校によってまたこれも大きく変わるかと思うんですけれども、その辺のデメリットがどのように考えられているか、どのような対策とかいうところまであるのか、お聞きしたいと思います。

【加藤義務教育課長】令和3年に、小学校高学年における教科担任制を導入するという方向性を国が出しております。しかし、一定の人的支援がなければ、この実現というのはなかなか難

しいところにあるかと思っております。現在国では、来年度から4年間程度かけながら、この導入を進めていきたいという概算要求がなされているという状況でございます。

本県におきましては、本年度、県内でも教科担任制に係る教職員の加配措置を県内31校で行って、その実証等を行っているところでございます。

メリットとしては、授業の準備をする時間が削減できる、また小学校においても、子どもたちを複数の目で見ていくことができるということがございますが、デメリットとしては、時間調整が難しいというところが1つ大きな課題として出されているところでございます。また、小規模校におきましては、なかなかこの教科担任制というのをどのように運営していくのかということが今後の大きな課題であると考えております。

来年度以降、このような取組が進んでおりますので、本年度も県内の小学校におきましては、それを想定しながら、例えば教員間で教科を交換したり、そういう取組を進めていただくことをお願いしているところでございます。

【千住委員】時間の調整というか、外勤を減らさないと、なかなか回っていかない部分も出てくるのかなと思うし、また先ほど若い先生の話がありましたけれども、例えば若い先生が1人しかいないとなると、体育ばかりその先生が何年もやって、ほかの教科を持たないというような心配もしているところなんです。その偏っていくことがないように、今後お願いをしたいと思っております。

続いて、人事評価の件なんですけれども、来年度から人事評価が若干変わるというようなこ

ともお聞きしているのですが、そのあたり、ご説明をお願いしたいと思います。

【田川高校教育課人事管理監】新たな人事評価制度につきましては、次年度から試行という形で導入をしてみたいと思います。まず、評価結果を教職員にフィードバックをするというところが大きな変更点でございます。評価の方式としましては、今まで目標管理シートと、それから勤務評価という2本柱でございましたけれども、評価の在り方を業績評価と能力評価と2つの評価の柱を設けまして、2本柱で評価をしていく体制に変更いたします。その2つの評価を年度末に各教職員に個別にフィードバックをしていくというところが大きな変更点でございます。

令和4年度、来年度から試行いたしまして、令和5年度の、上位評価、一番上位と、最下位になる評価につきましては、給与への反映を行っていくというところがもう一つの変更点でございます。その2本柱が大きな変更点という形になっております。

【千住委員】給与に関しては令和6年度からの反映ということで、今、1次指導助言者、2次指導助言者というのが人事評価であると思うんですけれども、そのあたりは全然変わらないということですか。人事評価に関すると、教頭先生が教員を評価の1次評価者ということになっているんですけれども、結構得意、不得意といたしますか、先生方でも、苦手な先生もたくさんおられて、そのあたりも心配されている方もたくさんおられるのですが、そのあたりはいかがですか。

【田川高校教育課人事管理監】評価者についてのお尋ねでございましたけれども、評価者につきましては、基本的に現在の評価者と変更はございません。新たな人事評価制度につきましては

は、先ほど申し上げましたように、評価結果をフィードバックする、それから給与への反映があるということで、評価する側も、そして評価される側も不安を抱いているような状況がございますので、現在、県立学校も、そして小中学校も評価者研修を実施しているような状況でございます。丁寧に研修会を実施していきながら、不安の解消に努めていきたいと思っておりますし、また評価についても、しっかりと評価される側が信頼に応えられるような評価者の資質といったことも養成していきたいと思っております。なお、評価につきましては、苦情相談制度というようなものを充実させておりますので、そういったことで、しっかりと制度の運用に努めてまいりたいと考えております。

【千住委員】 それでは、例えば高校、中学となると部活動があると思うんですけれども、そのあたりも評価の対象になるのかということと、あと人事評価に関する規則でいけば、教職員の評価結果は秘密の事項として取り扱わなければならないということが書いてあるのですが、そのあたりは先生方に直接お話ができるということ。その2点、確認をお願いします。

【田川高校教育課人事管理監】 基本的に評価につきましては、まず一般的な評価のことですけれども、勤務時間内の業務を評価対象としてしております。ただし、今ご質問のありました部活動に関しては、勤務時間外の部活動というものも当然発生してまいります。したがって、部活動ガイドラインに沿った形での部活動の活動を評価に反映するという形にしております。

2点目のご質問ですけれども、そういった1年間の教職員の活動についての評価ということに関しては、来年度以降は、評価結果をフィード

バックするという形になるということでございます。

【千住委員】 もう一つ、ずっと前から疑問で、私が1年目で勉強不足なのかもしれないんですけども、教職員含めて県職員の方もそうなんですけれども、人事異動の発表が何であんなに遅いのかなというのがすごく疑問にありまして、大体3月20日前後に内示があって、新聞発表があると思うんですけれども、新年度が4月1日から始まるといったところで、その準備というのが非常に厳しいのではないかとというのはすごく前から感じてありまして、指導要録も入力しなければいけない、引継ぎもしなければいけない、次の学校にも行かなければいけないということで、すごく負担も大きいのではないかとということ、あるいは中学校、高校の部活動でいけば、そこから顧問の先生が不在になると。おまけに4月に入って顧問の発表があるまで、担当の先生が不在の時間が約20日間、下手したら1か月ぐらい出てくるんですけれども、そのあたりで非常に困っている部分もあるのですが、人事の発表というのは何でこんなに遅いのかということ、何とか改善ができないのかと思うんですが、いかがですか。

【田川高校教育課人事管理監】 教職員の人事の発表につきましては、知事部局の職員の異動と連携を図りながら、調整をしながらの発表ということになっておりますので、教職員だけで単独で発表しているということではないということで、少々窮屈な日程になっているところがございます。

また、各校それぞれ部活動等については、交代の時期で不在の時期もあろうかと思っておりますけれども、特に県立学校につきましては、重点的な部活動につきましては後任者を充てるという

ような形で工夫をしながら配置をしておりますので、できるだけ空白の期間が短くなるよう努めているところでございます。

【千住委員】高校はそういうことがあっていいのかもわからないですけども、中学校とかもほったらかしの状態がすごく続いていると。突然の発表になりますので、その後の外部の指導者の後任も難しいというようなところがあるんですけども、ぜひ、そのあたりの改善をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

【大場義務教育課人事管理監】中学校の方も、部活動については、4月に着任後に、校内での割り振りについては検討いたします。ただ、社会体育との関係もありますので、これまでの中では、PTA会長さんが部活動振興会の会長さんという形で、ほとんどの学校がそういう形になっていると思います。この会議を経る中で、PTA会長さんが兼任をするという形が主ではありますけれども、そこでの確認が行われてから初めてスタートするということもありますので、その時期のずれが多少ある部分はあるかと思えます。

【千住委員】部活動振興会の会長はPTAの方でやると思うんですけども、結局、学校の中で発表がないと先生方は活動されないということ。外部の指導者が、任命するのは最終的に部活動振興会の会長だとは思いますが、その前の、結局、責任者がいないような状態を何とか短くしてほしいというところです。部活動の発表があるのは、子どもたちが入学した後に発表になるといった形でいくと、最低でも20日間は全くないというようなところがありますので、部活動でやるのだったら、そこをぜひ空白を埋めることをお願いしたいと思います。

【浦川委員長】 それでは、換気のため、25分

まで休憩したいと思います。

午前 11 時 15 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

ほかに、質問はありませんか。

【山田委員】 教育長から説明いただきました2ページの暴力行為のところでお尋ねをしたいと思います。

小・中・高生で506件ということで、前年度よりも67件増加をしたとありますが、まず小・中・高で、それぞれの数の内訳について、教えてください。

【安永児童生徒支援課長】暴力行為の発生件数については、小学校が254件、中学校が227件、高等学校が25件の506件であります。

【山田委員】私は中学校が多いのかなと思ったんですけども、小学校が一番多いということでありましたが、暴力行為というその一言ではちょっとわかりづらいところがあって、どの程度、子ども間のトラブルということだと思えるんですけども、たたいたり、引っ張ったり、どういった感じ、種類別というか、分けているのだったら、教えていただきたいと思います。

【安永児童生徒支援課長】この暴力行為の定義につきましては、4項目あります。1つが対教師暴力、2つが生徒間暴力、3つが対人暴力、それと窓ガラスを割る、校舎の壁を壊すだとか器物損壊、この4項目ありまして、その程度というのは、たたくだとか、つねる、いわゆる身体接触についても暴力行為だということで認めればカウントしております。

【山田委員】 4つに分かれているということでありましたが、対生徒と、これは教師の分も入っているんですか。ちょっと聞き取りがよくで

きず、対教師の分と、対生徒間の分と、対人と、あと窓ガラスを割ったりの器物損壊、これは教師が生徒に対して行った暴力も含むということですか。

【安永児童生徒支援課長】すみません、説明が。子どもたちが教師をたたくというのが対教師暴力でありまして、生徒間暴力は、自校の生徒同士が暴力行為でトラブルを起こした、対人暴力については、自校の生徒が他の大人だとか、登下校中に暴力行為をしたと、そういう種類分けになっております。

【山田委員】ご説明ありがとうございます。

それぞれに件数、内訳を教えてくださいませんか。

【安永児童生徒支援課長】小学校におきましては、対教師暴力が101件、生徒間暴力が129件、対人暴力が3件、器物損壊が21件の254件です。中学校におきましては、対教師暴力が22件、生徒間暴力が154件、対人暴力が7件、器物損壊が44件の227件、高校につきましては、対教師暴力が3件、生徒間暴力が20件、対人暴力が0で、器物損壊が2件の25件です。

【山田委員】小学校が対教師暴力が多いようがありますが、すみません、私は現場のことをよく理解していなかったのですが、子どもたちが、学校に入ってすぐの子どもとか、先生との接し方がわからなかったり、そういったものもあるのかもしれないけれども、小学校では、子どもが先生をたたく、押したり、何か暴力行為と言われることをしているということが多いということは、私もびっくりした次第であります。

小・中・高、相当数の子どもたちが通っているということで、この件数というものが全国と比べて多いわけではないというのは理解をしておりますが、このくらいは毎日子どもたちがこ

れだけ多く集まっていれば致し方ないというか、この程度は、過去もこういった感じの数字がずっと続いているのかどうか、どのように認識をされているか教えてください。

【安永児童生徒支援課長】生徒指導上、暴力行為につきましては、学校の荒れの一番指標になるものだと考えております。全校種の506件、この件数については、500件以上の年度というのは大体10年周期ぐらいに来ているという傾向がありまして、この500件というのは普通の状態ではないと、多いんだということを認識しております。その中でも、中学校が多いのだなという印象があるとは思いますが、近年の傾向としましては、小学校の低学年、周りの子どもたちの人間関係をうまくコントロールできずに感情を抑え切れなかったり、つい手を出してしまう、そういう暴力、そういったものが行われているということではありますが、令和2年度の特徴としましては、小学校の暴力行為がぼんと増加したのは、ある特定の学校の一部の生徒が何度も繰り返したという結果で、増加が出ているという状況です。

【山田委員】それぞれ本当に現場の先生方は大変だと思いますが、引き続き、幼小連携とかも行っているし、低学年の子どもたちがスムーズに学校で生活が、お友達関係とか、先生とのこととかできるように、ご努力いただいているかと思いますが、さらにご努力いただきたいと思います。

もう一点が、新型コロナウイルスの感染回避を理由に学校を休んでいる生徒の状況について、伺いたいと思います。

この出席の取扱いに関しては、出席停止なのか、欠席という扱いになって、もう相当長引いていると思うんですが、進学の際とかにも影響

があったり、また学力保障の問題でも大きな影響が出ているかと思いますが、タブレットの1人1台とかも今なっていますが、そのような児童生徒に対して、どのような学習の保障とかが行っているのか、そのあたりを教えてください。

【狩野高校教育課長】まず、新型コロナの理由で休んでいる生徒については、欠席ではなくて、出席停止という措置を取っております。

学習の保障というご質問がありましたけれども、現在、担任が課題を運んだりしながら、その保障をしているところでございます。ICTの活用というのは、こういった生徒に対しては、まだ十分手当はできていないというのが現状でございます。

【加藤義務教育課長】小中学校に関しまして、これは出席停止ということで取扱いがなされているところでございます。

この子たちへのケアといたしまして、ICTの活用も徐々に取組が進んでいるところでございますが、全ての学校でこのようなことができているという状況にはまだなっていないという状況でございます。

【山田委員】昨年度から、長い児童生徒は、かなりの期間、学年をまたいで休んでいる子どももいるかと思えます。10月以降、少し落ち着いてきたけれども、それでもやっぱり不安だということで、継続して出てきていない児童生徒の数は、義務教育と県立学校、高校でどれくらいいるのか、教えていただけますか。

【加藤義務教育課長】この数値につきましては、年度末に集計がなされるということになっておりまして、正確な数は、こちらではまだつかんでいない状況でございます。例えば、9月、コロナが広がった状況でございましたが、その時点では、およそ県内に300名ほどコロナが不安

で欠席したという子たちがいた状況でございましたが、その後は、感染の広がりが収まってきておりますので、そこは大きく減少していているというのがおおよその状況でございます。

【狩野高校教育課長】高等学校につきましても、今、正確な数値というのは持っていないんですけども、昨年度の話になるんですけども、一番ピークを迎えていた昨年度で、5名いるかないかというぐらいの生徒がコロナの理由で出席停止となっております。

【山田委員】義務教育は、ほとんど保護者の方がご心配でということが多いのかなと思って、今、高校に関しては数が少ないところを見ると、保護者のご判断ということも大きく働いているのかなと思ったところではあります。それぞれに学習の保障もやっていただいているようですし、もちろん学校に出てきてくださいと押しつけるようなものでもないの、引き続き、学校とコロナを理由で通われていない児童生徒に対しての支援をお願いしたいと思います。

もう一点伺いたしたいと思います。一般質問で宮本県議がご質問されました不登校の特例校についてであります。私が答弁を聞き間違っていたのかもしれませんが、不登校の特例校を申請しているところは、全国でないような答弁だったかと思うんですが、再度確認をしたいと思います。

【狩野高校教育課長】一般質問では、夜間中学の不登校特例というお話だったと思うんですけども、現在、他県で1市だけ不登校の特例ということで文部科学省に申請をしているんですけども、まだその認可が下りていないということでございます。

【山田委員】夜間中学校に限らず、不登校特例校というものが7月末現在で北海道、東京、京

都など、全国9都道府県の小中学校、高校の計18校が指定を受けたと新聞報道がなっているんですけども、県内においては、夜間中学での不登校特例校ではなく、不登校特例校を今後県内で設置していく方向とか、そういった検討がなされているのかを伺いたと思います。

【安永児童生徒支援課長】不登校児童生徒への支援につきましては、学校、県全体で取り組んでいくということには変わりありませんけれども、今のところ、不登校特例校を進めるという考え方は持っておりません。

【山田委員】今、数字を持ち合わせてなくて大変恐縮なんですけれども、前議会の質疑の中で、不登校の児童生徒がいろんなクラスにいて、何かしらの支援を受けられている、直接的に学習の支援を受けているのは、恐らく10%程度の児童生徒しかなかったような記憶があります。

そこで、なかなか休んでいる子たち全員が通うような場所がない状況からすると、私は、こういったものも検討していくべきではないかと思えます。

あわせて、県は、夜間中学の設置に向けて動いていただいておりますが、そういったところと不登校特例校、夜間中学と一緒にいうような考え方とか、学びの保障が直接的に受けられていない9割方ぐらいの不登校の児童生徒に対して、今後どのように行っていこうと思っているのかを伺いたと思います。

【安永児童生徒支援課長】学校に通えない子どもたちについて、学校以外での教育の保障という視点からいけば、県内で各市町が設置しております教育支援センター、いわゆる適応指導教室と言われるところですが、県内に15か所ございます。市町が主体となって不登校の対応に取り組んでいる機関であります、それと民間施設

等が設置しておりますフリースクール、これが県下約20団体ありまして、そこに通う生徒たちが、学校以外での居場所、そこで生活をしているということ、まずはその教育支援センター、それとフリースクール等との連携強化を確実にしながら、不登校支援に努めていきたいと考えております。

【山田委員】前回、さっき言われた15か所の教育支援センターとフリースクール20団体に通っている児童生徒、何らかの形で行っている生徒が、不登校の全児童生徒の数の10%程度しかなかったように私は記憶をしています。ということは、ここの連携を強化してもらったり、そういった対象の人たちに情報提供してもらったりしながら、「こういったものがあるよ」というお話をいただくのはもちろん重要だと思っておりますが、それでは9割方の子どもたちが行けてないところがあるということは、もっとその選択肢を増やすというか、例えば、私は夜間中学は本当にとってもいいかなと思ったんですけども、昼間はちょっと行きづらいけれども、夜、行ってみようかなとか、子どもの特性とかによっても、いろんなパターンがあると思うんです。だから、不登校で、10%ぐらいの子どもたちは何らかこういった施設に通っているけれども、通えない9割の子どものことも考えて、今の取組プラスアルファを考えるべきだと思いますけれども、再度、答弁を求めます。

【安永児童生徒支援課長】県教育委員会としても、各市町教育委員会としても、不登校児童生徒については、本人、保護者の思いに寄り添いながら個々支援をしていきたいと考えております。その中で、今お話ししました教育支援センターやフリースクール並びに委員が言われております夜間中学といったことも含めまして検討

していかなければいけないと思っております。

【浦川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。

1つは、今、不登校の話がございましたけれども、今、長崎県が離島留学でやっている五島南高校、夢トライコース、大変すばらしい取組だと思っています。趣旨は、不登校生徒を受け入れ、地域の行事や体験活動を通して豊かな自然と親しみ、温かい地域住民との触れ合いを通じて、生きる力のさらなる伸長、伸ばしていくといえますか、そういうことで目指されておりますけれども、この前、校長また教頭ともお話ししてきましたけれども、課題は、受入れをされている里親の状況が、大変マンパワーに頼っておられて、残念ながら、1人、受入れが困難になったということで、退学をされたということもお聞きいたしました。

子どもたちも、県外から、また県内から来られている状況で、そんな中で課題は、精神的にちょっと病んでいる子とか、ひきこもりや、いろいろな課題がある子どもたちがおられますけれども、なかなかそれをしっかり手当する里親さんの苦勞というのは、相当あるんだなと。しかし、子どもたちが離島に来られて、本当に伸び伸びと成長していますということで、感動を受けて、先日、国会議員が7人入ったんですけれども、その里親さんのところで意見交換する中で、本当にすばらしい取組を長崎県はやっているんだなということの評価していただきました。

私は今回、そういう中で課題は、里親さんが、今後伸ばしていく中で、今、五島南高校が、80名の生徒で、この夢トライコース、30名近い生徒がいますということで、各学年10名前後の状況でありますけれども、今後、里親のマンパ

ワーに頼り切っているだけでいいのかと、もっとシステム的にサポートする体制を取るべきではないかと。そして、地域の皆さんの地域力を活かしてやることのできないのかなと思っておりますけれども、教育委員会として、各学校でもそれぞれご苦勞されていると思いますし、先生たちも苦勞されておりますけれども、それについて、どのような方針で展開しようと思われているのか、お尋ねをいたしたいと思いません。

【狩野高校教育課長】離島留学制度を活用して、親元を離れて3年間生活する生徒にとって、里親さんの存在というのは非常に大きいものだろうと思っています。特にまた多感な3年間を親代わりとして引き受けられる、時には病気したり、けがをしたりとかいうことで、通院をさせていただいたり、看病していただいたり、欠席をしたら、なかなか家を出れないといったご苦勞も聞いています。

10月には、五島南高校に出向きまして、里親さんと本課の職員が直接意見交換も行いました。また、年数回、里親連絡協議会ということで、学校と里親さんとの意見交換会も実施をしています。また、五島、対馬、壱岐地区にそれぞれ今、1名ずつですけれども、離島留学の専任職員も配置をして、生徒の生活のサポートであるとか、あとは里親宅を訪問していただいて、里親たちと学校のパイプ役を務めていただいたりというようなこともしていただいています。

生活の基盤であるホームステイ先の充実、それから学校での教育の充実というのがこの離島留学制度の成否、いわゆる車の両輪であろうと思っています。両方がうまく回らなければ、この制度の推進はないと考えているところでございます。委員からご指摘ありましたように、里

親宅が今、5校で25軒ございます。八十数名の生徒たちがお世話になっているところでございますけれども、それぞれの地域性と、学校によって実態は違うのだらうと思っておりますので、まず、しっかりと課題を整理してまいりたいと思っております。

【麻生委員】今、25軒ということでありましたけれども、この前、お訪ねして、子どもたちも朝、昼、晩、昼の弁当を持たせてやったりとかいうことで、大変ご苦労されているなど。先ほど申し上げましたように、普通の子どもたちだけならいいんでしょうけれども、心に病を持った子とか、そういう子どもたちをされているので、休んだり、また病院に駆け込んだりとか、いろいろなご苦労があるようですので、私は、里親さんだけに任せるのではなくて、全体をガバナンスでまとめて取り組むようなNPOがおられたりして、しっかりと見極めてサポートする。ご夫婦で2人おられる状況の中で任せて、子どもたちを里親として預かっていると。それは五島も料金、1人プラスアルファ1万円やられていますから、1人当たり月9万円という金額は十分わかっているんですけども、それでもなかなか大変な状況があるかと思っています。

ファミリーサポートということで、今後、新しい、福祉の方ではやりますけれども、里親とは全然違うんですけども、児童養護施設に入るのではなくて、普通の家庭で預かるというようなシステムが今、福祉の方では動いていますけれども、里親制度についても、もうちょっとそこら辺について、教育委員会も形を組んで、私は思うのは、五島あたりは、なかなか人口減少で、仕事がない、人が出ていくという話なんですけれども、逆に、子どもさんをしっかり預

かってもらってやれば、それなりの地元で生活できるのではないかと。そういったことでは、今後10年間ぐらい展開していきますよということをしっかり教育委員会も表に出して、地域力を一緒に組んでやってもらえればなど。

話をしている里親さんも、3年間は預かりますと。預かるけれども、3年終わったら、もうやめましょう、みたいな話をされているんですよ。だから、もったいないなど。そういうご苦労されている力をもっと共有して展開できるような組織をつくったらどうかなど。ただ単に里親さんだけお願いしますと、そのたびたびにやるのではなくて、もっとしっかりとサポートするようなシステムをつくっていかないと、多分、行き詰まるのではないかと思いますよ。それについて私は現場に入って思ったんですけども、その関係はどうなのか、回答をもらいたいと思います。

【狩野高校教育課長】委員からお話があったとおり、里親さん宅の充実というのは非常に大事なことだろうと考えております。全体をガバナンスするような組織、NPOというお話もありましたけれども、どのような形でサポートしていくのが一番いいのかということ、もうちょっと丁寧に里親さん、もしくは学校の声も聞きしながら、今後、里親さん、ホームステイ先の生活というものを充実させていきたいと考えております。

【麻生委員】365日24時間されるので、やっぱり休息の時間が要るでしょうし、そういったことで代替もできるような取組が里親間でできるような連携を取ってもらえればなど。ただ、場所が広くて、地域が1か所に固まっているわけではありませんから、そういったことで学校の先生たちもご苦労されていると思いますけれ

ども、今後、しま留学をしっかり伸ばしていくのには、ここが一つの大きな転換点になろうと。もちろん寮生活していく人たちも、対馬高校の韓国語コースだとか、おりますけれども、やっぱり地域密着でやっていくようなことであれば、まだまだできる可能性があるかと思っておりますので、もっと研究していただいて、現場の声をしっかり受けてもらって、どうしたらなるのか、そういう研究をぜひ取り組んでいただきたいということを強く要望したいと思いますけれども、そういうことについてはいかがでしょうか。

【狩野高校教育課長】まず、我々が実態をよく把握するということが大事だと思いますので、先ほど申し上げましたけれども、5校、25軒里親さんがありますので、しっかりその声に耳を傾けていくということと、あと学校からも、いろんなご意見があるかと思っておりますので、まず我々がきちんと聞き取った上で、課題を整理して、今、委員からもご提案あったことを踏まえながら、里親制度の充実を図っていきたいと思っております。

【麻生委員】ぜひ検討していただいて、しま留学含めて、展開がもっと広がっていくような形をお願いしたいと思います。先ほど、ひきこもりについてのいろいろな問題がありましたけれども、まさにこの長崎の取組は、そういう現状課題の中に一石を投じるいい取組ではないかと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思えます。

次に、今ひきこもりの関係とか、不登校については昨日話がありましたから、私の方からは3点、現状と認識と、逆にいえば、父兄の状況はいろいろあるだろうと思えます。そして、今、課長の方から今後の取組についてもいろいろ各教育センターだとか、フリースクール含めて取

組をされるという話がありましたので、ぜひそっちの関係については連携取っていただいて、しっかり1人でも不登校の子どもたちが減るように取組をお願いしたいと。

ただ1点だけ、学校の先生たちが家庭訪問されると思いますけれども、学校の中には、スクールカウンセラーだとか多くおられますので、連携してやっておられると思いますけれども、先生たちのマインド、しっかり家庭訪問されると思いますけれども、ただ、訪問して、それで各家庭の状況は背景がいろいろあるかと思えます。しかし、行った先生たちが、その状況で、自分の経験則の中で全部わかるのかと。それはなかなか難しいだろうと思うんです。だから、連携してアドバイスできるような取組、システムができないのか、そして一緒になって1人でも各家庭の状況について課題を、先生という形は超えて、生活改善だとか、取組が横との連携で取れないかどうか。そういったところまでやらないと、なかなかひきこもりの状況とか、不登校の原因を、対策を取ることについては、子どもたちだけの対応ではできないだろうと思っているところなんですけれども、その観点についてだけ考え方があれば、教えていただきたいと思えます。

【安永児童生徒支援課長】不登校対応に限らず、学校が家庭問題への介入や保護者に関する指導等、複雑困難であり、個々、教職員や学校の対応については限界があると考えております。

その中で、学校、教職員は、保護者との関わりの中で、その保護者がどういう思いに立っているのかとか、どういう支援を必要としているのかということをしっかり見極めながら、つながりを大切にして、学校に再び登校できるようにすること、さらに、その先にある社会的自

立に向けての支えになることが必要だと考えております。そういう取組を行ってきております。

今後、教員の負担等もありますが、県教育委員会としましては、各種支援機関や専門家、外部の福祉だとか、心理、医療、弁護士、そういった方、またフリースクールのメンバー等も入れながら不登校支援協議会なるものを立ち上げて、県全体の不登校支援の方向性だとか、学校支援、保護者支援、そういったことで不登校の総合的な対策を取っていきたいと考えているところです。

【麻生委員】 ありがとうございます。

学校の先生も、先ほどから、いろいろ業務も大変だと。一人ひとりの子どもたちも見ていかなくتهはいけない。しかし、そのバックグラウンドはいろいろ違うだろうと。だから、さっき言われたような協議会を立ち上げていただくということで、しっかり各市町の教育委員会とも連携を取っていただきながら取組を前に進めてもらう、1人でも悩みを相談できるところ、父兄もそうでしょう、そういったところをしっかりと取り組むということもお願いしたいと思います。では、よろしくお願いをいたします。

次に、今回お話を聞く中で、教職員の関係で何点かお尋ねしたいんですけども、小学校教諭の受験倍率、これは長崎は1.4倍ということで、現場に行きお話を聞くと、申し訳ないんですけども、学校の先生の質が下がったのではないかというベテランの先生とか校長経験あった人からの話が出ていました。メンタルが弱いのではないということもありましたので、そういう関係で、今後、この1.4倍に対して、教職員のレベルを上げる、あと教職として、しっかりとした、いい先生を長崎県の教員として確保する、そういった取組について、どのような

取組をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

【大場義務教育課人事管理監】 1.4倍という倍率につきましては、報道が既に令和2年度、あったとおりでございます、今年度も1.4倍という形ではありました。倍率からいきますと、質の低下ということが言われても致し方ないところであります。しかしながら、教職員は学校で育つということが昔から言われておりますので、校内で、校長をはじめとした様々な教育活動を通して育てていくということを取り組んでおります。

ただ、この1.4倍を維持するということについての対策については、既にご承知のとおり、他県での本務者免除申請者の試験を関東会場で行ってありましたけれども、関西会場を加えて行いますとか、あるいは大学からの推薦制度を導入するでありますとか、そのようなことに取り組む中で、九州各県、様々受験者、志願者が低下する一方の中で、長崎県は維持をできていると思っております。

【麻生委員】 1.4倍という形の状況で、いろいろご苦労されていると思いますけれども、学校の先生になるのが、私たちの時代では、憧れだし、すばらしい職業だという思いがありましたけれども、なかなか今、先生に対する職業観、一部ブラック企業みたいな、なかなか時間が取れない、土日も自分の時間が取れないと、そういった状況が言われて、なかなか今、教職になる先生が減ってきたのではないか、ほかにもいい仕事がいっぱいあるよという話の中で、どういった形で教職の魅力を訴えながら、現場の先生たちをもっとスキルアップしてもらおうのか、逆に、人口減少で教育学部も一部減ってきていますので、そういう状況もあるかと思えます

けれども、県として、学校教員採用に対しての学校の魅力、また子どもたちを教育していく教育者としての誇り、そういったものについて、もっと取組を高めていくべきだと思うんですけども、教育長、どうでしょうか。お考えをお尋ねしたいんですけども。

【平田教育長】教職員というのは、子どもたちが学校生活を送っていく中で、ある意味、最も身近に接している職業だと思います。つまり、学校生活の中で抱く先生に対するイメージというのが、将来の自らの職業選択にもやはり影響するであろうと想像されるところであります。今、教職員の皆さんの働き方改革ということを大きなテーマとして言っているわけですけども、それは単に働く時間を減らすことだけではなくて、学校での教職員の教え方であったり、学び方であったりということのアップデートといえますか、今の時代に合った考え方ということを導入していくということが必要だということで、子どもとの接する機会、接する時間をより長く持つとか、そういうことの大切さというものをテーマとしているところでございますので、先ほど麻生委員も言われましたように、そういう職業、現在の職業としての在り方、教職員の皆さんの在り方ということが非常に大事だという認識で私どもも取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】ありがとうございました。ぜひ、いい先生たちが子どもたちを教えていただく、そのことが教育立県長崎ということであろうかと思っておりますので、しっかり教える先生たちのスキルアップを含めた取組をお願いしたいと思います。

そこで、教育免許が10年更新の状況が来年度からは、中教審含めて、廃止の方向でという

話を一部伺っておりますけれども、これに関して現場でお尋ねしたら、先生たちが、退職前で、もう受けなくていいよと、10年受けて、学校の先生にまた戻れないという、一旦免許が切れると、なかなか現場に戻れない状況になるでしょうけれども、学校の現場はなかなか先生が不足をしていると、代用教員も含めて先生が足りないという現状を聞いているんですけども、いい先生については引っ張りだこなんでしょうけれども、ただ現場としては、先生たちの一部不足ぎみの状況を聞いているんですけども、こういう免許制度の問題と、先生たちがきちっとまた職場に復帰できるような、そういうことにならないのかどうか、その点についてのお尋ねをしたいと思います。

【上原教職員課長】免許更新制度ということで、発展的解消ということで、今後、通常国会で新たな法案が提出されるものと考えています。

現行制度上での失効者等についてということですけども、現行制度上、失効者等については、国の通知に基づきまして、免許の更新手続を前提ということで臨時免許状の発行を行って教壇についていただいているというような状況です。

更新制が発展的解消ということで新制度が、法案がまだ不明ですけども、そこが出てくれば、その更新ということがなくなってきますので、臨時免許状の活用も含めて、今後、法案が出てきましたら、検討していきたいと考えています。

現行の免許更新制についてということですけども、この免許更新制につきましても、最新の知識、技能の習得、知識のリニューアルという点では、一定役割を果たしてきたのではないかと考えています。ただ、今後、なかなか新た

な教師の学びの姿という形で、10年に一度の限られた研修がいいのかということで、発展的解消ということになってきています。

この発展的解消ということになってくれば、免許の失効という不安感ですとか、経済的、物理的な負担感、そういったものは一定解消されるのではないかと考えています。それと、免許が更新しないことによる、そういったことが出てきませんので、人材確保についても一定利点といたしますか、そういったものが出てくるのではないかと考えています。

【浦川委員長】午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から委員会を再開したいと思います。

暫時休憩します。

午後 0時 5分 休憩

午後 1時30分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

質問はありませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまです。3つほどお伺いいたします。

まずは、県民アンケートについて、お伺いします。報告書の20ページです。

県政全般の満足度、重要度という確認がされておりますが、こちらで項目の将来を担う人材育成というものがありません。不満度、満足度をアンケートを取っていますが、この将来を担う人材育成が、悪い方から数えて上から4番目だったと。41.8%の不満度ということでした。この対象となる育成すべき人材が、産業界の人材、また地域の人材といったこともあろうかとは思いますが、小、中、高の教育する子どもたちも、この対象に入ってくると私は考えております。

そこで、前回のアンケートと比べて、不満度がどう変わったのか、まずはお知らせいただけないでしょうか。

【狩野高校教育課長】平成30年の調査を行いましたけれども、将来を担う人材育成の項目につきましては、やや不満と回答された方が26.9%、不満が10.6%、合わせますと、不満度が37.5%となっております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。

不満度ということで見ると4.3%増ということで、悪化してしまったということでございます。

そこで、教育委員会の所管の中で、将来を担う人材育成ということで、このアンケートを踏まえて、どう施策に反映していくべきなのか、ご回答をいただけないでしょうか。

【狩野高校教育課長】まず、教育委員会全体の総論的な話になりますけれども、現行の第三期教育振興基本計画に、本県が目指す人間像というものを4つにまとめて掲げておりますので、その実現を目指して、教育委員会事務局各課室がそれぞれに施策を展開しているところでございます。

特に、小、中、高校段階におきましては、まずICTを活用した指導と学びの充実、これを図ってまいりたいと考えています。例えば、授業等の改善であるとか、児童生徒の学びの質を上げていくということ、そして将来、自立した職業人とか社会人になるための基盤となる学力を育成していきたいと考えております。

2つ目は、社会との接点を持った取組の充実を図りたいと考えております。いわゆるふるさと教育など、地域と関わりを持たせる中で、子どもたちが自分も社会を構成する一員であるという意識を持たせていく、そして社会の課題に

対して、自分も当事者であるという自覚を持たせていくと。また、将来、ふるさとの発展に貢献したいという意識の向上とか態度の育成を図ってまいりたいと思っています。

高校教育に限って申しますと、今年度は新規で、高校時代から起業家精神、いわゆるアントレプレナーシップゼミというものを実施しています。また、工業高校の中には、独自に企業と連携しながら起業家精神の教育を行っている学校も出てきておりますので、今後の広がりも期待しているところでございます。

もう一つは、専門学科の校長と、現在、次代を担う生徒の育成について、意見交換会を行っています。現在2回まで終了しました。もう一度、年末か年始にかけて3回目を実施しようと思っているんですけれども、今後の特に専門学科における教育の充実のためにどうあるべきかということを考えております。また、来年度、本課でも、産業教育の充実資する新規事業を考えているところでございます。

【中村(泰)委員】 ご答弁ありがとうございます。

子どもたちがどう社会につながっていくのかということについて、今までの取組、平成30年の前のアンケートと比べて、5年ぶりですか、県としても、いろいろ教育行政の変化というのが大きくあったと思いますし、直近でやられていることが、本当にこういったことに対して効いてくるものが多くあるかと思えます。今おっしゃっていただいた中で、特に専門学科の充実、ここはぜひともお願いをしたいと思えます。

そこで、以前、産業労働部長であった教育長にお伺いをいたしたいんですけれども、将来を担う人材育成ということで、産業界がこういったことをものすごく期待をしていると思えます。当然、大人になってから人材育成をするという

ことは会社の使命でありますけれども、子どもの時から教育をしてほしいと、こういった産業界、労働界で通用するような人材を育成してほしいんだということも、今の社会不安であるとか、そういった中で、よりこの期待というものが高まってくるがために、その不満度につながっているところもあるのかなと思います。産業面にお詳しい教育長だからこそ、こういったところに対して強く推進していただきたいと思うのですが、ご回答をいただけないでしょうか。

【平田教育長】 産業人材の面での教育を考える時に、今、教育委員会の中で議論をしているのは、産業界が今、どのように変わってきているのか、経済の状況、ものづくりであったり、農業、水産、それぞれ今、状況がどのように変わってきているのかと、一体いつの時点を見て教育をしているのかということが重要であると。最低今の時点というのは当然考えなければいけないんですけれども、さらにもっと言えば、今の子どもたちが働くようになるのは、さらに数年先の話になってくると。そうすると、今のスピードを考えると、今の状態が数年先にどうなるかさえもわからないという状況の中で、今あること、これまでのことが正しかったとか、既定の事実として捉えるのではなくて、どのように変化するのかということ、ある意味、受け入れるというか、予測することはなかなか困難なので、それを考えていく、変わり得るということ、これを前提にして教育をしていくということが重要だと思っています。

そのような中で、子どもたちに求められる能力も、柔軟に様々なことに対応できるとか、技術、スキルを持っているとかということだけではなくて、新たな価値を創造することであったり、課題を発見して、そのスキルを使うことによ

で解決をしていくというような思考、考えることであったりということが求められていると思っています。

今の様々な専門職業学科の見直しの中においても、そういう観点からの高等学校における職業学科の教育ということがどうあるべきかということを考えていただくように今、お願いしているところであります。学校の中で、それぞれ問題意識を持って考えていただいて、これから先の教育をどうするのかということは今、議論していただいているところでございます。

【中村(泰)委員】 教育長、ありがとうございます。ぜひとも今の産業界の期待に応えられるような教育をお願いしたいと思います。

続きまして、G I G Aスクール構想について、お尋ねをいたします。

私の地元の学校が、たまたまG I G Aスクールの構想の先進校に指定をされていて、今、子どもたち、小学生なんですけれども、全学年が端末を持ち帰って、試験的に運用をしているという状況でございます。ほかの学校を見ると、ほとんどの学校で、そういった持ち帰りというのは、恐らく、まだほとんどできていないと思います。そういったことで、子どもたちを見ていると、毎日のように端末、長崎市はクロームブックなんですけれども、持ち帰っていて、今、本当にいろんな経験を積んでいるなというのを親ながら見ているところでございます。

先生方も、子どもたちもそうです、ものすごくいい経験をしていると思いますので、こういった先進校の取組をぜひとも21市町の水平展開を改めてお願いしたいところなんですけれども、ご回答いただけないでしょうか。

【加藤義務教育課長】 G I G Aスクール構想につきましては、確かに今、先進的に取組をして

いただいている学校がございます。この取組をいかに広げていくかということが私たちの課題であると捉えているところです。

ちょうど本日もその取組を行っておりまして、研究指定校の取組を県内の学校にオンラインで配信するというところを本日も行っているところでございます。また、21市町の協議会の中でも、この先進的な取組はどんどん取り入れていきたいと思っておりますし、午前中にお伝えいたしました推進サイト、コンテンツを共有するシステムの中でも、この先進的な取組については共有することを取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【中村(泰)委員】 前向きなご答弁、ありがとうございます。

本当にすごくいい経験をしていると私も客観的に見ていて思いますので、今日もオンラインでつなげているということですが、まだまだ経験できていない学校に進めていただければ、ほかの子どもたちが、ものすごく早いスピードで成長できると確信しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、同じくG I G Aスクール構想に関わる話です。先進校であって、ゆえに先生方の負担が大きくなるということで、保護者有志で、G I G Aスクール構想の応援団というものを立ち上げて、子どもたちは当然のこと、先生方、また同じ保護者をサポートしようということで、保護者が今、立ち上がりました。

そこで、保護者の中でいろいろな話をするんですけれども、子どもたちが端末を扱う以上に、まずはネットリテラシーのところを育ててあげないと、これは本当に間違った方向に行くなということをつくづく今、保護者の中で話をしています。

特に、一番懸念しておりますのが、ネットゲームの依存、そしてそのネットゲームによるいじめ、これが現実には起きているということで、ものすごく大きな危機感を持っております。

具体的に、これがどういうことがあっているのかと申し上げますと、子どもたちが学校から帰った後に、例えば夜の8時とか9時に、子どもたち同士で集まるわけです。今で言う、ゲーム機を持って、そこでゲームを始めるんですけども、約束して、いじめられたくないから、参加したくないけれども参加しているという子ども中にはいます。8時、9時からそういったゲームをし始めるというようなことも、ある家庭では起きているそうです。また、そのゲームの内容が、いろんなネットゲームがあるんですけども、撃ち合いのゲームがあったりしまして、子どもたちがそれをゲームでやるんですけども、特定の子どもが一方向的に撃たれてしまうと。それで、ゲームのコントローラーから音が出て、そこで複数の子どもたちが会話をするんですね。「あいつをやっつける」みたいなことで、いじめられてしまうことも実際起こっています。これは家庭の話なんですけれども、結局、それが翌日、学校で、例えばいじめられて行きたくないとか、あまりにもゲームに依存するがために、朝、起きられないとか、そういったことまで実際に起きています。

こういった最近の状況で、直近の問題だろうと思えますけれども、こういったことに対して、今後、不登校児童が増える要因になろうと私は考えております。

そこで、ネットゲームに対して、こういったいじめの問題、また依存の問題に対して、教育委員会として、どう取り組んでいこうとしているのか、お知らせいただけないでしょうか。

【安永児童生徒支援課長】小中学校の児童生徒間で、残虐な殺し合いのゲームがはやっているということは聞いております。この対応といたしましては、まずは家庭教育の部分でありますので、保護者やPTAあるいは社会教育団体とも連携し、親子の、あるいは家庭内におけるルールづくりなどを促進していく必要があると考えております。

学校教育における取組といたしましては、子どもの実態に応じて、他に対する思いやりや善悪の判断などを育成することが重要であると考えておりますので、さらに道徳教育による道徳的心情、また実践力の育成を図っていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。

なかなか学校だけで解決できる問題でないということは、本当につくづく感じるところです。様々な団体との連携というのをご答弁いただきましたけれども、そこはより強めていただきたいですし、道徳教育に触れていただきました。ぜひとも道徳の授業の中で、こういったネットゲームの具体的な事例を挙げて、こういったことはよくないということを先生方から言っただけならば、子どもたちも、ものすごく深く考えることができると私は思いますので、そういった道徳教育の、これまでのやり方ではなくて、ネットゲーム、本当に最近のことですけれども、こういったことを取り上げながら、ぜひとも道徳教育の在り方をご検討いただければと思います。

ここは要望だけですけれども、実際に不登校児童の中で、ネットゲームの依存、もしくはいじめで、どれだけの子どもたちが登校できなくなっているのかどうか、ここは小、中、高、可能な範囲で調べていただければと思いますので、

要望をさせていただきます。

【浦川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【山田委員】1点だけ先ほど聞きそびれていたことがありましたので、質問したいと思います。介護福祉士の就学資金の貸付け事業というのは、長崎県としては、高校を卒業した人だったり、外国人留学生には制度を既に持っているのですが、静岡県では、福祉系の高校生向けの修学資金の貸付け制度をつくっています。それは当然ながら、介護人材の不足、県内定着に向けた取組の一つとして、私は非常に優良であると思っておりますが、今、県内の福祉系高校の状況と県内就職の状況等をまず教えていただければと思います。

【狩野高校教育課長】まず、国家試験であります介護福祉士の受験資格が得られる学校が大村城南高校それから口加高校、2校ございます。それから、介護職員の初任者研修の実施校が、県立高校が7校ございます。この春に卒業しました令和2年度の実績で申し上げますと、口加高校が今、福祉科は3年生が最上級生ですので、大村城南高校と介護職員の初任者研修を実施しています7校の状況について申し上げますと、この春卒業した生徒は105名です。そのうち、いわゆる福祉系に就職した生徒が38名、そのうち県内に就職した生徒は36名、県外が2名となっております。

【山田委員】105名のうち、38名が介護系の就職をして、県内が36名ということであります。

あと、介護系の方に進学をした生徒の数もあると思いますが、併せて教えていただいてもいいですか。

【狩野高校教育課長】介護系に進学した生徒が29名おります。

【山田委員】105名のうち、進学も合わせると、

7割近く、そのまま福祉系の進学をするなり、就職するなりしているという状況と、あわせて先ほどの38人中36人も県内就職いただいていることから考えると、非常に県内就職をしやすいというか、研修を受けたところで、そのまま就職をしたり、そういった流れがあるのかなと思っておりますが、私は、国家試験を受けるのにも1万8,380円かかる、そのほかにテキスト代とか、様々な国家試験対策のための勉強の費用もかかると思っております。今、授業料は概ねのご家庭が無償になっているかと思いますが、静岡県の例で言うと、就学準備金といって3万円まず入学時に貸し付けていただけます。そして、介護実習費として年間に3万円、あと国家試験受験対策費用で4万円、そして県内に就職をするということが決まった人には就職準備金で20万円出ます。これが3年間県内の事業所に就職をすれば返済不要という制度であります。私は、さらにこれから本当に介護人材が不足する中、さらに定着を高めるためには、このような家庭の負担も軽減する制度というものが、また就職をする際でも、このような準備金があるということは、様々な形で後押しができるというか、応援制度だと思っておりますが、こういった制度のことを、私はぜひやってほしいんですけれども、まずは検討、研究とかかかもしれませんが、どのように考えていらっしゃるか、お伺いをしたいと思います。

【狩野高校教育課長】委員おっしゃるとおり、介護人材の不足というのは本県の大きな課題だろうと思っております。本県の県立高校も、少しでもそれに貢献できればと思っております。おっしゃったとおり、資格試験に1万8,380円と、その他、教材とか、実習服、シューズ、外に実習に行きますので交通費、保険代とか、もろもろ

合わせますと、大括りですけれども、恐らく80万円ぐらいはかかっているのかなと思っております。少しでもそういった負担を減らせば、入学者も増えていくということも考えられますし、また県内に定着する生徒も増えていくだろうと思っておりますので、長寿社会課等とも少し相談させていただきながら、もうちょっと研究もしていきたいと思っております。

【山田委員】ぜひ関係課とも話し合いをしていただいた上で、中学3年生、入学する際に、こういった制度があるよというのを理解すれば、大村城南高校とか口加高校のほかの県立の7校どちらかに行って、こういう資格を取ろう、こういう学校に行って県内で就職しようという気持ちになっていただけるかもしれませんので、私も、強くご検討いただいた上で、もともと口加高校と大村城南高校にしては定員が少ない状況もありますので、そこまで大きな県民の負担にならないのかなとも思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいことをお願い申し上げ、質問を終わります。

【浦川委員長】ほかに、質問はありませんか。

【中山委員】教職員の不祥事についてお尋ねしますが、飲酒関係が3件出ていまして、この令和2年、令和3年というのは、コロナの関係で懇親会が激減した中で、これだけ出ているので、おやおやと、少し気が緩んできたのかなという気がしているんですけれども、過去、この5年間のうちで、不祥事案の件数と、そしてその中で飲酒関係がどれだけ入っているのか、教えていただければと思います。

【桑宮総務課長】不祥事の件数についてのお尋ねでございます。まず、過去5年間の懲戒処分の全体の件数についてお話をさせていただきます。平成28年度が5件、平成29年度が6件、平成

30年度が5件、令和元年度が6件、それから令和2年度が1件でございます。このうち、酒気帯び運転等の事案につきましては、平成28年度から平成30年度は0件、それから令和元年が1件、令和2年はございません。

【中山委員】飲酒関係については、平成28年から平成30年までは0件ということでしたよね。ところが、令和元年度で1件ということでありましたけれども、この報告は既に3件上がっているんだけど、どのように違うのか。

【桑宮総務課長】令和2年度までは5年間で1件だけでございました。今年度、令和3年度が2件発生しているという状況でございます。

【中山委員】飲酒運転については、非常に教職員の意識が上がって、一時、服務規律強化月間を取り入れて徹底してやった効果が出て、大変うれしいなと思っておったんですけれども、今見ると、令和元年、令和2年、令和3年という形で少し増えてきていますね。そこで、今後これが増えていく可能性を危惧するんです。というのは、今年から来年にかけては、コロナ関係もあって、かなり懇親会が元に戻ってきていますので、増えてくるんだろうという考え方があるわけですね。そういう中で、令和2年、令和3年、この辺で飲酒運転の防止の取組、何かやっていますか。どんなことをやっていますか。

【桑宮総務課長】委員のお話にもありました服務規律強化月間につきましては、各学校の実情に応じて年3回、全ての学校で実施をしている状況でございます。

【中山委員】服務規律強化月間を昨年3回やったということですが、ここはひとつ気持ちを入れて取り組む必要があると思いますが、このいずれも自家用車で行っているんですね。そうすると、今、懇親会に対しての自家用車の

扱いはどのようになっていますか。

【田川高校教育課人事管理監】今年度、2件の飲酒運転事案が発生したことを踏まえまして、各学校に対しましては、飲酒の機会の際には車で出勤しないように通達文書を出しております。

【中山委員】懇親会がある時には学校に車で来るなど。それは大変厳しい話であって、ぜひそれと併せて、その辺の確認をどうしているかという問題と、もう一つは、懇親会2次会の食事、これを原則禁止するとか、こういう考え方は取れませんか。

【大場義務教育課人事管理監】義務教育の場合、公共交通機関を利用して出勤をするというところが難しい地区もございます。車で出勤した場合というようなことで、恐らく酒席が予定されている時には車で行かないということ为先ほど高校教育課人事管理監も申しましたけれども、そのような通知をしております。どうしてもその日に車で出勤をした場合については、鍵を管理職に預ける等、酒気帯び運転、飲酒運転を起こさないような取組をするということを通知して、今、徹底を図っているところです。

【中山委員】今まで図ってきて、現実として、それを守らずに、違反行為をして逮捕、懲戒解雇になったというケースが出ているわけですから、その辺を徹底するとともに、校長が鍵を預かることも大事だけれども、それを一歩進めて、やはり懇親会については原則としてマイカー使用禁止という形できちんとうたい上げて、それを教職員の意識の中で共有していく、それをやっていかないことには、これはまた出てきますよ。ぜひ、その辺の徹底をお願いしたいわけです。

ただ、私が危惧するのは、随分前に、教職員出身の教育長が期待されて登場したことがあり

ますよね。たまたまこの時に不祥事案が続出して、これだけが原因ではないと思うけれども、期待された教育長が任期を全うせずに辞められたケースがあるんです。その悪夢の再来を何としても阻止しなければいけないというような感じがあって、今質問したところなんです。こういう不祥事案をした場合は、生徒に対する問題もさることながら、家族に対して大きなダメージを与えるんですよね。その辺を含めて、ぜひとも今年から来年にかけて、この約半年間については、もう一回、各学校側に徹底方を強く要請して、この事案のゼロというか、防止を徹底してもらいたいと思いますけれども、誰か代表して答弁できますか。

【林田教育次長】委員ご指摘の件に関しては、我々も、教職員のたがが緩んでいるとは感じていないんですけれども、やっぱり危機感が不足してきているという部分はあるのかなと反省をしております。したがって、市町の教育委員会としっかり意識を共有しながら、これが非常に危機的な状況だという認識の下に、今後、不祥事案に対するゼロを目指してやっていく覚悟を持って進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】今、林田次長から決意を込めてお話しいただきましたので、それを了といたします。ぜひ期待しておりますので、よろしく取組をお願いしておきたいと思っております。

【浦川委員長】ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、以上で質問を終了します。

それでは、次に、教育委員会関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 2時 2分 休憩

午後 2時 2分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

これもちまして、教育委員会関係の審査を終了いたします。

次週、12月13日（月曜日）は午前10時より、こども政策局を含む福祉保健部の審査を行うことといたしますので、よろしく願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 3分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月13日

自 午前10時00分
至 午後 3時38分
於 委員会室2

薬務行政室長 齊宮 広知 君
国保・健康増進課長 川内野寿美子 君
国保・健康増進課医療監
(健康づくり担当) 宗 陽子 君
長寿社会課長 尾崎 正英 君
長寿社会課企画監
(地域包括ケア担当) 山口 香織 君
障害福祉課長 吉田 稔 君
原爆被爆者援護課長 山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 浦川 基継 君
副委員長（副会長） 中島 浩介 君
委 員 中山 功 君
" 徳永 達也 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 麻生 隆 君
" 中村 泰輔 君
" 千住 良治 君

こども政策局長 田中紀久美 君
こども未来課長 徳永 憲達 君
こども家庭課長 平川 顕作 君

3、欠席委員の氏名

山下 博史 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 寺原 朋裕 君
福祉保健部次長 中村 浩二 君
福祉保健課長 中尾美恵子 君
福祉保健課企画監
(地域福祉・計画担当) 猿渡 圭子 君
監査指導課長 吉野 康弘 君
医療政策課長(参事監) 伊藤 幸繁 君
医療政策課企画監
(新型コロナワクチン接種担当) 林田 直浩 君
医療人材対策室長 加藤 一征 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時00分 開議

【浦川委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

なお、山下委員から、欠席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を行います。

分科会に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

審議を行う予算議案と第139号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、予算議案及び第139号議案について説明を受け、一括して質疑を行った後、予算議案についての討論、採決を行い、委員会再開後、第139号議案についての討論、採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、そのように進めさせ

ていただきます。

【浦川分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

福祉保健部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【寺原福祉保健部長】福祉保健部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」福祉保健部の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、福祉保健部合計で8億9,822万3,000円の増、歳出予算は福祉保健部合計で14億5,862万9,000円の増となっております。

なお、各科目につきましては、1ページに記載のとおりであります。

2ページをお開きください。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

福祉保健部職員の給与費について、関係既定予算の過不足調整により、3,112万9,000円の増を計上いたしております。

（医療提供体制の強化等について）

新型コロナウイルス感染症の流行の長期化を踏まえ、医療提供体制の強化を進めるため、医師が入院医療の必要がないと判断した軽症者や無症状の方が療養を行う宿泊療養施設のさらなる確保に要する経費として、5億8,404万5,000円の増、新型コロナウイルス感染症の対応体制の拡充を図るため、検査実施機関の検査用機器整備、入院受入医療機関の設備整備、発熱患者等の診療・検査を行う医療機関の設備整備

の支援に要する経費として4,336万7,000円の増などを計上いたしております。

このほか、2ページ下段、新型コロナウイルス感染症スクリーニング事業について、3ページ、介護サービス等提供体制の確保について、繰越明許費について、及び債務負担行為についての内容につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、公の施設の指定管理者の指定に伴う予算議案に関連する議案をご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」福祉保健部の1ページをお開きください。

第139号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきまして、長崎県視聴覚障害者情報提供施設条例に基づき、「長崎県聴覚障害者情報センター」の管理運営を行う指定管理者を公募したところ、1者から申請があり、選定委員会における審査結果を踏まえ、「一般社団法人長崎県ろうあ協会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、こども政策局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【田中こども政策局長】こども政策局関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料」のこども政策局の1ページをお開きください。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、こども政策局合計で306万円の増、歳出予算は、こども政策局合計で506万5,000円の増となっております。各科目につきましては記載のとおりであります。

歳出予算の内容につきましては、職員給与費について、こども政策局職員の給与費に係る関係既定予算の過不足調整により105万5,000円の減。児童福祉関係社会福祉施設整備事業について、新設予定のファミリーホームに対する設備整備や備品購入費用の補助に要する経費として612万円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、長寿社会課長より補足説明をお願いします。

【尾崎長寿社会課長】私から補正予算の長寿社会課分につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明いたします。右肩に「令和3年度11月定例会補足説明資料 長寿社会課」と記載しております資料をご覧ください。

新型コロナウイルス流行下における介護サービス提供体制確保事業につきましては、予算計上額8,080万8,000円でございます。

事業概要といたしましては、本年4月の介護報酬改定により、新型コロナウイルス感染症対策として上乘せされていた介護報酬の特例措置が令和3年9月末で終了したことに伴い、年末までの時限措置として、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、介護サービス事業所・施設等の感染防止対策に係るかかり増し経費に対して補助するものであります。

対象経費は、令和3年10月1日から12月31日までに係る感染防止対策に要する経費となり、具

体的にはマスク、手袋、消毒液などの衛生用品及び感染防止対策に要する備品であるパーテーション、パルスオキシメーターの購入費用となります。

対象施設は、県内の介護サービス事業所・施設となります。

補助額は、施設種別ごとに国が定める基準単価を上限としており、例えば定員70人以上89人以下の特別養護老人ホームの場合、3か月分の合計で6万円となります。また、通所介護事業所や訪問介護事業所は、3か月分の合計で1万円となります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、障害福祉課長より補足説明をお願いします。

【吉田障害福祉課長】私から第127号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち障害福祉課分につきまして、お配りしております補足説明資料に基づいて説明させていただきます。右肩に「令和3年度11月定例会補足説明資料 障害福祉課」と記載しております資料をご覧ください。

ただいま説明がありました長寿社会課同様、新型コロナウイルス感染症対策として上乘せされておりました障害福祉サービス等報酬の特例措置が令和3年9月末で終了したことに伴い、年末までの時限措置として、国庫補助事業により、障害福祉サービス施設等のコロナ対策に係るかかり増し経費に対して補助するものとして1,847万4,000円計上しております。

対象経費につきましては、令和3年10月1日から12月31日までの3か月間に係る感染防止対策に要するマスク、消毒液等の衛生用品及びパー

ーションなどの備品購入費用となります。

補助額につきましては、施設種別ごとに国が定める基準単価を上限としております。具体的な基準単価は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、第139号議案「公の施設の指定管理者の指定について」説明いたします。

右肩に「令和3年度11月定例会補足説明資料 障害福祉課」、表題につきましては「公の施設の指定管理者の指定について」をご覧ください。

また、「予算決算委員会文教厚生分科会説明資料」第127号議案の23ページの債務負担行為について、併せてご覧ください。

今回、ご審議いただくものは、身体障害者福祉法第28条第1項に基づき、字幕、手話入りビデオライブラリーの配置等のほか、聴覚障害者関係ボランティアの育成や活動の場として設置する「長崎県聴覚障害者情報センター」の管理業務に係る指定管理の指定について、指定期間が今年度末で期間満了となることから、新たに指定の手続をとろうとするものでございます。

まず、長崎県聴覚障害者情報センターの施設概要ですが、施設は長崎市橋口町の長崎こども・女性・障害者支援センター内に約400平米のスペースを確保して、事務室、ビデオライブラリー、試写室、パソコン利用室、相談室などを配置しております。

業務内容につきましては、聴覚障害者用の録画物、その他必要な資料を製作し、または収集し、聴覚障害者等の利用に供する業務、聴覚障害者用の録画物等の普及奨励及び相談に関する業務等となっております。

指定管理者の候補者としては、現在の指定管

理者である「一般社団法人長崎県ろうあ協会」を引き続き予定しております。

指定期間として、令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間で予定しているところです。

運営費に係る債務負担額につきましては、11月補正予算として、指定管理予定期間である5年分の1億1,971万5,000円を計上しているところでございます。

裏面をご覧ください。

選定方法につきましては、本年9月2日から1か月間公募を行いまして、応募のあった1団体につき、選定委員会委員による聞き取りを行いまして、選定委員会の決定により候補者として選定いたしました。

選定に当たりましては、センターの目的や管理運営に対する理解、聴覚障害者・家族の視点に立った管理運営ができるかなどの視点により選考が行われております。

また、候補団体のこれまでの指定管理の実績と経験も評価されているところでございます。

選定委員会の委員につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第139号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【堀江委員】139号議案について質問しますが、質問に入ります前に、障害福祉課長の見解を聞きたいと思うんですが、補足説明資料ということでA4縦の1枚を出していますよね。もう一つ139号議案は、文教厚生委員会説明資料で1ページに書いてありますよね。予算の説明で補足説

明資料を書いているというのは百歩譲らないといけなかつと思うんですけど、どうして横長資料、予算決算委員会文教厚生分科会説明資料の中にこの補足説明資料は書けないんですか。

というのは、議員が委員会に所属したらこの補足説明資料はいただけるんですけど、委員会に所属していないと、結局こっちの文教厚生分科会説明資料しか受け取ることができないんですよ。

そうであれば、議案の内容を公平に議員に知らせるには、補足説明資料と別に出すこの部分が、なぜここに書けないのかと私はいつも思うんですけど、何のためにこの横長の文教厚生分科会説明資料を作っているの。これを充実する方向で説明資料はここに書くべきではないかと私は思うんですが、そういう視点はお持ちですか。

【吉田障害福祉課長】委員おっしゃるとおり、横長の説明のところ不足している部分が、文教厚生委員会以外の議員の方への説明という部分で不十分なところがあるかと思ひます。文教厚生委員会につきましては、こういう形で審議いただくということで補足説明をさせていただいておりますけれども、委員会以外の方への説明につきましては、また、どのような対応がとれるかも含めて協議させてもらえればと思ひます。

【堀江委員】これから議案がタブレット化になっていきます。そうなった時に、タブレットになるのは文教厚生委員会説明資料という横長がタブレットになっていくと思うんです。そうすると、同じように資料はすべきだと思うし、あっちもこっちも資料がたくさんあっても困るといふか、統一した方が私はいいと思ひているので、これはあくまでも私の意見なんですけど、委

員長におかれましても、委員長会議の中で、どのように補足説明資料を使うかということも検討していただければと思ひております。ごめんなさいね、最初からちょっと苦情を言ひて申し訳ないんですけど。

そこで、139号議案ですが、この補足説明資料によりますと、年間2,394万円で5年間分の債務負担行為を出しましようということなんですけど、この金額は過去5年間と比べてどうなんですか、教えてください。

【吉田障害福祉課長】今回の債務負担の積算につきましては、過去5年間の費用に基づいて算定しているところでございます。

【堀江委員】私の手元に指定管理者制度導入施設のA調書というんですけど、事業評価調書が途中評価があるんですけど、過去、例えば平成30年度の計画では2,400万円という数字で、確かに2,300万円の時もあるんですけども、これは過去、年間の実績が2,300万円だったから、これからの5年間も2,300万円にするという見解ですけども、消費税の問題でありますとか、いろんな物価の問題を考えた時に、過去の数字がこれだからということでもいいのかどうかというその点はどのように考えられましたか。

【吉田障害福祉課長】債務負担行為につきましては、5年分として一括して債務負担として上げさせていただいております。各年度につきましては、それぞれの年度の契約に基づきまして負担額を決定することとなっておりますので、その時々状況に応じた形での協議になるかと思ひます。

【堀江委員】つまりは、聴覚障害者情報センターに必要な経費がきちんと確保できるかということ、特にこういう施設とかは利益をどうこうということではないので、必要な経費は十分

確保してほしいという立場で、過去の実績だけということではなくて、将来5年間十分な確保ができるのかということでの債務負担行為なのかということを確認しているんですけれど、そういう私の危惧は、心配しなくていいということですね。

【吉田障害福祉課長】当然、年度ごとに民間の活用というところで、効率化、効果等も含めて民間ノウハウを活かしていただいて運営していただくということになります。その中で当然、必要な経費等々が出ることもあるかと思えます。そのため、年度ごとに、事業年度が始まる前に双方で協議をして決定するという取り決めになっておりますので、現段階におきましては、そのような問題というのではないかと考えているところでございます。

【堀江委員】いずれにしても、重要な施設だと思っておりますので、ぜひ予算的にも対応ができるようにしていただきたいと思っております。

もう一つ、127号議案のこども政策局にお尋ねいたします。

今回の612万円が新設のファミリーホームということで説明をいただきましたし、横長資料も出されております。この問題は、一般質問で取り上げられた問題でもあるんですが、今回、令和4年度に諫早市に新設するということは、既にもう一般質問で答弁されているんですが、このファミリーホームを令和11年度までに6施設から13施設、約倍に増やすということを目指しているという説明がありました。しかし、なかなか目標として、例えば里親、ファミリーホームについては、令和2年度で目標が18%だったんだけど、15.8%であるという本会議での答弁がっております。予算とは直接関係ありませんけれども、令和11年度までに13施設

に増やすということでの目標のめどとありますが、その辺はどのように考えたらいいのか。なかなか難しいのではないかという思いが私の中であるんですけれども、見解を教えてください。

【平川こども家庭課長】里親委託率の目標というところに関わってくることになるんですけれども、従来の里親委託のところから、さらに新たに施設に入所するようなお子さんに対して、保護者に里親制度のことをしっかりご説明させていただくでありますとか、今、施設に入所しているお子さんに家庭的な養護、里親、ファミリーホームへの委託というものを進めていくでありますとか、今までよりさらに家庭的養護を推進していくための取組をやっていこうと思っております。

そういう取組を進める中で、何とか目標に掲げておりますこの数字を達成できるようにしたいと思っております。

家庭的養護を推進するうえでは、里親の委託数とファミリーホームの数を増やしていかなければいけないということなんですけれども、確かに今13施設までファミリーホームを増やしていこうと思っておりますが、正直なところ、今予定があるのは、今回、ご審議をお願いしております来年4月に一つ、それ以外は明確に設立したいというご要望等も今のところは伺っていない状況でございますけれども、今ありますファミリーホームの団体でありますとか、そういった方々にも少しお話をさせていただきながら、少しずつでもファミリーホームを運営していただけるような方が増えるような働きかけはしていきたいと思っております。

【浦川分科会長】ほかにご質問はありませんか。

【中山委員】127号議案の感染症予防事業費1,000万円ですけれども、長崎大学が取り組む新

型コロナウイルスワクチン開発の支援であります。テレビ等を見ていけば、新型コロナワクチン開発には相当な金額がかかるというイメージがあるんですが、長大が取り組んでいる新型コロナウイルスワクチン開発の事業概要、それと事業規模がどのようになっていくのか。というのは、この1,000万円というのは、どういう効果があるのかなと。極端に言うと、1億円とか10億円ならある程度効果があると思うんだけど、1,000万円ですらどういう効果があるのか、そういう疑問がわいているわけですよ。そういうことで事業概要、規模、そしてこの1,000万円がどういう効果を出すのか、それについて教えてくださいませんか。

【伊藤医療政策課長】 この感染症予防事業費1,000万円につきましては、長崎大学が取り組んでいるワクチン関係の開発案件というのはかなりございますけれども、ほとんどの開発案件につきましては国の研究費、あるいは企業との連携により取り組まれております。

今回、県の方で支援をいたしますものは、実際のワクチン開発を行っている中で、そういう国の経費、あるいは企業との連携開発による経費の対象になっていない案件、3件につきまして支援をしたいと思っております。今回、補助の対象として考えておりますのは、長崎大学側と協議をいたしまして、ご提案をいただいた3件でございます。

1件につきましては、長崎大学の先端創薬イノベーションセンターによる研究、もう一つは長崎大学熱帯医学研究所による研究、もう一つは長崎大学病院の先生による研究の3つの案件でございます。

開発の内容につきましては、少し専門的なところがございますが、ワクチン開発の量産化に

向けた必要な案件等について、今回支援をしてまいりたいと思っております。

【中山委員】 今、病院関係を含め3件、先端創薬イノベーションセンター等3件あるということでしたけれども、そうすると1,000万円をさらに3つに割っていくと300万円程度ということになってきますよね。

出さないより出した方がいいと思うんだけど、その1,000万円と決めた根拠ですね。もっと思い切って出すべきだと私は思うんですよ。1,000万円ですら十分なのか。もっと出すべきだと思うんだけど、寄附金でこれは賄ったという話もあったので、その関係で限度いっぱい1,000万円なのか。その辺も含め、その1,000万円と設定した理由を教えてくださいませんか。

【伊藤医療政策課長】 この長崎大学によるワクチン開発への支援につきましては、昨年度も支援をいたしております。その際も1,000万円ということで、開発案件1件について支援を行っているものでございます。これは、長崎大学が取り組んでおりますメッセジャーRNAのワクチン開発のための支援を行っているものでございます。

昨年度、それから今年度支援を行います財源につきましては、地域福祉基金の中に積み立てております新型コロナウイルス感染症対策寄附金、県内外の方、事業者の方から長崎県の新型コロナウイルス感染症の対策に使っていただきたいということでご寄附をいただいているものを財源として支援をしているものでございます。

この中で、多くの開発案件に幾ら支援をするのかということですが、残高としてはあと6,000万円ほどございますけれども、これはいろんな感染症対策、様々な対策に活用させていただきたいと思っております。

今回、長崎大学と連携したワクチン開発の支援につきましては、この中から1,000万円ということで長崎大学と協議を進めてきたというところでございます。

【中山委員】あとの事業成果というか、進捗状況を聞かないとなかなか言いにくいところがあるんですけども、やはりワクチンを長崎大学が開発するという点については、もしこれが可能であって商品化できるということになると、多くの利益をいただきますよね。そうすると、寄附金ばかりではなくて、政策的に県の一般財源なら一般財源を出してでも何にもおかしくないだろうと私は思っているんですよね。そういう意味からしまして、この量産化等についての進捗状況と、その製品化というか、その辺のめどというのはどういう時期に立てているのか、その見通しについて教えてくださいませんか。

【伊藤医療政策課長】今年度、支援を行います3件の案件でございますが、その一つの案件、これは先端創薬イノベーションセンターが行っている開発案件でございますが、これは遺伝子組換えタンパクワクチンの製造に必要な切断酵素の開発という内容でございます。この遺伝子組換えタンパクワクチンの開発そのものについては、国の開発経費、補助をもらって長崎大学が開発を進めております。

この内容の中で、今回長崎県が支援をしたいと思っておりますのは、このワクチンが開発された際に、それを量産化する時に、酵素の開発が必要になります。その関連する酵素の開発について支援を行い、ワクチンが開発された際には、それがすぐ大量生産に結びつくようなことができるのではないかとということで、支援をしております。

2件目の長崎大学の熱帯医学研究所による研

究でございますが、これはワクチン開発のための細胞性免疫評価基準の構築のための研究でございます。これは、いろんなワクチン開発が行われておりますが、そのワクチンがどのくらい効果があるのかという基準を長崎大学の熱帯医学研究所の方で作っていきたいと、評価基準を作っていきたいということでございますので、これも研究そのものは国の開発資金でやっておりますが、その基準の作成につきましては国の補助内容に含まれておりませんので、県の方で支援をしたいと思っております。

もう一件につきましては、長崎大学病院による研究開発でございます。これはワクチンを接種した際に副反応が起こります。その副反応情報というのは、国の方に報告をして、それから県の方に情報がおりてくるということでございますが、この副反応に関する研究を行う際に、なかなかそのデータの入手が遅くなってしまうということで、研究者の間で情報共有をするためのシステムを開発したいということで、これも国の補助対象になっておりませんので、県の方で支援をしたいと思っております。

いずれも、いつその効果が出るかというところにつきましては、研究開発の状況によるものかと思っております。

【中山委員】この予算については、私は増やせということですから、異議はないんですけども、今専門的な話が出てきたので、一回概要を後で資料として、進捗状況と今後の可能性についてメモでもいいですから後で出していただいて、それを少し勉強させてもらえればと思いますので、ひとつよろしく願いしておきたいと思っております。

【千住委員】私も、指定管理者の指定について、お尋ねしたいんですが、年間約2,400万円での契

約になっているということで、先ほど、年々協定を結ばれるというお話があったと思うんですけども、年々その金額についても変更がある可能性があるということなんでしょうか。

【吉田障害福祉課長】先ほど答弁いたしましたとおり、債務負担としては5年間、指定管理として5年間の契約を、基本協定を結ばせていただきますけど、年度ごとに取組の内容であったり、指定管理者の工夫によっていろんな取組が出てくるかと思えます。各年度につきましては、それぞれまた年度ごとの協定を結ぶようにしております。前年度に額の決定について協議を行って決定するようにしております。

【千住委員】できれば、その内訳といいますが、積算を、もしよかったら後ほどでもいただければと思います。

それと、指定管理者は3年とか5年とか、いろいろあるんですけど、5年になっている理由というのはあるんですか。

【吉田障害福祉課長】指定管理者制度につきましては新行政推進室が全体の所管をしております。ガイドラインを決めております。

おおむね3年と5年というのが考え方としてあるんですけど、会館等施設で維持管理が主な業務になっているものにつきましては3年以内をめどに検討する、より安定的な管理が必要、特に専門性が求められる業務については5年以内で決定することとなっております。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第127号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、127号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【浦川委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

福祉保健部長より、総括説明をお願いいたします。

【寺原福祉保健部長】予算決算委員会分科会でご説明いたしました予算議案の部分を除く福祉保健部関係の議案外の報告事項等についてご説明いたします。

福祉保健部の「文教厚生委員会関係議案説明資料」をお開きください。

議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、障害児入所施設において、相手方に一時保護の委託をした児童が、令和3年7月14日から7月16日にかけて、居室内に設置されているエアコンに損害を与えた事案であり、損害賠償金合計22万6,455円を支払うため、去る11月5日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

（新型コロナウイルス感染症対策について）

今後の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ワクチン接種の進展や治療薬の活用

により感染者の重症化予防が期待できる一方、夏場に発生した第5波のような感染力が強い変異株による感染拡大が反復して発生する可能性があることを念頭に、検査体制・医療提供体制のさらなる拡充・強化を図る必要があるものと認識しております。

特に、これから冬場にかけては季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されており、これまでの医学的知見に基づくと、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に識別することは困難であることから、発熱等の症状のある多数の患者に対し、地域の幅広い医療機関において適切に診療を行い、必要に応じて検査に結びつける体制づくりが不可欠であると考えております。

そのため、県におきましては、昨年度より地域のかかりつけ医を「診療・検査医療機関」として指定し、離島を含む全ての医療圏において発熱患者の診療や検査を実施できる体制を整備しているところであり、11月1日時点における県内の「診療・検査医療機関」は計420か所となっておりますが、今後、感染防止対策に必要な設備整備への支援を行うなど、さらなる体制の拡充に取り組むとともに、同意が得られた「診療・検査医療機関」については、随時、県のホームページ上で公表することにより、発熱患者が今まで以上に円滑に受診できる体制を構築してまいりたいと考えております。

また、今夏の感染力の強い変異株の流行により、これまでの想定を上回る規模・スピードで感染拡大が生じたことを踏まえ、病床や宿泊療養施設の確保を中心とした医療提供体制だけでなく、保健所等による療養調整も含めた総合的な保健・医療提供体制の整備が必要であることから、従来の「病床・宿泊療養施設確保計画」

を新たに「保健・医療提供体制確保計画」として見直し、陽性確認前から回復・療養解除後まで切れ目なく新型コロナウイルス感染症に対応可能で、地域住民が安心できる保健・医療提供体制を構築するよう、国から要請がなされていたところです。

本県におきましても、10月末に「想定する感染の規模」や「確保すべき病床数」、「保健所・地域の医療機関の体制」等を盛り込んだ今後の体制の構築方針を策定するとともに、保健所設置市とも連携して関係者間で協議・調整を重ねながら体制の構築に取り組み、11月末に「長崎県保健・医療提供体制確保計画」として取りまとめたところであります。このうち、保健所体制の整備については、県内の保健所ごとに、感染拡大の段階に応じた必要な人員を把握し、保健所業務の重点化及び効率化、外部への業務委託、応援人材の派遣体制の整備等、必要な体制の強化方策を盛り込んでおります。

今後の感染拡大時には、この計画に基づき、感染者が適切な治療・療養を受けられるよう関係機関と協力し対応してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、11月までに、県内で希望する方への接種が概ね完了したところであり、これに伴って、県が設置していた県コロナワクチン接種センターの業務を11月23日で終了いたしました。

一方で、2回目の接種終了から概ね8か月を経過した方を対象とした追加接種につきましては、市町や医療機関において接種体制の構築が進められているところであり、本年2月に先行接種を行った医療従事者等をはじめとして、3回目接種が開始されることとなっております。

また、武田/モデルナ社ワクチンにつきました

ては、1回目として当該ワクチンを接種したものの、事情により2回目の接種ができなかった方等の接種機会を確保するため、時津町の長崎北病院を「武田/モデルナ社ワクチン接種センター」として設定したところであります。

今後とも、引き続き県医師会や長崎大学をはじめとする関係機関や各市町と積極的な連携を図り、検査体制・医療提供体制の拡充・強化に取り組むとともに、ワクチン接種の積極的な推進に努めてまいります。

そのほかの所管事項につきましては、4ページ、臓器移植推進国民大会の開催について、同ページ下段、健康長寿日本一長崎県民会議の開催について、5ページ、地域包括ケアシステムの構築状況について、同ページ下段、令和7年度全国障害者芸術・文化祭の開催決定について、6ページ、事務事業評価の実施について、同ページ下段、施策評価の実施について、7ページ下段、第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況についてであり、その内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】次に、こども政策局長より、所管事項説明をお願いします。

【田中こども政策局長】今回、予算議案を除くこども政策局関係の議案はございませんので、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

「文教厚生委員会関係議案説明資料」のこども政策局の1ページをお開きください。

（長崎県婚活サポートセンターの移転・リニューアルについて）

県における結婚支援につきましては、これまで長崎県婚活サポートセンターを中心に、「お見合いシステム」をはじめとした出会いの機会の創出など、市町や民間企業等と連携して取り組んでまいりましたが、来る令和4年1月11日に同センターを現在の江戸町から県庁2階に移転し、リニューアルオープンすることといたしました。

都道府県の庁舎内に婚活支援施設が設けられるのは全国初となりますが、今回の移転・リニューアルにより、利用者の利便性向上と婚活支援の中核機能強化を図ることで、結婚支援を社会全体に広げていく大きな契機になるものと考えております。

今後も、同センターを拠点とし、市町や民間企業との連携をさらに深めながら、結婚を希望する方のニーズに合った結婚支援を充実・強化させてまいります。

（児童虐待の防止について）

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、昨年度初めて20万件を超え、また本県でも過去最多であった令和元年度と同様に推移するなど、児童虐待は大きな社会問題であります。

国においては、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のための広報・啓発などに取り組んでおり、本県においても全世帯広報誌等を活用した児童虐待の防止に関する周知をはじめ学校等への体罰禁止リーフレットの配布、また、今年度初めての試みとして県庁駐車場棟で児童虐待と女性に対する暴力をなくす運動の象徴であるオレンジと紫色のライトアップを行う等、関係機関と連携した広報・啓発活動に取り組んだところであります。

一方、児童相談所職員の児童虐待事案への対

応能力の向上や、児童相談所と警察との連携強化を目的として、去る10月13日に佐世保市、10月27日に長崎市で、合同訓練を実施しました。

訓練は、虐待通告受理後、48時間以内での児童の安全確認ができないため、警察へ援助要請を行い、立ち入り調査のうえ児童を保護するという設定で実施し、訓練に立ち会った弁護士や警察から問題点等を指摘いただくなど、大変有意義なものとなりました。

今後とも、児童虐待に対する県民の理解をより一層深めることができるよう、様々な機会を通じて広報・啓発を行うとともに、児童相談所職員の資質向上や警察等関係機関との連携強化を行い、児童虐待の早期発見・対応に努めてまいります。

続きまして、「文教厚生委員会関係議案説明資料（追加1）」のこども政策局の1ページをお開きください。

（野田聖子内閣府特命担当大臣の長崎県内視察について）

今月2日、野田聖子内閣府特命担当大臣が来県され、DV被害者の保護及び支援に関する本県の取組の調査を目的として、長崎こども・女性・障害者支援センター（配偶者暴力相談支援センター）や、DV被害者を支援する「ステップハウス」をご視察いただきました。

また、施設視察後には、県庁において、DV被害者支援に取り組むNPO法人や団体、配偶者暴力相談支援センター職員、DV被害経験者も参加した意見交換が行われ、県側の参加者から、現状の取組や課題等についてご説明するとともに、DV被害者支援に対する国の支援の充実について要望を行ったところです。

野田大臣には、本県の民間団体と連携したきめ細かい自立支援の取組に評価をいただくと

ともに、今後のDV対策の方向性等について、熱心に意見交換を行っていただきました。

続きまして、もとの「文教厚生委員会関係議案説明資料」に戻っていただき、3ページをお開きください。

（施策評価の実施について）

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価を実施いたしました。

今回の施策評価は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」が令和2年度をもって終了したことに伴い、計画に掲げる10の基本戦略を構成する43の施策、6つの政策横断プロジェクト及び7つの地域別計画について、取組や数値目標の達成状況等の評価を行い、新たな施策の企画立案や事業の見直し等に活用するため実施しました。

こども政策局におきましては、総合計画に掲げる10の基本戦略のうち、主に「戦略3 互いに支えあい見守る社会をつくる」や「戦略5 次代を担う子どもを育む」に取り組んでおり、関連する施策等について事後評価を実施いたしました。

このうち、結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した切れ目ない支援につきましては、結婚、妊娠・出産の支援や、子どもや子育て家庭への支援に取り組んだ結果、保育所待機児童数の目標を達成するなど、子どもが健やかに成長できる環境づくりの推進などが図られています。

今後の対応方向といたしましては、県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、きめ細かな結婚支援、妊産婦や新生児の医療体制の充実、保育の担い手の確保、持続可能な共働きの環境整備など、結婚から子育てまでの切れ目ない支援を行うとともに、社会全体で結婚、妊娠・出産、子育てを応援する機運の醸成を図っていくこと

としております。

なお、所管する数値目標のうち、今後も引き続き推進する必要があるものについては、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等において、今後も適切に進捗管理を行ってまいります。

その他の所管事項につきましては、一つ ヤングケアラーの実態調査について、一つ ココロねっこ運動について、一つ 第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について、一つ 事務事業評価の実施についてであり、内容は記載のとおりであります。

以上をもちまして、こども政策局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川委員長】 以上で説明が終わりました。

第139号議案の質疑は終了しておりますので、第139号議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第139号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第139号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、提出がありました「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明をお願いします。

【中尾福祉保健課長】 「政策等決定過程の透明

性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出いたしました福祉保健部関係の資料についてご説明いたします。

対象期間は令和3年9月から10月まででございます。

「文教厚生委員会提出資料 福祉保健部」の1ページをご覧ください。

補助金内示一覧表でございますが、県が箇所づけを行って実施をする個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金について、記載をしております。直接補助金として、資料1ページから14ページに記載のとおり計91件でございます。なお、間接補助金の実績はございません。

次に、15ページは、1,000万円以上の契約案件の実績であり、記載のとおり2件となっております。入札結果については、16ページに記載のとおりでございます。

次に、17ページをご覧ください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、県会議長あてにも同様の要望が行われたもので、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、公益財団法人がんの子どもを守る会九州西支部、長崎県離島振興協議会、長崎県過疎地域協議会などから計24件であり、それに対する県の対応については、17ページから54ページに記載のとおりでございます。

次に、55ページをお開きください。

附属機関等会議結果については、長崎県感染症審査協議会など計16件の開催があり、その内容については資料56ページから71ページに記載のとおりであります。

説明は以上でございます。

【徳永こども未来課長】 「政策等決定過程の透

明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました福祉保健部こども政策局関係資料についてご説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。

補助金内示一覧表でございますが、県で箇所づけを行って実施する個別事業に関して内示を行った補助金について記載をしております。

本年9月から10月分の実績でございますが、間接補助金が1件となっております。

続きまして、2ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月までに県議会議長あてにも同様の要望が行われたものについての県の対応状況を記載しております。長崎県離島振興協議会及び佐々町からの要望書2件となっており、それに対する県の対応状況は2ページから5ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

附属機関等会議結果について、本年9月から10月までの実績は1件でございます。その内容については、7ページに記載のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

【浦川委員長】次に、医療政策課長より補足説明を求めます。

【伊藤医療政策課長】新型コロナウイルス感染症対策につきまして、補足説明資料に沿ってご説明をさせていただきます。

1の相談体制につきましては、昨年11月から「受診・相談センター」を開設し、県内全域を対象に、土日・祝日を含む24時間体制で相談を受け付けているところでございます。

2の診療・検査体制につきましては、発熱患者等の診療・検査を行う地域の医療機関を「診

療・検査医療機関」として420施設指定をしているところでございます。

2ページをご覧ください。

の1日当たりの検査可能件数ですが、現在、1日約5,400件の検査を実施できる体制を整備しておりますが、年度内には1日約5,700件の検査を実施できる体制を構築する予定でございます。

の地域外来・検査センターにつきましては、ドライブスルー方式等で検体採取及び検査を集中して実施する拠点として、県内全ての医療圏に設置をしているところでございます。

3ページをご覧ください。

3の医療提供体制であります。この夏の第5波の感染拡大を踏まえ、これまでの「病床確保計画」を新たに「保健・医療提供体制確保計画」として見直しを行っております。

「保健・医療提供体制確保計画」の策定に当たっては、国からは、少なくとも第5波における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じ、入院患者は第5波の2割増となることを前提に、ピーク時における新規感染者数等の推計を行い、その医療需要に対応できる計画とすることを求められていたところでございます。

本県の第5波における新規感染者数は、九州の中でも最も少なかったことから、国が求める第5波と同程度ではなく、本県と近似する熊本、宮崎、鹿児島九州3県の新規感染者数等を参考に、第6波では、第5波の1.5倍となる170人の新規感染者が発生することを想定して必要な体制を整備しております。

4ページをご覧ください。

(1)の医療需要の推計として、第5波における実績と第6波で想定しております医療需要を記載しております。

(2)の主な体制整備の状況でございますが、入院を必要とする患者が、確実に入院できる体制を確保するため、緊急時対応の最大確保病床として561床を確保するとともにフェーズごとに確保する病床数の見直しを行ったところでございます。

5ページをご覧ください。

の宿泊療養施設・自宅療養の受入体制の強化につきましては、軽症者等の宿泊療養施設での受入れ体制を強化するため、200室以上の確保を目標に、現在、長崎・県央地区等において宿泊療養施設の追加確保に向けて調整を行っているところでございます。

6ページをご覧ください。

の感染ピーク時の医療体制として、長崎と佐世保地区の宿泊療養施設内に臨時的医療施設を設置するとともに、長崎CovMATとして登録いただいた医師、看護師による医療人材の応援体制を構築しております。

また、の感染拡大に対応した保健所体制の強化として、感染拡大の段階に応じて他部署から応援職員を確保するなど、保健所体制の強化を行うための計画を作成しております。

4の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、の医療従事者等の優先接種は7月までに約6万人の方への接種が完了し、の高齢者の優先接種につきましては、7ページに記載しておりますとおり、11月28日時点で93.2%の接種率となっております。

の一般接種につきましては、全ての市町において11月末までに概ね完了しており、11月28日時点で77.2%の接種率となっております。

の3回目接種につきましては、2回目接種後、原則8か月を経過した18歳以上の方を対象としており、12月から医療従事者等を対象に順次開

始をしているところでございます。

の県新型コロナウイルスワクチン接種センターでございますが、6月12日から11月23日までに5万2,284人の方に接種を行ったところであり、各会場における実績等につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、新型コロナウイルス感染症対策についての補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【浦川委員長】以上で説明が終わりましたので、次に陳情審査を行います。

お手元に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、78、79、84、85、97、100、101です。

【堀江委員】番号が100、福祉保健部、「後期高齢者の医療費窓口自己負担2倍化実施の中止に関する陳情書」について質問をいたします。幾つか見解を求めたいと思います。

まず、先の国会で75歳以上の医療費窓口負担について、年収200万円以上の約370万人を1割から2割に引き上げることが決まりましたとありますが、この対象になる数といえますか、高齢者の皆さんは長崎県内でどれくらいか把握されておられたら答弁を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】厚生労働省の発表資料によりますと、本県では3万7,000人ほどという数字が出ております。

【堀江委員】長崎県で3万7,000人という答弁をいただきました。そのうえで4行目、高齢者の皆さんの暮らしで、年金額が4月から0.1%削減されるということでは、医療費の負担が受診抑制につながるという指摘がありますけれども、

このことについて見解をお示しいただきたいと思えます。

【川内野国保・健康増進課長】これまで、この件に関しましては、全国知事会を通じて要望なども行ってきております。

制度の設計者である国の責任におきまして、必要な医療への受診抑制につながるようなことがないよう、特に低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討するようということで要望を行ってきております。

【堀江委員】ごめんなさいね、答弁がよく聞こえなかったんだけど、この医療費の負担を増やすことが受診抑制につながるという陳情人の指摘については、同じようなことを国に対しても要望していたということですか。

【川内野国保・健康増進課長】特に、低所得者に十分配慮した制度のあり方を検討するようということで全国知事会の方から要望を行ってきております。

【堀江委員】そこで、この陳情人が、重症化してから医療機関にかかるると医療費もかさむので、やはり早期発見・早期治療こそが医療費を抑制する最善の方策だという指摘をされているんですが、このことについてはどのような見解をお持ちですか、再度答弁を求めます。

【川内野国保・健康増進課長】確かに医療費の適正化に向けては、健診・受診率の向上というのが一番効果的であると考えております。

【堀江委員】最後にいたしますが、この陳情は国に対して、既に国会で決まったことではあるんだけど、後期高齢者の医療費窓口自己負担2倍化につきましては実施を中止してほしいと、関係機関に送付していただきたいという陳情なんですけれども、最後にこのことについての見解をお願いいたします。

【川内野国保・健康増進課長】今回の法改正につきましては、国において全世代型社会保障検討会議等で慎重かつ十分な議論が重ねられたものと認識をしております。

また、2割負担対象者になる方につきましては、一定所得以上の被保険者であるということと、あと激変緩和措置や周知期間も設けられております。後期高齢者医療費の財源は約9割が公費と現役世代の保険料でありますので、医療保険制度が持続可能で安定的に運営されるということは県としても重要と考えております。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【山田委員】97番の要望の中で何点かお尋ねをしたいと思います。

人材確保対策の4番目の中で、看護師・栄養士の配置の推進についてとあります。私が認識不足で大変恐縮でございますが、0歳児、赤ちゃんの保育をしているところにあっては看護師の配置が義務化になっているとっておりましたし、保育園はほとんど給食を出しているかと思いますが、そういったところも栄養士は必須になっていると理解しておりましたが、この要望書を見てみると、施策の実現に向けて国に働きかけをお願いしますと書いてあります。県内の保育園の状況について、まずお聞かせいただきたいと思えます。

【徳永こども未来課長】保育園における看護師の配置につきましては、県の方でももちろん推奨はしているんですけれども、現状、看護師の配置ができているところは大体5割強ということになっております。これは常勤または非常勤等での雇用でございます。

また、栄養士につきましては、多くのところで調理員と同じような形で配置をされているところでございます。

【山田委員】看護師の配置をされているところが5割強ということでありましたが、私は乳幼児保育の場合、乳幼児3人に1人は看護師とか、そういう基準があったように思ったんですが、正看ではなくて准看とか、それは必須ではなかったという理解でよろしかったでしょうか。

【徳永こども未来課長】看護師の配置につきましては、必ず配置をしないとイケないというものではございません。それは0歳児であっても同様でございます。

【山田委員】安全の確保のために看護師を配置している園が多いように私が認識をしていたという理解でよろしいですね。

栄養士の方ですが、これも条件として栄養士が栄養学に基づいた献立を作成しなくても、保育園で子どもたちに出していいと。先ほどの課長の答弁だと、調理師の給料・待遇で栄養士を雇っているような現状にあるという理解でよろしいですか。

【徳永こども未来課長】配置の形としては、そのような形で配置をされる所が多くなっております。

【山田委員】それぞれに専門的な知識を持っていらっしゃる方々が配置できるような、要は人件費の部分が不足している。特に、国の基準、もともと国の基準が実情に応じていない人員の分しか補助がないということが大きな問題だと思っておりますし、保育士に限らず、この看護師、栄養士の部分も子どもたちの安心・安全のために、国にもしっかり働きかけをしていただきたいということを申し上げたいと思います。

もう一点、4番の災害発生時における市町単位の休園基準等の策定についてであります。昨年とか、結構災害級の豪雨が多く、佐世保市の保育園の中でも休園をしないとイケないとい

うことで、急に子どもの預け先がなくなってお困りになられた方々のご相談が寄せられたりしました。このような基準等を作成することは、非常に子どもたちの安全・安心のためにも重要であるとは認識をしておりますが、未策定の市町が見受けられるとありますが、今の策定状況について教えてください。

【徳永こども未来課長】災害時の市町単位の休園基準の策定につきましては、昨年度大きな台風等もありましたが、その時点ではほとんどの市町で未策定の状態でございました。そのため昨年度、市町を招集いたしまして、西海市が先行して策定されていたという事例がございましたので、そこで西海市の方に策定の経緯とか、どういったところに策定の問題があって、どういったところが難しいかというような発表をいただきまして、国からの策定を推奨する文書も周知をいたしまして、実際今策定ができてるのは半数ちょっと超えたところですが、ほぼ策定に向けた取組がなされている最中でございます。ここについては、また引き続き、市町の会議等で策定状況の確認等々をやっていきたいと思っておりますが、現状としては半数以上が策定をして、そのほか、ほとんどのところが策定の検討を今しているという状況でございます。

【山田委員】策定をしたり、検討していただいているということで非常にありがたく思っておりますが、一方で核家族化が進み、子どもの預け先がなく、女性や非正規の方など、急に休むことによる自分の身分保障とか、そういった部分で難しい方も多くおられるようでもありますので、基本は、園は閉めるけれども、どうしてもやむを得ない事情、家庭で保育を担う方がいらっしゃる場合とかは柔軟に対応できるような形もぜひ検討していただきたいと思ってお

ります。

以上で終わります。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

それでは、換気のため20分まで、暫時休憩いたします。

午前11時 9分 休憩

午前11時20分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」についてご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

【麻生委員】私の方から何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に、被爆者健康手帳を含めた黒い雨について、今、広島高裁で控訴を取り下げて、広島の高裁の人たちは原爆手帳が給付になりました。

長崎は、被爆拡大を長年、平成14年から多くの人たちが努力して勝ち取ったわけでありまして、今ここにきて広島と同じような黒い雨の問題で被爆者認定の問題が起きております。

今、第2回の長崎県、長崎市、また、広島県、広島市、それと国の厚生労働省が入ってこの問題について今協議をされていると伺っておりま

すけれども、この進捗状況について県としてどのような形で取り組まれていこうとされているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【山崎原爆被爆者援護課長】国と広島・長崎4県市の指針改正の第2回協議、これが今月の8日に行われました。この広島の高裁訴訟原告84名の方と同じような事情の方々を認定するための指針の策定に向けての協議です。

その中で、指針に盛り込むべき内容についての意見交換が行われ、長崎県・市からは、平成11年度の第2種健康診断特例区域を対象とした証言調査、これで雨や灰を浴びた方がいらっしゃる、また、過去の放射線量調査結果との相関関係もあることを根拠といたしまして、「被爆体験者の第2種健康診断特例区域にいた方で、放射性降下物を含む雨や灰の影響を受けた方には手帳を交付すべき」という提案をいたしました。

ただ、厚生労働省からは、今回の広島での判決は、一審二審とも線量評価がなされておらず、そのよりどころとしては広島地裁と高裁の事実認定しかないこと。広島地裁、広島高裁においては、いつ、どこで、どのような状況で雨が降ったか、雨に遭った方がどうなったかと、丁寧に事実認定されており、原告と同じような事情という時には、この事実認定の過程を踏まえる必要があること。

そしてまた、今までの裁判において、援護法1条3号の放射線の影響を受けるような事情にあったかどうかにつきましては、広島は、地裁、高裁とも「該当する」という判決に対し、長崎は最高裁まで上がったが、「該当しない」という判決で食い違っており、また、体験者訴訟も続いているが、その事実認定を細かいところまで行っていないことから、そこをどう考えてい

くのが難しいと思っているという意見が述べられたところです。

それに対しまして、長崎県・市からは、雨に限って言えば、長崎も同様に降ったという事実があり、また、長崎の裁判においては、被爆放射線量を中心に争われており、雨についてはあまり争点となっていないことから、被爆両県に不均衡が生じないよう制度設計を行ってほしいと主張したところでございます。

今回は、4県市からの意見を考慮に入れて、厚生労働省から指針案のポイントとなるべき事項についての提案があり、論議がなされることとなっております。

今回の開催日や協議の終期につきましては未定ですが、今後とも、長崎市と連携しながら、長崎において放射性降下物を含んだ雨や灰の影響を受けた方についても、今回の支援の対象となるよう協議の場において主張してまいりたいと考えております。

特に、雨につきましては、広島だけでなく長崎にも降っており、被爆両県を対象とするよう強く主張していくこととしております。

【麻生委員】この被爆、黒い雨については長崎も長年、7キロ、12キロの範囲でいびつな認定状況ということで、政治決着をつくるために被爆体験者事業、多くの先輩議員たちが取り組んでこられました。亡くなった伊藤一長市長、また県議会議員では江口 健前議員、うちの関係の議員でありましたけれども、本当に一緒になって長崎市の皆さんと一体になって勝ち取ってきた状況であるんですけども、ここにきて、一定広島は黒い雨で認定をされたということと、長崎は被爆拡大の関係で、高裁を含め最高裁で否決をされたという状況がありますので、この状況をどう認めさせていけるかというのは大事

な条件かと思うんですよ。微妙なところだと思います。

今、被爆者は平均年齢83歳から84歳になっておりまして、被爆体験関係含めて、聞くところによると3,000名近い方たちがその対象にあると伺っているところであります。

8月9日の原爆式典でも、中村知事は、この黒い雨についてしっかりと取り組んでいただきたいという要望を掲げたコメントをされております。文面を読みますと、「去る7月26日、菅総理におかれましては、黒い雨訴訟広島高裁判決について、被爆者援護法の基本理念に立ち返り、上告を断念したということであり、同じ事情にあった方々についても救済できるよう早期に検討する旨の英断をいただきました。政府におかれましては、広島黒い雨体験と同じ事情にある長崎の被爆体験者等についても救済の道を開いていただきますようお願いいたします」ということで言われましたけれども、当時の菅総理の回答の中には、黒い雨のこと自体もありませんでした。

今回、大事な5者協議でありますので、しっかりと、どのようにやるのかということがまず第一。そして、先ほど申し上げましたように、この判決については広島高裁での状況でありますけれども、長崎は体験者事業については最高裁の中で却下されている状況でありますので、この辺の問題点について、取組は大事だと思っているのがまず1点。

あと一点は、黒い雨については、放射線の影響についてあまり触れられてないですね。この放射能によってどういう病気といいますか、放射線の影響があったかということについてはあまり触れられていないと思いますけれども、長崎県・市として、今の流れの中で再度確認した

いのは、どのような進め方でやっていくのか。しっかりと理論武装して取り組んでいかないといけないと思っておりますけれども、この点についてが2点目。

そして、今後のスケジュール感ですけれども、政府としては被爆者も高齢化しておりますので、そんなに長くはできないと思っておりますけれども、この事業についてどのようなスケジュール感でやろうとされているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

【山崎原爆被爆者援護課長】今回の指針改定の考え方につきまして、国の方の考え方につきましては先ほどもちょっと申し述べさせていただきましたけれども、まず、一番大きなところは、広島地裁・高裁においては、放射線量の評価がされてないということが一番大きなところでございます。

長崎につきましては、過去の放射線量とかが、かなり裁判とかも含めて詳しく評価されております。例えば、一番放射性降下物の線量が高かった地域、長崎でいうと西山地区、広島でいいますと己斐・高須地区というところがございませぬけれども、長崎の方がはるかに10倍以上線量が高かったと。そういったこととか、過去の長崎で行われましたマンハッタン調査とか、プルトニウム調査とか、そういったところで、比較的、相対的に線量が高い地域、そこ今回調べました雨や灰が降った地域、そこは相関関係があるんですよというようなことで強く主張してまいりましたが、国の方としましては、その線量評価自体を今回は行ってないということから、まずもって広島地裁・高裁が丁寧に黒い雨の影響を調べて事実認定をされていると。だから、もう今回は、その過程を踏まえるような形になると。そういったことでお話をされたの

で、それでいくと長崎の方も同じように雨が降っておりますと。

実は、この1条3号の指針につきましては、過去救護活動を行った方々に対して、広島地裁で判決が出たことをもとに、広島、長崎4県市で協議をやりまして、同じ被爆両県でありますので、一緒に指針を作った経過がございます。ですので、今回も、同じ雨であれば、同じように当然長崎の方も入れていただいて、同じような形で指針の中に盛り込んでいただきたいと、そういった主張を今行っているところでございます。そこについては、引き続き強く主張したいと思っております。

それと、今後のスケジュール感ですけれども、次回の協議日程も今のところは未定ですけれども、国としましては新年度当初からこの事業を行いたいと。よって、その前までに指針を策定したいと。今のところは粗々ですけれども、そのようなスケジュール感で取り組んでいきますという、そういった回答を得ているところでございます。

【麻生委員】今回の黒い雨については、今ありましたように、長崎は放射線量を含めたマンハッタン計画の状況も含めて詳細なデータが出ているということでありませぬけれども、今回、長崎の皆さんが言われているのは、黒い雨だけではなくて灰も降りましたと。灰がかかった野菜や水、そういったものも飲まれて放射線障害があったということも言われているわけですね。

ただ、今回、そういう前後の流れがありますので、ぜひ長崎市・県含めてよく相談していただいて、何とか黒い雨の認定が広島でもされて、聞くところによると広島市の被爆者関係の精査をして、再度追加で健康手帳を配付するという状況があると聞いておりますけれども、広島の実

態についての流れ、また、現在、長崎県・市におかれて対象者となる人たちの詳細な数がわかれば再度教えていただけませんか。

【山崎原爆被爆者援護課長】 広島の方と同じような状況ということで、広島の方では、新たに、過去調査された雨が降った雨域を対象に、そこにいらっしゃった方々は今回の84名の方と同じように手帳を交付していただきたいという主張を広島県・市の方は行っております。

今回の指針というのは、あくまで個別認定ですので、個別にどういった状況で雨に遭ったかとか、そういったものを申請していただいて、それが客観的なデータで裏づけできれば交付される、そういった形で進むものと思っております。

長崎の方につきましては、11年度に、これは健康診断、第2種特例区域、いわゆる体験者の方々が当時住んでいらっしゃった方々を対象に、約8,700人いらっしゃったんですが、その方々に調査を行って、約80%の方から回答を得たところです。その数字の中で、黒い雨に遭いましたとか、灰を浴びましたとか、そういった方々を一枚一枚調べて記述があるかどうかで件数を調べたものなんですけれども、黒い雨に遭ったという方々は数は少ないんですが、全体で129件ございました。そして、灰をかぶったという方が1,874件ございました。

そういった方々がいらっしゃる地域は、この調査自体が雨に遭ったことを書いてくださいというものではなくて、その被爆当時にならった状況でしたかという自由記載になっておりましたので、必ずしも全員の方が書いたわけではございませんけれども、少なくともこの件数がある地域では雨が降ったのは事実であろうとい

うことから、そこは広島と同じように対象とすべきだと、指針の中に盛り込んでいただくべきだと、そういった主張をまた再度やっていきたいと考えております。

【麻生委員】 わかりました。今、5者協議を進めていることありますし、どういう条件で設定をするかという、先ほど言われましたけれども、大事な視点だと思えますよ。どっちかという長崎が詳細に出ているので、長崎の分をもっていくと、一旦最高裁で却下されていますから、それを再度主張するという点についてはなかなか難しい面もあるかと思えますけれども、広島で認められたことが長崎で認められないという矛盾が生じているわけですね。だから、その黒い雨ということについて、しっかりと、どういうルールをつくるのか、条件を設定するのかということをしかりと協議されて国に当たっていただきたいと思えますよ。

一つは広島のあり方、どういう申請をされて、どういうプロセスがあったのかということ、先ほど話が出ておりましたけれども、よく協議してお願いしたいと思えます。

あと一点は、この問題については長崎県保険医協会の本田会長が詳しく、長年、東長崎地域も含めてそうですけれども、黒い雨が降ったということで書かれておりますので、しっかりヒアリングをして、意見交換して、どのようにしたら救済の道があるのかと、そして、国をどうやったら説得できるかという、この状況をつくり上げていかないと、なかなか、今までの過去の流れで、被爆体験者事業ということで、長崎はこれで一旦政治的な決断を下して、そこで決着をつけた事業でありますから、なかなかハードルは高いと思えますけれども、被爆者も高齢化しております。ぜひ今回の黒い雨の状況の中

で、広島と同じような条件の中で、この健康手帳、また医療関係の救済ができるように取り組んでいただきたいということをお願いして、20分過ぎましたので、一旦この問題について意見しておきたいと思えます。

また、今後のスケジュールについては、また詳しくフォローしていきたいと思えます。

先ほど申し上げましたように、本田会長ともよく連携をして、できたら福祉保健部長も入っていただいて、県としての状況、長崎市とも連携しながらお願いしたいと思えますけれども、部長のご意見を最後に聞いて終わりたいと思えます。

【寺原福祉保健部長】7月に総理が、閣議決定された談話の中で84名と同じような方々、同じような事情にある方々に対して、早急に救済認定の検討をするという旨が出されたところでございますが、それを踏まえて、これまで長崎県・市等では2回国の方に要望書を出しております。1回目においては、マンハッタン調査等を踏まえて、被爆体験者等においても、地域においても線量が高いところがあったということをお示したところでございますが、国の方は、広島の高裁においては被爆線量のことではなく、あくまでも黒い雨のことについての問題であるという主張でございますので、2回目の要望の時に改めて黒い雨や灰が降った調査について出したところでございます。

その際に、先ほど課長から申し上げたとおり8,000名を超える平成11年の証言調査を全て見直しまして、黒い雨や灰が降ったと、そういった影響があるんだということを示したところでございます。

これまで2回5者協議が行われましたが、我々の方からは繰り返し県の事情を、状況をお伝え

はしておりますけれども、国の方からは84名の状況の方々に共通する事項ということを何度も言われておりまして、その共通事項というのは黒い雨に遭ったというような証言等があるということ、それからそこに居住しているといったこと、そういったことを言ってきております。

長崎に関しては、広島に関しては裁判の中で認証されたということも繰り返し言われておりますが、長崎でも同じように黒い雨や灰等を浴びた方がいらっしゃるんだということを、しっかり根拠を示して伝えているところではございません。

今後も引き続き、しっかり根拠を示して、県民の皆さんの思いもしっかりと伝えて、とにかく積極的に交渉を続けていくしかないと思っております。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【千住委員】まず、民生委員の件でお聞きをしたいと思えます。

事業評価の中にもあったんですけれども、もっとPRをしていく必要があるのではないかと改善の点もありました。その改善となった理由といたしますが、それが具体的にあれば教えてもらえたらと思うんですが。

【猿渡福祉保健課企画監】改善としましたのは、この事業の成果指標につきまして、民生委員・児童委員一人当たりの相談支援件数を年間60件という目標にしておりましたが、40件前後で推移している状況がございましたので、住民の方に民生委員・児童委員の存在や活動を知っていただいたうえで相談、支援につなげたいということで、周知を充実させていきたいと考えているところでございます。

【千住委員】コマーシャルも大分流れてきて、また違うバージョンも流れ始めて、よかったな

と思っているんですが、適正配置について結構書かれてもいたし、現在、各市町と継続して検討、協議していくとありました。その中で、現状と、具体的にどこまで進んでいるのかというのをお聞きしたいんです。

【猿渡福祉保健課企画監】 民生委員・児童委員の配置につきましては、国が、市町の人口に応じて一人当たりの受持ち世帯数を目安として示しておりまして、その基準を参考にして県において、中核市を除く19市町ごとの定数を決定しているところでございます。

この一人当たりの受持ち世帯数は、実際は市町や地区によって、かなりばらつきがあるということで、その平準化を図り、それと併せて、配置基準を踏まえた適正配置が必要だと考えているところでございます。

具体的には、受持ち世帯数が多い場合は地区を分割して増員をする。逆に少ない場合は他地区と統廃合をしまして減員をすることなど、市町と検討をしているところでございます。

国の通知によりまして、受持ち世帯数だけに捉われず、管内人口や地理的な条件、世帯構成の類型など地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定を求められておりますので、現在、来年12月1日の一斉改選に向けまして、市町や民生委員・児童委員協議会のご意見を順次お伺いしているところでございます。来年5月までには、市町ごとの定数を決定したいと考えているところでございます。

【千住委員】ぜひ、順調にいつてもらえればと。なかなか不信感もあられるようなところもありますので、なり手も少ないということです。ぜひ気持ちよくなっただくようお願いしたいんですけれども、実際、予算が取れるかというところもあると思うんですけれども。

またほかの問題として、先ほどあった12月1日が改選なんですけれども、結構、諫早の地元の方では、12月1日の任期というのが、ほかの町内会やいろんな自治会と合わせて4月1日にならないのかというのがすごく上がっているんですけれども、他市では上がっていないんでしょうか。

【猿渡福祉保健課企画監】一斉改選の12月1日というものは全国一律でございまして、他市町からそういった改選の時期についてのお話というのは特に伺っていない状況でございます。

【千住委員】今、来年の12月1日に向けて動かれているということですが、地元の方は、民生委員の役割というのはすごく大事に思っているんですけれども、そのあたり部長、何とか今まで以上に後押しをいただけるようなことはないですか。

【寺原福祉保健部長】民生委員・児童委員の皆様は、地域包括ケアシステムや困窮者支援、ひきこもり、ひとり親家庭の孤立防止等の地域のかなめだと思っております。また、地域コミュニティの維持や活性化等に関しても非常に大切な担い手でございまして、行政では行き届かないような細かなサービスまで提供していただいております。

そういったことも踏まえまして、しっかりと市町の皆さんや現場の皆さんからの意見をお聞きしまして、適切な配置ができるようにしっかりと継続して努めてまいりたいと考えております。

【千住委員】ぜひ、市町の声を反映させていただけたらと思っております。

続いて、こども政策局にお尋ねします。先ほどの事業評価にもあった「家庭の日」について、もっと啓発活動をやっていくということでした。

平成20年にできて、ここ5～6年で結構大きく「家庭の日」というのが取り上げられてやっているんですけども、その家庭の日を進めている中での成果と課題とございますか、そういったのは検討されているのでしょうか。

【徳永こども未来課長】「家庭の日」につきましては、今委員のご指摘がございましたとおり、長い期間取り組んでいるものでございます。このところ認知度が上がっている要因といたしましては、学校の部活動の関係で、家庭の日がある時については家の方でしっかり団らんをして過ごしましょうとか、そういった周知を学校の方でしていただいているということもあって周知が結構進んだのかなと思っております。

今後の取組と課題、確かに事業の効果が家庭の日でどの程度団らんが進んだかということについて、詳細に細かい成果というのはなかなか検証が難しい部分がございますが、やはり私たちとしては、これは青少年健全育成やココロねっこ運動とかの取組と同じなんですけれども、しっかり継続をしていくことが大事だと思っております。

家庭の日について一つご報告を申し上げますと、県のPTA連合会等が非常に熱心に家庭の日に取り組んでいただいているという状況がございまして、近年、PTA新聞とか、そういったところでも家庭の日についていっぱい取り上げていただいているところでございます。

これは今実施中ですけども、家庭の日をもう少しPRしようということで、家庭の日のロゴマークを作るということを考えております。これは今、公募をかけておりまして、もうすぐ決定したいと思っているんですけども、そういった事業の過程を通じてしっかり周知を図っていきたいと思っているところでございます。

【千住委員】PTAとか部活動とか、学校に関してはいいと思うんですけども、私も幾つかの競技団体に役員で所属しておりまして、これは非常に大迷惑だったんですよ。結局、小学生、中学生が、第3日曜日は家庭の日となってしまうと出られませんかとなると、いろんな大会があって全部ずらさないといけなくなって、結局第3土・日は試合ができないとなって大迷惑だったので、もうちょっと、そこだけではなくて、競技団体とも調整をしていただければなと。例えば教育委員会でいくと、今、部活動はガイドラインが出て、土日どっちかを休みましようとかになっていますので、そのあたりも含めて、もう施行されて15年近くなりますので、その辺の検討をもう一回お願いしたいなと思えます。その辺の成果と課題も含めて、もう一回見直しをお願いできたらなと思っております。

以上です。

【浦川委員長】それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分より再開したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

【浦川委員長】委員会を再開します。

ほかに議案外所管事項について、質問はありませんか。

【堀江委員】簡潔に質問したいと思います。大きく2点質問いたします。

1つは、長崎こども・女性・障害者支援センターのDV被害者支援についてお尋ねいたします。このDVに関する相談件数が、この3年間、2019年、2020年、そして今年2021年の把握している時点でいいので、相談件数が手元にあり

ますか。

【平川こども家庭課長】DV相談の件数でございます。県内で、これはまだ確定ではございませんけれども、令和2年度が2,437件、それから令和元年度2,277件、平成30年度が2,157件という状況になっております。

【堀江委員】そうしますと、コロナ禍という中で、DVに関する相談件数は、2021年（令和3年度）はまだ年度途中ということでもありますけれども、増加をしているという認識でいいのでしょうか。

【平川こども家庭課長】このDVの相談件数でございますけれども、平成29年度に2,230件というのがございまして、その当時から見ますと、ほぼ横ばいのような状況が続いておりますので、コロナの影響を明確に反映したものであるということは確認できない状況でございます。

【堀江委員】コロナ禍の中で、増加というほどではないけれども横ばい状態、逆に言えば減っていないということだとも言えるかなと思います。

そこで、一時保護ですけれども、そもそもどういった場合に一時保護となるのかということも含めて、一時保護の状況を手元にありましたら教えてください。

【平川こども家庭課長】DVの一時保護者の数からご報告したいと思いますけれども、令和2年度におきましては、お母さんの数でございますけれども、37人です。それから、その前、令和元年度につきましては44人という状況でございます。一時保護される方はDVの状況にあつて、その家庭から避難をされて駆け込んでこられるような方もいらっしゃるということでございます。

【堀江委員】一時保護の場合は、いわゆる平均

保護期間というのがあると思うんですが、これは何日ぐらいと理解したらいいですか。

【平川こども家庭課長】申し訳ございません、手元に平均日数の資料がございません。

【堀江委員】この平均保護期間というのと、もう一つ短期間の入所というのもあると思うんですが、ここのそういった割合とかは今手元に資料がないですか。

【平川こども家庭課長】申し訳ございません、今、手元にございません。

【堀江委員】もう一つ教えてください。

ステップハウスという支援はどういう支援かということも、この機会に教えてください。

【平川こども家庭課長】先ほどお話がありました一時保護所でありますとか、婦人保護施設に入所された方、こういった方々が退所されて、その地域の中で生活をするということになるんですが、その前に地域での生活に慣れるためにステップハウスというところに一時的に入っていて、例えば様々な役所への手続きでありますとか、そういったものへの同行支援とか、お子さんがいらっしゃる場合には育児に関する支援でありますとか、そういったものをステップハウスの方で行って、ある程度そこで期間を置いて、それで地域の方での生活に入っていくということでございます。

【堀江委員】私がなぜこういう質疑をするかということ、私は、この間相談を受けた中で、長崎こども・女性・障害者支援センターは一時保護をするという事態でなければ相談できないんだと思っている県民がいたということで非常に驚きまして、長崎こども・女性・障害者支援センターのホームページを開くと、いろんな相談をお受けしますよと、その中には誰にも言えないけれど、誰かに聞いてほしいと思うことがある

と、そうしたこと、どんなことでも相談してくださいということで、婦人相談所兼配偶者暴力相談支援センターを含めまして、そのように掲げているんですが、緊急事態でなければ相談できないと思っていたという県民がいたことに、私は非常に驚いたんです。

全国に長崎の取組が先進例であるということ、担当大臣が長崎を視察するような状況でもある一方、なかなか、小さなことでもいいんですと、ぜひここで相談して一緒に解決をして、どういう方策があるかというのを考えましょうということが伝わっていないということに、私は非常に驚いたものですから、あえてこういう質疑をさせていただいて、ぜひ一時保護にならなければならないような状態でなくても、むしろ暴力を受けていると、被害に遭っているという人が気軽に相談をしてほしいという思いでこの質疑をさせていただきましたが、改めて広報といえますか、県民の皆さんに、ぜひ身を守るよりどころとして、この長崎子ども・女性・障害者支援センターがなってほしいと思うところでの県民へのアピールといえますか、宣伝といえますか、広報といえますか、そのことについてどのように考えておられるのか、この機会にお尋ねしたいと思います。

【平川子ども家庭課長】一般県民の方に、そういった相談について誤ったといえますか、私もが意図するようなどころではないことで理解されていたということ、大変申し訳なく思います。幅広くお困りの方はご相談いただきたいと思います。周知が足りないという部分については、市町や婦人相談、または配偶者暴力の相談支援センターにもこういったことがあるということもお伝えしながら、周知の方を進めていきたい

と思います。

それから、先ほどご質問いただきました平均保護日数、資料がございましたのでご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、令和2年度の一時保護の平均保護期間が13.1日ということでございます。令和元年度が15.2日という状況でございます。それから、一日平均の保護者数といたしまして、令和2年度が2.1人、令和元年度が2.8人という状況でございます。大変失礼いたしました。

【堀江委員】ありがとうございました。いずれも、県民にとって、とりわけDV被害の女性にとりましては、女性だけではないんですけれども、重要な施設でありますので、必要とされる県民がサービスを受けられるようお願いをしたいと思います。

もう一点は、乳幼児医療費助成事業についてお尋ねしたいと思います。これは私が一般質問で取り上げて、長崎県は補助対象年齢が就学前、小学校に入る前までだということで、その年齢を拡大してほしいと質問いたしました。知事としては、いやいや、現在、長崎県内では、中学生までが14市町、それから18歳までが7市町ということで、もう既に自治体がやっていますと。既にやっていることを、県が、いわゆる後追いで財政支援ということでは、それはどうかと。要するにもうサービスが確保されているから、それはそれでいいのではないかというような知事の答弁なんです。そこで局長にお尋ねいたします。この後追い財政支援というのは、施策の一つとしては成立しないものかどうか、局長の見解を教えてください。

【田中子ども政策局長】今、委員がおっしゃいました後追いの支援が成り立たないのかということでございますけれども、必ずしも後追いの

支援といったものが行われなかったということではないとは考えております。実際に先行しまして地方が実施している事業について、国の方に要望等を提案という形でお出しをしたりという場合もありますので、事業として成り立たないということではないと思っております。

【堀江委員】局長、ありがとうございました。なぜ私が疑問に思うかといいますと、今、長崎県は、乳幼児医療費助成制度、こども医療費制度を国に求めているではないですか。今47都道府県全部が、それぞれの都道府県と各自治体が半々ずつ出して、年齢の差はあっても、今こども医療費助成制度というのは既に行っている。けれども、長崎県としては、国に対し国の制度としてこの制度をつくってほしいと、いわば財源を確保してほしいということで要望していますよね。ということは、今回の一般質問で知事が答弁された、後追い財政支援をやってくれと国に言っているわけですよね。

一方、国に対しては求めながら、市町から求められたことについては、いやいや、それは後追い財政支援だからということで一歩後退するというのは一貫性がないのではないかと私は思うんですけど、この点を局長はどう思いますか。

【田中こども政策局長】乳幼児医療費につきましては、一般質問の際に議員もおっしゃっていただいていたように、平成30年の答弁の時に、様々な政策の中から選択をするということで答弁があったかと思えます。ですから、その状況というのは現在も変わっておりませんで、私どもも答弁させていただいておりますとおり、やはり現在の長崎県の財政状況では非常に厳しいと。

乳幼児医療費といいますか、子どもの医療費

につきましては、全国で一律に実施していただくというのが施策として望ましいということで、今、国の方にご提案を申し上げているということでございます。

【堀江委員】局長、私が質問しているのはそこではなくて、長崎県が市町から要求されたことについては、いわゆる後追い財政支援だから、それはいいだろうと言っているながら、一方で国に対し、これは国の制度としてつくるべきでしょうと。だから、国に対して制度としてつくってくださいという、いわゆるもう既に実施をして47都道府県、全国でされていることに対して、国に対し後追い財政支援を求めているでしょうと。そうすると、長崎県についてはできませんと。でも、国に対しては同じことをやってほしいという、これは一貫性がないと言いましたけれども、都合のいい解釈ではないかと私自身思うんですね。長崎県の姿勢としてそれはやらないよと、財政的支援としてやらないよというのは、それは長崎県の姿勢はこの間の答弁でわかっているんで、長崎県がそうやっている。国に対しては求めながら、市町から言われたことに対しては、いやいや、後追い財政支援でしょうということところが都合のいい解釈というか、一貫性がないのではないかと。その姿勢の部分については、局長、どう理解したらいいですか。

【田中こども政策局長】先ほど申し上げましたとおり、施策の考え方といたしましては、地方が先に実施をして国にご提案申し上げるということもございますので、必ずしも先行して実施したのに対して実施をしないということではないんですけども、この子どもの医療費につきましては、県といたしましては様々な政策の中でどれを選択していくかということで実施をしているものでございまして、医療費につま

しては市町と協議をしながら、ずっと政策を決めてきた経緯もございます。ですから、そういったものの中で話をしながら決めていくべきものだろうと考えております。

現状では、財政的に非常に厳しいというところで、現在は国の方に全国一律の制度をお願いしているということでございます。

【堀江委員】この辺で止めておきますけれども、ある意味これはトップの考えでしょうからね、それを受けて局長もその立場でされておられると思うので。

いずれにしても、今の局長の答弁は、県民が聞くと、要するに子どもの医療費を長崎県もせめて中学校までやってほしいと、そうすることによって市町はさらに18歳までということでは財源の確保ができますよね。これは県民誰もが考えてそうなるんですよ。今まで出していたお金を長崎県が助成するということになれば、今まで使っていたお金はさらに年齢を広げたり、別の形で使えますからね。そういう意味では、子どもの医療費の年齢拡大をやってほしいという県民から見ると、局長の言い分は都合のいい解釈でもあり、一貫性がないと取られても仕方がないかなという見解はぬぐえないなと私は思っております。

終わります。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【宅島委員】子どもへの虐待の件についてお聞きしたいんですけども、児童相談所等と「189（いちはやく）」ということで、私も何度もこの問題については取り上げさせていただいているんですが、「189」という電話への相談件数を教えていただけますか。子どもの虐待についての件数で結構です。

【平川こども家庭課長】昨年度の虐待に関する

相談件数は1,018件ということになっております。

【宅島委員】令和2年度ということでしょうか、もしよかったら、令和元年と平成30年ぐらい、2か年を教えてくださいませんか。

【平川こども家庭課長】令和元年度が1,053件でございます。その前、平成30年度が897件という状況でございます。

【宅島委員】令和2年と令和元年を比べたら令和2年が若干減ってはいるんですが、年々、やはり多くの子どもたちが虐待を受けているというのが明らかになってきています。この中で保護者が検挙されたりした件数というのはわかっていますか。

【平川こども家庭課長】申し訳ございません、そういった件数は把握しておりません。

【宅島委員】多分、ずっと取られてないということですね。できれば、そういったところまできちっと、相談件数はこのくらい、その後、警察等々も関係してきて、例えば逮捕、検挙とか、そういった件数まで含めてきちっと把握しておくことが、徐々に減らしていくような方策も立てやすいのかなとも思います。

その相談件数の中で、子どもへの虐待の中身がどういったものか、わかれば教えていただきたいのですが。

【平川こども家庭課長】最近の傾向といたしましては、心理的虐待といったものの増加が顕著でございます。例えば、身体的な虐待を通告された世帯の子どもさんにご兄弟がいらっしゃった場合、その兄弟については心理的な虐待を受けたものとして通告されることになっております。また、DVがあった世帯で、奥さんがDVを受けておられたとした時に、そこにいた子どもさんもやはり心理的な影響を受けたというこ

とで、心理的虐待として通告をされるということ、心理的な虐待というものが増えております。

【宅島委員】課長、その心理的虐待の件数がわかりますか。

【平川こども家庭課長】令和2年度の心理的虐待の件数は、1,018件のうちの585件ということになっております。

【宅島委員】それは、表面化しないと思いますが、ネグレクトといった部分も心理的虐待に入ってくるんですか。

【平川こども家庭課長】ネグレクトについては、また別に件数がございまして、令和2年度で申し上げますと、174件という件数が出ております。

【宅島委員】私は、以前もこの問題を一般質問で取り上げたんですけれども、やっぱり啓発というか、189（いちはやく）の電話番号を押したら児童相談所にすぐつながるんだよという啓発のポスターを県内多くのところに掲示して、子どもたちを守っていくということを私もずっと訴えているんですが、現在、このポスターが何枚ぐらい県内に掲示してあるのか、おわかりですか。

【平川こども家庭課長】枚数については定かではございませんけれども、まず、学校には配付して掲示していただいくといったことはしております。

【宅島委員】わかりました。できるだけ、県の施策として、子どもを守るために啓発用のポスターを作って、各基礎自治体、また教育機関、こういったところにきちんと、皆さんとともに子どもを守っていくような施策をつくっていただきたいと思います。局長、いかがでしょうか。

【田中こども政策局長】今、委員にもご指摘いただきましたように、子どもさんに確実にそういった相談ができる場があるということを知っていただくこと、また、保護者の方にも児童虐待というものを知っていただいて、できるだけそのようにならないようにしていただくことが非常に大切だと思っておりますので、私どもも先ほどご説明いたしました、11月の月間を中心に広報・啓発活動を実施しております。今後とも、皆様の目に触れるところに様々な形で掲示をするなどして周知を図っていきたくと考えております。

【宅島委員】よろしく申し上げます。

あと一点、ファミリーホームについてですが、このファミリーホームの要件と申しますか、里親を何年やっている人が申請していいですよという基準とかあるんですか。

【平川こども家庭課長】要件はございます。幾つかあるんですけれども、例えば養育里親として2年以上、同時に2人以上の養育経験がある方でありまして、5年以上養育里親として登録して、かつ5人以上の養育経験がある方でありまして、そういった要件がございます。

【宅島委員】今、課長がおっしゃったそういう要件を満たした方のみがこのファミリーホームの申請者になると理解していいですか。

【平川こども家庭課長】基本的にはそういうこととございます。例外といたしましては、先ほど申し上げた要件以外でも、特に知事が認められた者というものもございまして、基本的には里親登録をして養育者になっていただくということが原則でございます。

【宅島委員】今、県内で里親と認定されている方の人数はわかりますか。

【浦川委員長】暫時休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 1時56分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開します。

【平川こども家庭課長】 大変失礼いたしました。

令和3年4月1日現在で申し上げますと、登録里親は192世帯ということになっております。

【宅島委員】 192世帯、この届け出は県知事にするんですか、それとも厚生労働大臣にするんですか。どちらですか。

【平川こども家庭課長】 これは知事の方でございます。

【宅島委員】 いろんな話を聞くと、相当ファミリーホームの申請をするにはハードルが高いとか、取り組みにくいとか、こういった声を聞くものですから、何かもう少し改善をされて、事業でやっていこうとされている方がもっと取り組みやすいようなシステムになってほしいのかなと思いますし、しっかり実績を踏まれた方ではないとやらせないというか、やってもらっては困るということになっていっているんでしょうけど、例えば児童というか、里親制度の延長線上でこの制度があると思うんですが、これはあくまでも20歳までで完了ということでもいいんですか。

【平川こども家庭課長】 最大20歳というところまでになります。

【宅島委員】 そうした時に、例えばファミリーホームの制度として、子どもさん一人につき国からの援助というか、補助というのがどのくらいあるんでしょうか。

【平川こども家庭課長】 ファミリーホームに対しましては、事務費と一般生活費等の費用が支給されます。事務費につきましては、これは現員5人までと、それから6人というところで分か

れるんですけども、実際に委託している子どもさんが5人までのところの事務費といたしましては18万1,980円ということになっています。6名委託している場合には15万1,650円ということになっております。

長崎市内はちょっと額が違うんですけども、それぞれ18万4,480円と15万3,730円という単価が、今のは事務費でございますけれども、そういう単価がございます。

【宅島委員】 事務費と生活費とに分かれているんでしょう。生活費の方も教えてください。

【平川こども家庭課長】 大変失礼いたしました。一般生活費につきましては、月額5万1,870円が支給されております。

【宅島委員】 わかりました。要は、これが食費ということで理解していいですか。

【平川こども家庭課長】 食費に限らず、その子どもさんが生活に必要な費用ということで支給されております。

【宅島委員】 この制度を今回の補正予算で13か所まで増やしたいということでもいいんですね。

【平川こども家庭課長】 ファミリーホームについては13か所まで広げたいと思っております。

【宅島委員】 さっき、ちょっと調べていたら平成21年度から厚生労働省の制度としてこのファミリーホーム制度ができたようですが、これは県として、例えば何十か所ぐらいまでこういったものをつくっていききたいのか、そういった取組についてどういうお考えをお持ちなのか、教えていただけますか。

【平川こども家庭課長】 県におきましては、令和2年3月に「長崎県社会的養育推進計画」というものを策定させていただきました。その中で家庭的な養育が必要なお子さんに、里親でありますとか、ファミリーホームというものを提供

して、それを広げていこうという計画を立てております。

その中で、令和11年度までの計画ですけれども、ファミリーホームにつきましては13施設作っていこうということで計画を立てさせていただいております。

【宅島委員】 そうすると、令和11年度までに13か所と今おっしゃいましたか。ということは、今回でもう達成するわけですね、13か所。

【平川こども家庭課長】 今回、補正予算を出させていただいているものが7か所目になります。現在、6か所ございまして、来年4月にできるものを含めて7か所でございます。

【宅島委員】 理解できました。

さっき言ったように、やってみたいと思われる方でも、かなりハードルが高いなというところも聞くので、その辺、国の制度なので、県の判断ではなかなか難しいんでしょうけれども、トータル的にいろんな面も含めて、今後、国に対してもう少し使いやすいような制度設計にしてくださいとか、そういったところをもしよかったら検討していただいて、協議をしていただければと思います。

終わります。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

【中山委員】 ココロねっこ運動についてお尋ねいたします。

「ココロねっこ新聞」を長崎新聞に挟んでいただき見せていただきましたけれども、これを読むと、子どもの心の根っこを育てるため大人のあり方を考えると。ココロねっこ運動は2001年度に始まり、今年で20周年を迎えたということでありまして、もう20年もたったのかなというような感じがするわけですが、この新聞の中でも実践というか、効果というか、大村

の運動仕掛人が、暮らしの中で活動や地域のつながりを強めるとか、そして、運動の広がりと定着地域は大きな家族であると、県内がこういう形になれば大変ありがたいなと思っているわけであります。

そこで、まず基本的なことをお尋ねしますけれども、この20年というのは結構スパン的には長いかなと思っております、継続は力なりと言いながらも、この20年について、こども政策局としてこれまでの事業の進め方、また事業の成果等について、局内で総括をやっているのかどうか、やっていけばその内容についてお尋ねいたします。

【徳永こども未来課長】 今、委員からご指摘がございましたココロねっこ運動、平成14年ぐらいから始まった事業でございますが、やはり協働化ですとか、あるいは日常化という言葉キーワードに運動を広めていくというような形でスタートしたものでございます。

この20年、県の事業でこれだけ長く続けてやってこれたということについては、関係者の皆様のご尽力がかなりあるのではないかと考えております。

局内での20年間の成果でございますとか、今後どうしていくのかという部分でございますが、20周年ということに限らず、常々ココロねっこ運動を今後どうしていくかということについては局内で議論しているところでございます。

まず、成果につきましては、やはり日常化、協働化ということのポイントにやってまいりましたので、運動の登録団体数が6,000を超えるに至っているということですが、あるいはココロねっこ運動の取組、例えば11月が強化月間で、その際は学校等でもしっかり取り組んでいただくようお願いをしているんですけれども、ア

ンケートを毎年とっておりまして、その際はほぼ100%の学校の方でそういったことを取り組んでいただいているというところが大きな成果かなと思っっているところでございます。

20周年を迎えての運動の見直しというのいろいろ考えておりまして、例えば今回、コロナの影響もあったんですけども、毎年11月にやっておりましたココロねっこパレードなんか関係者の皆さんといろいろ話をしまして、やはり20年たったということで、今後どうしていくんだとか、あるいはココロねっこ運動の再認識ということ踏まえて、実は昨年からフォーラム形式に切り替えまして、関係者の皆さんの気持ちを一つにしようという取組を進めているところでございます。

先ほど、委員にご紹介いただきましたココロねっこ新聞とか、そういったところも含めたPRも手を緩めることなくやっていきたいと考えているところでございます。

【中山委員】どの事業についても、毎年事業評価したり、予算も関係してくるわけだからそれは当然です。ただ、これは長崎独自の運動として取り組んできたわけであって、10年、20年というのは社会環境が非常に変わってくるわけです。どこかの機会で見直し総括をして、どこが足りなかったのか、どこがよかったのか、その辺は局長を中心に徹底して議論をすべきですよ。ぜひそれをやっていただくことを申し上げておきます。基本的にやっていく気はありますか。局長ありますか。

【田中子ども政策局長】ココロねっこ運動については、20年を超えまして、かなり県民の皆様方に周知も進み、皆様に知っていただいているという状態にはなっているかと思っます。ただ、活動につきましては、今、委員もおっしゃって

いただきましたように、歩みを強めていかないといけない部分ではあるかと思っますので、今後も引き続き、活動をやっている現場の皆様方、そういった方々とよく意見を交わしながら、今何が求められているのかということを進めてまいりたいと考えております。

【中山委員】何を求めるかではなくて、それは当然20年間の総括をした中でどうすべきなのか、その意見に対して関係者から意見を聞くと、そういうことですよ。ぜひ20年をけじめとして、きちんと一回総括をしていただくことを要望いたします。

それと、当時と違うのは、これは福祉保健部の子ども政策局ですよ。そうすると、PRのためにバッジを買ってください、と言っているけれども、局長と課長はバッジを着けていると思うけれども、そうすると、福祉保健部長にもPRすれば東京に行くし、いろいろ活動するわけだから、部長あたりにもバッジを着けてもらうということも、ひとつ局長お願いしてくださいよ。いいですか。

それでは、具体的に聞きますけれども、成果の一つの6,073団体・個人、まずこの登録者21市町別、市民・町民当たりの人口比でして登録の高いところと低いところ、どのように分析していますか。

【徳永子ども未来課長】登録団体の市町別につきましては、人口規模の多い長崎市が1,901団体の登録をいただいております。また、佐世保についても806団体ということで登録をいただいておりますが、やはり少し市町によってもばらつきがございます。例えば諫早とか大村みたいに500とか300というものもございまして、少し数が少ないところもございまして。ただ、それでも県内21市町満遍なく、30ぐらいの団体は登

録をしていただいておりますので、ある程度県下全域に行き渡っているのかなという感じはしております。

【中山委員】20年もやれば県下一円に、教育関係ということで回っているんだから出てきますよ。その濃淡を広く調べて、薄いところについてはてこ入れをしていくとか、そういう具体的な施策が必要なんです。ぜひ、よくよく把握してほしいと思います。

それと6,073団体・個人とあるけれども、これは20年かけてですからね、20年間の団体登録数の推移を報告してくれませんか。

【徳永こども未来課長】登録団体数につきましては、初期の段階は、例えば平成17年ぐらいであれば1,900団体ぐらいでございますが、節目節目で数をどんどん増やしてきているところがございますが、当然、数が多くなっていくと、少しペースが落ちてくる部分もございます。そういったことで5,000に到達いたしましたのが平成26年ということになっております。そこからまた5年、6年かけまして1,000団体増やしまして6,073団体・個人になっているというところでございます。

【中山委員】それでは、令和元年、令和2年度の登録数を教えてください。

【徳永こども未来課長】令和2年につきましては112団体増えております。令和元年については8団体増えております。

【中山委員】そういう形で20年になるとしりすぼみになるんですよ。そこを私は指摘しているんですよ。新たな視点で取り組んでいかないと、このまま6,000台、7,000台ぐらいで止まる可能性がありますよ。県民のうちのどの程度に当たるかわからないけれども、それでは県民運動と言いませんよ。登録数が増えるためにどう

すべきなのか、抜本的に見直しが必要だと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、具体的に成果についてお聞きしますよ。ココロねっこ10、家庭では、保育所・幼稚園・学校では、地域では、企業ではとありますよ。

まず、家庭では、「早寝・早起き・朝ごはんの生活リズムを確立させましょう」、これについては20年前と現在とどのように改善されていますか。その効果についてお知らせいただきたいと思います。

保育所・幼稚園・学校では、「楽しい遊びや学び、わかる授業を展開し、たくましく生きる力を育みましょう」、20年前と今年度とどのようにこの成果が出ているのか。

地域では、「あいさつ・声かけ運動を推進し、子どもも大人も顔見知りになりましょう」、この成果。

企業では、「ノー残業デーを設定し、家族の団らんを応援しましょう」、ノー残業デーがどのように長崎県で効果が出ているのか。この辺をココロねっこ10の成果として、とりあえず4つ挙げましたので、その成果を少し具体的に説明してくれませんか。

【徳永こども未来課長】早寝・早起き・朝ごはんの生活リズムの部分でございます。家庭での取組でございます。

先ほど千住委員から家庭の日の取組についてはご質問がございまして、家庭の日の認知、周知についてはかなり進んできたのかなと思っております。早寝・早起き・朝ごはんの生活リズムもかなり浸透していると思うんですが、すみません、20年前にスタートした時点の数値はとれていないのかなと思います。

幼稚園・保育園・学校、この間、幼稚園・保

育園の制度も大分変わりました、無償化なんかも進みまして、大きく状況は変わっていると思います。幼稚園・保育園の部分の取組につきましては、20年前と比べると、制度そのものも大きく変わって大きく進んだのかなと思っています。

地域においてですが、例えば、あいさつ・声かけ運動等でございます。これにつきましては先ほど申しました登録の団体の部分で、あいさつ・声かけ運動というのをやっていただいている団体が、運動の登録件数として大体3,000件ぐらいございます。そういったところも一つの成果になっているのかなと思っていますのでございます。

企業におけるノー残業デーの設定や家族の団らんという部分につきましては、先ほどの家庭の日と関連する部分もございまして、私どもが別の結婚・子育て応援宣言とかでやっている部分とも関連してくるのかなと思っています。

ちょっとノー残業デーの設定は、20年前の企業数と現在の企業数というところについては把握をしていないところでございます。

【中山委員】やはりこのココロねっこ運動の柱はココロねっこ10でしょうが。これをどのように推進するかということが、登録を増やすことも大事だけれども、実質的にどういう効果があるかということについて、このココロねっこ10についてきちんと把握するということが当たり前の話ではないですか。

やはり毎年なり、5年置きなら5年置きに実態調査をして、どのように施策が生きてきたのかどうか、それをちゃんと検証しなくては意味がないではないですか。

この辺、20年たったから、ココロねっこ10の進捗状況というか、効果等について、一回実態

調査が必要と思いますが、どうですか。

【徳永こども未来課長】20年前との状況の比較という部分についてどの程度できるのかということはございますが、いずれにしても、委員ご指摘の趣旨を十分踏まえまして、事業を実施しております青少年健全育成県民会議ともどういった形で具体的に検証していくかということについて、しっかり検討してまいりたいと考えております。

【中山委員】私が言ったのは、例えば20年前ということだったけれども、20年を機に定期的の実態調査をして、その成果について検証するということが今後の取組ではないですか。それを私は言いたいんですよ。ぜひその辺を踏まえてきちんとやっていただくと、もう一回その辺の取組の決意というか、考え方について確認したいと思います。

【徳永こども未来課長】委員ご指摘のとおり、大変重要な視点であると考えておりますし、もともとしっかり取り組まないといけない分野だと思いますので、しっかりとした検証等について検討してまいりたいと思います。

【中山委員】最後にもう一つ考えてもらいたいのがあるんですよ。これは県民運動としてかなり定着してきているんですね。これをどう新しく県民運動として仕上げるかということが気になっているわけです。というのは、ココロねっこ運動が基本になると思うんです、中心にね。今もう一つ、こども政策局の中では結婚、そして出産、子育て支援という形で広がっているでしょう。これもやはり県民運動に仕上げないといけないわけですよ。この問題との連携。

もう一つは福祉保健部になるけれども、健康長寿日本一、これはまさに健康教育から生涯含めて、非常に子どもに関係する部分が多い。何

でもスタートは子どもの段階で身につけさせることが大事になってくるわけですね。そういったことからして、ココロねっこ運動を中心にしながら、こういう県民運動が必要な部分と連携強化、合体して、どうすればお互いの分野で相乗効果を出しながら推進できるのか、その辺について、簡単に言えば県民運動の長崎モデルというか、その辺をぜひ検討してほしいと思うわけですが、私の考え方についてどうですか。

【徳永こども未来課長】まさに委員ご指摘のとおり、こういった県民運動という視点での取組というのは非常に重要なものと考えております。

例えば、先ほど委員にご指摘いただきましたココロねっこ運動の新聞なんですけれども、この裏面は「長崎縁結び新聞」と申しまして、お見合いシステムの登録とか、いわゆる結婚支援の分野を載せているものでございます。

今、私どもの方で、結婚とか子育てを応援しようということで、地域のコーディネーターを雇用しまして、市町にそういった結婚や子育ての応援者を増やしていただくような取組を実施しているところでございます。そういったところでも、当然ココロねっこ運動も含めたところで子育て支援の重要性、あるいは大人が変われば子どもが変わるといったような視点とか、そういった部分も十分周知をしてまいりたいと思います。

また、先ほど健康長寿との連携のお話がありましたけれども、先日、健康長寿の県民会議の総会がございまして、私どもの縁結び新聞ですとか、ココロねっこ新聞の資料もお配りして、周知を図らせていただいております。

また、私どもの県民会議の関係者が集まるような会議においては、健康長寿の方の冊子もい

ただきまして、皆さんに周知を図っているところでございます。

【中山委員】やっぱり福祉保健部とは隣同士ということもあって協議しやすいと思うんですよ。やはりこの辺は定期的に協議会を開いて、問題は県民にどのようにPRするかということが最大の課題だから、それを単体でやるのではなくて、先ほど言ったようにこども未来課が担当しているからやれたわけですね、表裏でね。担当課が違ったらその辺がなかなか難しいんですね。それを協議して、スペースに健康長寿を載せるとか、どれかに関心があったら見るんですよ。ここはココロねっこ運動と縁結びですが、お年寄りには健康長寿に目が行くかもしれません。そういう形で少しバリエーションを広げて、多くの人が見やすいように、関心が持てるような形の、PR誌等を含めて、ぜひこども未来課が中心になって、ひとつ徹底した取組をしてほしいし、登録についても6,000ではなくて、少なくとも1万ぐらいを目指して取り組んでいくんだというような、そういう意気込みを持って、このすばらしいココロねっこ運動を含めたこれを県民に、市民に浸透させて、より効果を発揮するよう期待しておきますから、ひとつよろしくお願いしておきます。

【浦川委員長】ほかにありませんか。

【ごう委員】まず、令和3年度事務事業の評価結果について、福祉保健部の1ページ目にあります介護ロボット、ICT普及促進について、確認等々させていただきたいと思います。

介護人材が不足する中で、介護ロボットの導入は職員の負担の軽減に大きな効果をもたらしております。また、それが介護の質の向上にも貢献をし、ひいては離職防止とか人材の確保につながるものと認識しております。

長崎県としまして、昨年度から感染症対策に資する介護ロボット等導入経費補助金を創設しまして、多くの事業所が活用しやすいように補助率をアップし、導入促進に努めていただいております。このことには大変感謝を申し上げます。

ただ、補助制度があるにしましても、これは4分の3でしたか、一定、事業所の持ち出しもあるということで、経営基盤がしっかりとしている特別養護老人ホームとか大きな事業所では導入が進んでおりますが、長崎県内に多い小規模の事業所などではまだまだ導入が進んでいないのが現状であると思っております。

そこで、1ページにありますように、令和3年度に実施するアンケート調査の結果等を踏まえ効果的な導入支援に取り組んでいくということで拡充されるように書いてありますけれども、アンケート調査の結果で介護ロボット等導入の効果、それから導入の状況などについて、どのような結果だったのかというのを、まずお知らせください。

【尾崎長寿社会課長】介護ロボットや介護記録ソフトなどのICT機器につきましては、既に導入している事業所からも、業務効率化、あるいは職員の身体的・精神的負担の軽減などに高い効果が出ているとお聞きしておりまして、介護人材の離職防止、あるいは人材確保の促進にも効果的だと考えております。

今年度実施いたしました介護ロボット・ICT導入実態調査におきまして、介護ロボットやICTの導入率は41%ございまして、平成30年度に調査した時には16%だったんですけれども、大きく伸びております。

具体的には、居室の入居者の状況が遠隔でわかる見守りセンサーとか、あるいは介護記録な

どのデジタル化で効率化するICTなどを中心に導入が進んでいる状況でございまして、今後もそういった機器について導入意向が高いということがわかっております。

しかしながら、介護老人福祉施設など大きな施設では6割ほど導入している一方で、グループホームなどの小さな施設においては3割程度の導入率にとどまっているという状況でございます。

また、介護ロボットやICTを導入しない理由につきましては、約7割の事業所が「導入コストの高さ」と回答するなど、特に小規模の事業所におきまして、コスト面がネックとなっております。導入が進んでいないという状況があると考えております。

【ごう委員】アンケート調査の結果について、導入の効果は非常に高いものであるということが実証されていると思えます。

ただ、大きな事業所では6割、そして小規模ではまだ3割にとどまっている。その導入に至らないのがコストの高さが原因だということも明確になっているということですね。

ただ、やはり導入を希望している事業所はかなり多くあるということもはっきりしているということで、介護ロボットの導入促進のために引き続き、この導入の支援が必要と私は考えております。

このアンケートの結果を踏まえまして、県として、今後、効果的な導入支援にどのように取り組んでいくのかということをお聞かせください。

【尾崎長寿社会課長】本県では、昨年度から、委員ご指摘のとおり、感染症に資する介護ロボットの導入補助金にかなり多くの予算をつけさせていただきまして支援をしてまいりましたが、

まだまだ介護事業所の要望は高く、介護ロボットが介護人材の離職防止や人材確保の促進に非常に効果的ということもありますので、こうした事業所に向けての支援というものは非常に大事であると考えております。

本県だけでなく他県でもこういった動きが出ているという状況をお聞きしておりますので、長崎県内における介護事業所の環境を整備して、他県に人材流出することがないように図っていくためにも、この介護ロボットの支援につきましては、予算をきちんと確保して支援していくことが必要ではないかと考えております。

【ごう委員】非常に前向きなご答弁だったと思います。本県は、感染症対策に資するということで事業をされましたけれども、他県は、感染症にとどまらず人材の確保であるとか、離職防止という観点から、結構予算を多くつけて取り組まれているという実態もあるようでございます。

本県は、2025年に向けて介護人材が非常に不足していくことがもうわかっているわけですから、今のうちにしっかりと手だてをしていく必要があると考えております。

そこで、最後に部長にお尋ねしますが、本県が他県に人材を取られることがないように、そして遅れることなく、来年度以降、予算をしっかりと確保して取り組んでいくべきだと思っておりますが、部長の見解をお聞かせください。

【寺原福祉保健部長】介護職員の需要につきましては、委員おっしゃるとおり、2025年に本県は約2,100人不足するという推計値も出ております。介護ロボット、ICTに関しましては、厚生労働省もその導入を進めておりますし、また本県といたしましても、Society5.0の点からもしっかりと進めていく事項であるという認識

もしております。

そういった中で、先月、複数の介護施設に視察に参りまして、介護ロボットとICTを実際に使っている現場を見せていただきました。また、各職員の方からも現場の意見をお聞きしました。やはりこの介護ロボット、ICTは業務の効率化につながるというお話と、身体的・精神的な業務の負担軽減にも大きくつながるといようなお話もありました。

職員の確保と離職の防止、それから他県がICT、介護ロボットを導入しているとなりますと、やはり他県に人材が流出する可能性があり、そういった懸念もありましたので、しっかりと各職員の皆さんの身体的・精神的負担の軽減と介護職員の確保という観点からも、適切にしっかりと予算の確保等に努めてまいりたいと思っております。

【ごう委員】部長自ら、しっかりと現場を視察していただき、声も聞いていただいて、進むような感想をお持ちだということで、私も安心しましたので、ぜひともしっかりと、この介護ロボット、ICTの導入促進については、長崎県として努めていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、以前この委員会の中で堀江委員からも質問がございましたが、妊産婦医療費助成制度の実施について確認をさせていただきたいと思っております。

私どもも、長崎県の医師会、また歯科医師会の皆様方と意見交換をする中で、妊産婦医療費助成制度の実施については非常に要望の声が高くなってきております。

妊娠時でございますけれども、やはり妊婦の体には様々な変化が訪れ、体調を崩すことも多々あります。つわりの影響で歯磨きをするこ

とも大変で、口腔状況が悪化をし、妊婦歯周病を発症したり、精神的に不安定になったり、妊娠高血圧症になったりと、本当に様々な体調の変化がございます。

そのような中、受診したくても経済的負担が増えることがあり、受診を控えているというような声も上がってきております。

前日も堀江委員からご紹介があったように、長崎県保険医協会のアンケートによりますと、妊娠中に産婦人科以外の診療科を受診したことがある人の割合は60%を超えております。そのうち、歯科の診療がトップだったわけですね。現在、晩産化も進みまして、高齢妊婦も増えて、安心して出産をするためにはより一層の慎重な体調管理が必要となってきました。でも、やはり経済的な理由があって受診をしない。そして、母子ともに健康が脅かされるというような状況に陥る場合もあるかと思えます。

現在、全国的に17の自治体、そして県のレベルでは4県のみがこの制度を設置しておりますが、やはり長崎県にも設置をしてほしいという声ももう90%を超えている現状があります。

そこで、繰り返しとなりますけれども、長崎県の今の見解を再度確認させてください。

【平川こども家庭課長】妊産婦医療費の助成制度に関するお尋ねでございます。

前日も答弁をさせていただいておりますけれども、この医療費助成制度を新たに設けるといことになると、当然ながら新たな財政負担が生じることとなります。現時点でこの医療制度に対する国の助成制度というものもございません。

そういった中で、本県の厳しい財政状況を踏まえますと、新たなこうした医療制度を創設するというのはなかなか難しいかなと思えますと

ともに、また、これは国の方になろうかと思えますけれども、必要な医療制度であれば、どこでもそういった制度があるという状況をお考えいただく必要があるのではないかと考えております。

【ごう委員】そうですね、本来であるならば、やはり国がしっかりと手だてをしていくべきだという考えは一定理解をすることができるんですが、しかしながら、長崎県の人口流出とか、また、長崎県が今後、県民が希望どおりに結婚・妊娠、出産をして、安心して子育てができる社会の実現に向けているんな施策を打っている中、このようなことを私は独自で考えていく必要もあるのではないかと考えております。実際にアンケートの結果で90%を超える方々がそういう制度がほしいという声ももう出てきている現実がありますので、一定、そこはもう一回考えてほしいと思えます。

財政が厳しいということは、もう本当に理解をしております。ただ、日本産婦人科医会が出している資料の中に岩手県の事例があり、岩手県が導入している妊産婦医療費助成制度でどれくらいの予算がかかったのか、経費がかかったのかということで見ますと、平成29年度で妊産婦の医療費の助成が1億5,000万円くらいの経費がかかっているということです。

これを見ますと、岩手県の人口が120万人、長崎県が130万人で、少し岩手県の方が少ない。そして、2020年の出生数を見ましても、長崎県で9,257人、岩手県で6,717人、出生数も少し低い状況ではあります。岩手県でこの制度を利用した人が1,100人程度、そして一人が14万円程度かかったというようなデータが出ております。このような他県の数字から、長崎県では一体幾らくらいの予算がかかるのかというある程度の

試算をすることができるのではないかと考えておりますが、この点いかがお考えですか。

【平川こども家庭課長】今、委員からお話がありました数値を用いて、大変大まかな試算にはなるかと思えますけれども、実際の出生数等を用いれば試算は可能かなとは思いますが。

【ごう委員】国にやってもらいたいというのは大前提にあるにしても、やはり長崎県の県民が安心して切れ目のない支援を受けるための一つの施策でありますので、一步踏み込んだ検討をしていただきたいと思っておりますので、ぜひ幾らぐらい予算がかかるのかという試算を出していただきますよう要望したいと思います。

成育基本法も成立しておりますので、そのような観点から、また、社会情勢も変わってきておりますので、ぜひ踏み込んだ検討をお願いしたいと思います。

あと一点です。医療的ケア児の支援法について1点確認させてください。

医療的ケア児の支援法が9月18日から施行されております。以前から、この法律が通った時から様々な質問をしてまいりましたけれども、9月に施行されて、今12月、県の責務がいろいろと増えたわけでございますが、現状として長崎県は、この医ケア児の支援について、どの程度までいろんなことを計画されているのかお聞かせください。

【吉田障害福祉課長】医療的ケア児への対応の状況でございますが、今、委員ご説明にありましたように、9月に医療的ケア児支援法が施行されました。前回の委員会でも答弁させていただきましたが、今回の法律は、障害をお持ちの児童に加え、特に保護者の方をいかにして支援していくかということも大きなポイントになってくるかと思っております。

これまでも医療的ケア児の支援につきまして、各事業所にご協力をいただきまして取組を行ったところでございますが、そもそもその取組の中で、いろいろな地域におけるネットワークづくりが非常に重要となってくるわけですが、もともとの実態把握というのができておりませんでした。今、その実態把握の方を実施しております。現在集計中というところでございます。

その中で個々の医療的ケア児の方の症状であったり、どのような支援が必要なのか、どのような施設が必要なのか、それに対してどのような施設が地域ごとに不足しているのか、そういうのを年度内にまとめまして、各市町にも情報提供を行うようにしております。当然そのエリア、エリアでの課題というのが明らかになってくるかと思っております。そういうのを踏まえたところで各エリアでの取組というのも各市町と一緒に検討を進めていきたいと思っておりますし、センター設置に向けても今検討を進めているところでございます。そのセンターの機能と、地域と連携した形での体制づくりというのを今後進めていきたいと考えております。

【ごう委員】実態調査を行っていて、年度内にはその取りまとめを行う、そして、地域ごとにしっかりとした支援策を作っていくということでございますが、センターの設置についてはいつ頃を予定されておりますか。

【吉田障害福祉課長】先ほどの実態調査と並行して、センターの設置に向けても、これまでの取組について、今までも地域ごとにコーディネーターの養成などをやっているところはございます。当然今までの取組と合わせたところでの連携といいですか、機能を合わせ持った形でのセンターの機能を考えております。できるだけ

早い時期を考えておりました、まだ検討段階ということで、予算の措置等もございます、令和4年度の早い時期にスタートできればと考えております。

【ごう委員】ありがとうございます。令和4年度の早い時期にセンター設置ということでした。本当に保護者の皆様方、この法案が通ったことでかなり前に進むのではないかと期待をしておられます。この医ケア児が年々増えている状況でございますので、しっかりとした支援ができるような支援体制というものを構築していただければと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

【浦川委員長】3時まで、暫時休憩したいと思います。

午後 2時41分 休憩

午後 3時00分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

ほかに質問はありませんか。

【山田委員】こども政策局長の説明の2ページにヤングケアラーの実態調査ということでご報告をいただいております。

590校に対して行っていただいて、回答が512校あり、その中でヤングケアラーの疑いのある児童生徒がいる学校が98校で、人数で言うと304人ということでありました。今後、対応を検討中も含めて外部等の支援につなげるべき生徒が67人ということでありましたが、304人から67人引いたところの人数、このあたりのほかの子どもたち、このほかの児童生徒はどのような対応でよかったのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【平川こども家庭課長】今回の調査の中で、学

校が外部の機関につながずに、内部の方で処理をしたケースということになるかと思えます。そちらにつきましては、幾つかの学校に事情を聞いてみました。そうしたところ、本人が、本来大人が担うような家事や家族の世話、こういったものを日常的に行っているというケースはないということで、家族と分担して家事を行っていたり、幼い兄弟の世話を行っているというものが多かったということでございます。

多くは週に数回程度の頻度で勉強等の時間もとれており、学校生活には影響が出ていないという生徒が多かったと。ただ、負担を感じている生徒も中にはいるようでございまして、学校といたしましては、まず校内で見守り、相談できる環境というものを準備していくという回答がございました。

具体的な事例を申し上げますと、ひとり親家庭のお子さんで、親が日曜日に仕事をするので、幼い妹の世話をしているとか、親が仕事で帰りが遅い時に家事をしているとか、そういったケースだと伺っております。

【山田委員】単独で行ったり、すごく負担を強いられているという児童生徒よりも、週に何回かで家族と分担をしながら行っているということでありましたが、反対に67人の何らかにつながないといけない児童生徒は、単独だったり、すごく負担が大きい、まず、部活動ができなかったり勉強ができなかったり影響が出ている児童生徒だと認識をします。しっかりと負担軽減につながるような、福祉とかの部分にしっかりとつないでいただきたいと思っております。

一歩進んで、群馬県の高崎市では、家事の負担の軽減とか、生活支援で2時間、家族の介護等で2時間とか、市が単独で予算を用いてそういった対象の児童生徒の家に派遣する制度も始

まっているようであります。これはもちろん一義的に基礎自治体が行うことではありますが、こういった先進事例も共有していただきたいと思えますし、何より、県が今回調査をしていただいたことにより、県下のヤングケアラーの実態というものをそれぞれの市町がつかんでいると思えますので、その後どのような形で調査結果を活かして、その子どもたちの負担を軽減する、学校生活がよりよいものになるようにしていく、家族みんながよい形になるようにしていくという支援のあり方は、今後も県が関わりながらやっていただきたいということをご要望申し上げたいと思えます。

次に、こども政策局の政策評価委員会の意見のところの1ページであります。児童養護施設の入所の児童の大学等への進学支援事業です。この中で、評価の方を見ても、大学進学に関しての記載にとどまらず、担当所局の問題意識等も含め、大局的な視点からの検討結果を記載していただきたいと思えますが、どういったことを委員の方々が求めたかがよくわからなかったんです。これを受けて、県の考え方は、「ライフプランが描けるような大局的な視点に立って」と書いてあるんですが、私はなかなか、幅広に子どもたちの望む形、可能性を応援していこうということだと思えますが、これを受けてどのように考えているかを教えていただけますか。

【平川こども家庭課長】評価委員会からのご指摘というのは、この事業が大学進学だけを見ているようなものではないかという印象を与えるということだったかと思えます。そうではなくて、将来のことを幅広く見据えてやっていくというようなことを記載してはどうかというご指摘だったと理解しております。

【山田委員】大学の進学率をここの目標の指標にしていることもあり、そういう取られ方は致し方ないのかなと思っておりますが、確かに大学に進学するだけが子どもたちが望む姿ではないと思うので、学習塾の費用を助成したとありますが、就職希望の子とか、そういう形の生徒に対しても何らかの支援は行ってきたという理解でよろしいですか。

【平川こども家庭課長】就職に限ってということではないんですけれども、ただ、いろいろなことを子どもたちにも経験してもらおうという意味で、大学なり専門学校といった選択肢を与えるということが大事でございまして、進学のために塾に通う経費でありますとか、そういったものについては県や国の措置費の制度の中で支援をさせていただいております。

【山田委員】特例的に大学に進学する場合は22歳まで入所及び里親のお家で一緒に暮らすことができるようになってきていると思いますが、県内で、現在大学に通っている児童養護施設に入所している人の数はどのくらいあるのか教えていただけますか。

【平川こども家庭課長】今すぐ出てまいりませんので、しばらくお時間をいただきたいと思えます。

【山田委員】私が細かい質問をしてしまいました。私の息子の同級生が里親のもとで育てられていました。その子は今、佐世保の私立大学に、ほぼ授業料がない形で入学ができていると聞いております。

いろんな制度があると思えます。その中で、やっぱり学費負担がかなわないご家庭もあると思えますので、いろんな制度のことをこの児童生徒たちにきちんと周知をしているのか。そのあたり、どういった国の制度があるのか、支援

制度があるなら支援制度も教えてほしいですし、いろんなところが独自にやられている制度もあると思いますが、どういうアナウンスをしながらこの進路を一緒に決めていくのかを教えてくださいなればと思います。

【平川こども家庭課長】一般的な給付型の奨学金でありますとか、そういった情報は当然でございますけれども、それ以外にも児童養護施設の対象児童を対象とした、例えば松園財団からの奨学金でありますとか、ある大学ではそういった子どもたちを対象とした奨学金なども準備しているということで、そういった情報については財団とか、そういったところから施設の方にはお知らせもしておりますし、私どもも当然そのことは知っておりますし、情報提供というのはさせていただいているところでございます。

【山田委員】ありがとうございます。ぜひ県内には松園さんに限らず、私の地元の佐世保の有明ジャンプの奨学金とか、いろんな制度をかなり、まるみつさんが持っていたり、いろいろなところが多く持っていたりするので、もちろんアナウンスいただいていると思いますが、ぜひ子どもたちのいろんな情報を一緒に共有しながら、将来のことを考えていただければと思っております。

次に、2ページの子どもの貧困対策推進事業について伺いたいと思います。それぞれ今まで貧困対策統括コーディネーターを配置いただいて、各市町を回り、子どもの居場所づくりや取組をいただいているかと思いますが、評価の方が、まだ評価の感じがまだまだあまりいいような評価でもないのかなとも思ったので、一応目標は7市町ということで達成しているようですが、目標設定のあり方、21市町ある中で、

今どういった状況にあるのかをまず教えていただきたいと思います。

【平川こども家庭課長】この子どもの貧困対策推進事業でございますけれども、地域の中で子どもたちの居場所づくりといったものや、いただくような民間団体の育成でありますとか、そういったものを貧困対策統括コーディネーターと一緒に進めているというものでございまして、そういった民間団体の育成や、見守りの体制ができたところが昨年度は7市町ということでございます。

私どもは、次の段階では、本年度の目標といたしましては累計で13市町、次の年度には累計で20市町やっていきたいと考えているところでございます。

【山田委員】7市町済んで、次はプラスして13市町ということで、ずっと年々増やしていただくと。最終が20市町ということなので、小値賀町を除くという考え方でよろしいですね。わかりました。特に長引くコロナ禍の中で、女性の貧困、大人の貧困イコール子どもの貧困ということで、とても子どもたちを取り巻く環境はどんどん厳しくなっていると思いますので、さらにしっかり支援の手が届くように、また子どもたちの居場所がしっかりできるようにお願いをしたいと思います。

次に、事務事業の評価結果のこども政策局、こども政策局ばかりで大変恐縮でございますが、9ページのDV被害者自立支援事業の中で伺いたいと思います。

数年前から先進的に加害者支援プログラム等を行っていただいておりますが、これまでの実績等を教えていただきたいと思います。

【平川こども家庭課長】DVの加害者支援の実績ということでございますけれども、実はこの

加害者支援につきましては県の機関が何かしら対策をやっているというものではございません。これは民間の長崎DV加害者更生プログラム研究会というところがございまして、そちらが取り組んでおられます。県といたしましては、その状況等を把握してということで進めてきているところなんですけど、実はこの長崎DV加害者更生プログラム研究会の加害者支援の事業が、今年度、内閣府の配偶者暴力加害者プログラム調査研究事業というものに採択をされまして事業が進められております。

その実績というのは、結局このプログラムを受けた方がどうなったかということでしょうか。（「受講者数とか」と呼ぶ者あり）、その辺については実はなかなかよくわかりませんが、ただ、このプログラムというのは対象者についてはDVをやめることを希望する方で、そのDVをしてしまう男性が暴力でない方法でパートナーと良好な関係を築けるようにすること、こういったことを対象目的として実施されているもので、プログラムでは暴力とは何かとか、暴力につながる信念、感情、そういったものをコントロールするとか、そういったことで自分自身を見直して加害者とならないようになっていただくということでプログラムが組まれているところでございます。

現在、プログラムが第6クールまでということで、6回に分けて行われているんですけども、今、最終段階の第6クールまでやっているという状況は把握しているところでございます。

【山田委員】本年度は、内閣府のメニューに採択をされて費用が出ているようでありますが、私が把握しているのは、もう何年も前から加害者更生プログラムをされていたんですが、それに関して県は一切事業費の負担とかは行ってい

なかったという理解でよろしいですか。

【平川こども家庭課長】事業等の支援は行っておりませんでした。

【山田委員】本年度は、こうやって選んでいただいた。先進的に取り組んでいるということが評価をされ、選んでいただいたと思いますが、DVを減らす根本的なところでは、自分がそういう可能性がある人とか、そういうことをした人が、しっかりいろんなことを理解して同じようなことをしないようにということで、この更生プログラムというのは非常に重要だと思っておりますので、今まで支援をしていなかったということは、民間で頑張っていて、特にNPのDV防止ながさきとか、そのあたりの方々がすごく頑張っていたと理解をしておりますが、今後はもっと連携を取りながら、先ほどから質問にも多く上がっていますし、大きな社会問題となっておりますので、私もこれからもうちょっとしっかりこの問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ民間と連携した取組というのを進めていただきたいということをお願い申し上げます、質問を終わります。

【平川こども家庭課長】先ほどのご質問の中で、卒業した子どもさんの進路のご質問がございました。昨年度末の進路で申しますと、大学に進学したお子さんが4人、それから各種学校に進学したお子さんが11人、それから職業訓練校が2人ということで、合わせて17名の子どもが進学等をしているという状況でございます。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】まずは、退職した方のボランティア等での社会参加による産業や子どもの学びへの支援についてお尋ねいたします。

ながさき生涯現役応援センターを設置して、相談窓口や情報提供の機能を果たしていると思

いますが、確認をいたしますと、長寿社会課が把握しやすいであろう介護人材の活用について積極的に実施されているようです。先輩方とお話をいたしますと、もっと引退された方に頼りなさいというお声をいただいております。優れた知識や技能を有する先輩方が県内には多くいるのに、活かされずにもったいないというご指摘であります。

そこで、退職された先輩方に産業や子どもの学びなどの支援をボランティア等で担っていただきたいと考えますが、産業労働部や教育委員会、またはNPOを所管する県民生活環境部との連携についてご答弁をお願いいたします。

【尾崎長寿社会課長】県では、元気な高齢者が就業からボランティアまで幅広く気軽に相談できる窓口として、委員からもお話がありましたながさき生涯現役応援センターを設置しております。相談者の知識、経験、希望に応じたマッチングの支援を行っているところでございます。

現在、ボランティアの場といたしましては、当課が所管しております介護人材の補助をするような業務とか、そういったものを中心にご提供させていただいているところでございますけれども、今後につきましては庁内各課、教育や産業、そのほかいろいろな課にこういった元気な高齢者の活躍の場の情報を提供いただくようお願いすることとしておまして、そういった情報をもとに、ボランティア等を希望する高齢者の皆様にも適切な情報を提供できるようにしていきたいと考えております。

【中村(泰)委員】大変前向きなご答弁ありがとうございます。ぜひとも、ほかの部署と連携をとっていただいて、ご高齢者、また引退された方に有益な情報を出しつつ、子どもたちのため

にも、また産業のためにも活躍いただけるような場所を提供いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして長崎県子ども・若者総合相談センター「ゆめおす」の評価についてでございます。

不登校児童数が増加の一途の中、ゆめおすでの相談件数が年々増加しており、施策評価調書では、こちらゆめおす、令和2年は目標4,420件に対して実績は6,784件で、達成率153%の超過達成であります。よって、ゆめおすの役割は年々大きく高まっていると感じております。

また、ゆめおすは、内閣府の研修において講演をされるなど、全国的にも非常に認められている長崎県の事業であると高く評価をいたしております。

そこで、今後の県のゆめおすに対する展開についてご答弁をお願いいたします。

【徳永こども未来課長】今、委員のご指摘にございましたように。ゆめおすについては、長期総合計画の方では相談件数を目標にしておまして、かなり多くの件数、ニーズはものすごく高くなっていると。社会的な背景といった部分もございまして、当事者にとってはなくてはならない事業になってきているのかなと思います。

今後につきましては、今ゆめおすの件数が増えているということも踏まえまして、現在、子ども・若者支援地域協議会というものを作っております。この中心にゆめおすの委託先でございますNPO法人の心澄さんの方になっていただいているところでございます。

まず、ゆめおすを取り巻く関係機関と申しますか、そういったところの連携を、今も十分とっていただいているんですけども、さらに細かく活性化していければと思っているのが1点。

それから、どうしても地域の様々なサービス

というのは、担い手が市町という部分もございません。今後は、市町にも主体的に関わっていただきたいという部分はあるんですが、なかなか体制の問題とか時間がかかると思います。しかし、そういった部分についても協議を進めていきたいと思っております。必要な予算についてもしっかり確保していくように取り組んでいきたいと考えております。

【中村(泰)委員】私も心澄さんとは話をしました。相談件数が増えていっている経緯の中で、心澄さんが与えられた仕事以上のことをされるので、結果的にいろんな方々がここのゆめおすを訪ねられると、そういった状況もあると私も感じております。

今後は、市町に広めていくというところで、恐らく必要とされている事業だと思います。予算確保も含めて、ぜひとも連携をしながらお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。県下統一の居場所情報冊子の作成についてでございます。

福岡県では、こういった県下統一の居場所情報冊子がございます。こちらを見ると、居場所であるとか、学び、またフリースクールなどの情報がまとめて見られるようになっています。こうなれば、こういった情報を必要とされている子どもさんや保護者、皆様にとって非常にありがたいという声を、居場所の事業をされようとする方からご要望をいただきました。ぜひとも、我が県もこういった情報をまとめていただきたいと。教育委員会や県民生活環境部と連携して、ぜひともこのような取組を進めていただいて、ホームページなどに情報を掲載していただけないかと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

【平川こども家庭課長】子どもの居場所づくり

に関しましては、先ほども貧困対策推進事業の件で少しお話をしましたが、私どもが市町に働きかけをして、子どもの居場所づくりというのを進めているところでございます。

こうした居場所につきましても、当然ながら利用する地域の方々に知っていただくということが必要でございますので、私どもとしましては、市町に対してそういった情報提供というのを広く促していくということが委員のご質問の趣旨かと思っておりますけれども、そういったものについての意見交換というのも市町とやってみたいと思っております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。なかなか今すぐにこれらを取りまとめるといったことは難しいかと思いますが、先ほどおっしゃっていただきましたように、市町と連携して、市町の声聞いていただきながら、もし必要性が高いと判断をされれば、ぜひともこういった取組をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。婚活サポートセンター県庁移転に伴うプライバシーの対応についてでございます。

先ほど、ご説明がございましたけれども、県庁2階に新たに開設されると伺いました。しかしながら、サポートセンターを利用されている方々は、やはり周りの目を気にされる方がいらっしゃるということは間違いのないと思います。

そこで、利用される方のプライバシーの対応につきましても、その対策をご答弁願います。

【徳永こども未来課長】婚活サポートセンターの県庁への移転についてのご質問で、その中のプライバシーの保護をしっかりできるのかというお話かと思っております。

委員ご指摘のとおり、確かに場所についても、こういったところがいいのかという議論は、

様々ございます。当然、委員ご指摘のとおり、利用される方によっては目立たない場所であった方がいいという方も相当数いらっしゃると思います。そういったことも踏まえ、表の入口だけではなく、裏側の方にも入口を設けており、また、どうすれば目立たない動線で来られるかということについても、今後お示しをしていきたいと思っています。

また、利用者の状況を考えますと、利用者が多い時間帯というのは平日の夕方以降ですとか、あるいは土日にもものすごく多くなるという傾向がございまして、県庁内の人通りの少ない時間帯になるのかなと思っています。

プライバシーの保護につきましては、やはり相談ブースは表側から入りまして奥の方になるんですけれども、情報発信スペースも設けることにしてまして、どなたでも入れるような形にはしようと思っているんですが、当然相談者のプライバシーの保護は最優先というか基本中の基本でございますので、そういった部分については目隠しであるとか、ディスプレイで工夫してとか、しっかり保護していきたいと考えております。

【中村(泰)委員】 プライバシーの対応もしっかりと考えていただいているということで非常に安心いたしました。利用者の方が裏口から入れることを改めてお伝えいただいて、また、入口のところに情報を提供するフロアがあるとおっしゃっていただきましたけれども、そちらも外から見えないような形でやっていただくということで、それができれば恐らく問題はないかと思っておりますので、場所も変わるということですので、プライバシーのところはぜひともオープンしてウォッチしながら、最初のうちは対策を打っていただければと思います。

次の質問に移ります。施策評価調書の8ページの放課後児童クラブの待機児童数についてでございます。

令和2年は42名ということで記載がございました。しかしながら、目標値がゼロということで、これは目標未達ということで大きな乖離があるようでございます。

また、一方、近年、待機児童数が増加傾向という中で、今後どのように取り組まれるのか、ご答弁をお願いいたします。

【徳永こども未来課長】 放課後児童クラブの待機児童数についてのお尋ねかと思えます。

放課後児童クラブの待機児童の対策といたしましては、調書にも記載させていただいているんですけれども、実際登録児童数というのが年々増えているところがございます。これは利用される方ということですよ。

それに対して施設の整備は、比較的それを上回るペースで進んでいるという状況がございまして。ただ、やっぱり地域の偏在がありまして、今回、42名ということで発生してしまっていて、これも実は満遍なくということではなくて、本当に幾つかの市町に偏って発生している部分がございます。こういった地域による偏り、それは市町の中で空きが発生した時にはちゃんと紹介するとか、あるいは通常の交通手段20分ぐらいで行けるようなところはどうかという紹介をするとか、市町の方においてはそういう対策をとられておりまして、そういったところに関わるしかないのかなと思っています。

ただ、この令和2年の42名という数字ですが、直近、令和3年の状況はかなり解消に向かっておりまして、まだ正式な数字というわけではないんですが、恐らく解消するか、発生しても非常に少ない人数になると考えておりますので、

引き続き取組を実施していきたいと思っております。

【中村(泰)委員】 解消する見込みということと、あと地域偏在ということが結構あるということで、今後はよくなっていくのかなということで、非常に安心したところであります。

ここに偏りが生じた場合は、やはり隣の市町に県の方から、市町というのか隣の近いところに空きがあれば、積極的に声がけいただければということ要望して次の質問に移ります。

県政世論調査の子どもや子育ての支援という項目の件につきまして、今後の県の支援についてお伺いします。

県政世論調査の報告書の20ページに記載がありますけれども、満足度が不満足度を上回ったのは、子どもや子育ての支援という項目のみだったようです。合計特殊出生率が全国の中でも高い、上の方から数えて高い我が県の一つの証左になるのではないかと私としては評価をいたしております。

一方、同じ報告書の25ページを見ますと、今後力を入れていくべき分野の上位項目に、この子どもや子育ての支援というのがありました。

前の調査が平成30年でしたけれども、前回の調査と比べると、今後力を入れていくべき分野で、この子育てのところがプラス2.4%となっており、上から数えて5番目だったと。やはり期待をされているということがわかります。

また、報告書の80ページを見ますと、人口減少に歯止めをかける施策に、結婚・出産・子育てのしやすい環境整備、この子育てに関わる項目が2位ということで、これを見ても大きな期待が子育て支援ということに対して、県民の皆様の期待があるということを示しています。

まとめて、満足度は現状高いというものの、

やはり年々期待値もまた大きくなっていくということ、この県政世論調査で明らかになったと私は見ております。

そこで、この県政世論調査を踏まえまして、子どもや子育て支援の今後の県の姿勢について、局長、ご回答をいただけないでしょうか。

【田中こども政策局長】 世論調査の結果につきましては、例えば先ほどおっしゃっていただきました80ページの次のページでございます年齢別集計のところ、こういったところを見ますと、特に20代から60代の結婚・出産・子育てといったものに直接・間接に大変多く関わっていらっしゃる世代の方の7割前後の方に選択をいただいているという状況でございます。これは、この世代の多くの県民の皆様の生活の質ですとか、暮らしやすさ、こういったものに大きく影響する分野であると考えておきまして、強く関心をお持ちいただいているためと考えております。

県の方では、長崎県総合計画でありますとか、その個別計画であります子育て条例行動計画とか、こども政策局で所管しております各種計画におきまして、様々な施策を目標値を設けながら進めております。そういったことで、県民の皆様にも結果をお示ししながら進めていくと。

それから、結婚、子育てを巡る環境というのは常に変化をしておりますので、県民の皆様ニーズといったものも変化をしていくものと考えております。

県といたしましては、国や県で実施いたします様々な調査の分析を参考にしたり、それから当事者の皆様や地域サービスの担い手である市町の皆様、それから事業者の皆様など、多くの方々との意見を交わしながら、変化に対応した必要な施策というものを検討しながら、安心し

て子どもを産み育てることのできる社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】大変頼もしいご回答ありがとうございました。おっしゃるとおり、やはり若い世代が当然子育てに関わるわけで、特に若い世代はニーズの変化が大きくあるということをおっしゃっていただきました。その変化を捉えるべく分析や、直接声を聞かれたり、また事業所の方との連携、また市町の担当者との連携、そういったことをおっしゃっていただきましたので、常にここはアンテナを高く張っていただいて、引き続き県民の皆様への期待に応えていただけるように取り組んでいただければと思います。

まだ少し時間がありますので、ワクチン接種についてお尋ねします。

県のコロナワクチン接種センターが先日一旦閉じました。本当にありがとうございました。

そこで、総括ということで、計画していた回数と、また実績がどれくらいだったのか、そこをお伝えいただけないでしょうか。

【林田医療政策課企画監】県のワクチン接種センターにつきましては、6月12日から11月23日の約5か月にわたりまして、合計で10万5,171回の接種をいたしております。人数にしておよそ5万2,000人余り、当初の計画で11万7,800回の接種を予定しておりまして、約9割の充足率となっております。

会場ごとの接種回数内訳は、長崎会場が7万4,212回、吉井会場を含みます佐世保会場が3万959回となっております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございました。最初はこれを県庁でやる、また佐世保でやるようになった時に、議会でも委員会でもいろんな意見があったかと思えます。交通の問題とか駐車場

の問題とかですね。そういったいろんなご苦労を乗り越えて、9割の達成があったということは本当に評価すべきことだと私は感じております。

また、今、オミクロン株が出てきましたし、今後、また新たな変異株が出てくるということで、3回目接種という話も出てきております。今後どうなっていくかわからないですけれども、また県の接種が必要になったと、そういうことが県民の皆様から出てきた場合、県としてもそういう判断をした場合は、ぜひとも積極的に県主導のワクチン接種をお願いしたいと思います。また、その体制をいつでもそういったことができるように整えていただければと思います。

質問は以上です。

【浦川委員長】審査の途中であります。本日の審査はこれにてとどめ、明日、午前10時より委員会を再開し、引き続き議案外所管事項に対する質問を行うことといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時38分 散会

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月14日

自 午前10時00分
至 午前11時18分
於 委員会室2

医療人材対策室長 加藤 一征 君
薬務行政室長 斉宮 広知 君
国保・健康増進課長 川内野寿美子 君
国保・健康増進課医療監
（健康づくり担当） 宗 陽子 君
長寿社会課長 尾崎 正英 君
長寿社会課企画監
（地域包括ケア担当） 山口 香織 君
障害福祉課長 吉田 稔 君
原爆被爆者援護課長 山崎 敏朗 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 浦川 基継 君
副委員長（副会長） 中島 浩介 君
委 員 中山 功 君
" 徳永 達也 君
" 堀江ひとみ 君
" 山田 朋子 君
" ごうまなみ 君
" 宅島 寿一 君
" 麻生 隆 君
" 中村 泰輔 君
" 千住 良治 君

.....
こども政策局長 田中紀久美 君
こども未来課長 徳永 憲達 君
こども家庭課長 平川 顕作 君
.....
総 務 部 長 大田 圭 君
.....
教 育 長 平田 修三 君
.....

3、欠席委員の氏名

山下 博史 君

6、審査の経過次のとおり

.....
午前10時00分 開議
.....

4、委員外出席議員の氏名

な し

【浦川委員長】 おはようございます。
委員会を再開します。

なお、山下委員から欠席する旨の届が出されておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議案外所管事項について質問はございませんか。

【徳永委員】 おはようございます。

看護職員の件で質問いたしたいと思います。

こういうコロナの状況があることも一つの要因ですけれども、看護師不足というのが本県でも非常に言われております。その中でも、この前の部長の議案外説明の中でも、「県外の看護

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長 寺原 朋裕 君
福祉保健部次長 中村 浩二 君
福祉保健課長 中尾美恵子 君
福祉保健課企画監
（地域福祉・計画担当） 猿渡 圭子 君
監査指導課長 吉野 康弘 君
医療政策課長（参事監） 伊藤 幸繁 君
医療政策課企画監
（新型コロナワクチン接種担当） 林田 直浩 君

学校やUターン希望者への周知の強化を図る」ということがあります。

現状と、これ以外にどういう対策を取られているのか、まずお尋ねいたしたいと思います。

【加藤医療人材対策室長】看護職員に対する現在の状況と対策ということでございますけれども、高校生が看護学校に進学する率は、例年変わっておりませんで、大体6%で推移しております。高校生の卒業生が直近の5年間で1,000名ほど減っているというような状況の中で、看護職員を目指す方が5年前は850名ほどおられました。現在、県内の高校を卒業して看護師の養成所に行かれる方が700名ほどで、5年間で150名ほど減少したという現状がございます。

ただ、看護師を目指す方は、一定の割合でおられるということで、今後コロナ禍の中でも看護師を目指すニーズがあるとお聞きしております。

一方、養成所ですけれども、現在、県内には14校の養成所がございます。定員が902名ということでございます。この充足状況ですが、全国的な高学歴化の流れもありまして、准看護師課程の定員割れが、ここ数年、顕著になっております。このため、准看護師を目指す課程の定員数が徐々に減ってきておりまして、直近の3年間で100名ほど定員が減っているという状況でございます。また、700名の方が高校を卒業して看護学校に行かれるんですけれども、そのうち300名の方が県外の養成所に出て行っておられます。300名出て行っておられる中で、県外の養成所から県内に就職していただける方が200名ということでございますので、100名はそのまま県外で就職されるという状況でございます。

こういった中で、我々としましても、県内で

の就業率を上げるということと、県外に行かれた方にUターンをしていただくという取組、そういった中で修学資金の貸付であったり、あとは運営費の補助の中で県内就業率が高くなれば補助率を上げたり、県内に就業していただく取組に対して支援をしたり、あと、県外に行かれた方に対しても、県内の医療機関の情報をきちんと伝えなければいけないということで、昨年度からウェブを活用した病院説明会だったり、今年度から卒業生に対する情報発信、こういったものも実施しながら、一定、県外に出られる方につきましても、情報をお届けしながら県内に戻っていただくという取組を強化しているところでございます。

【徳永委員】700人が看護師を目指しているということで、そのうち300名が県外と。私が聞く話では、今、室長から話がありましたように、准看より正看の方を希望されているということ。ただ、正看を目指す高校生の方が、長崎県内の大学の受け皿が、入学するのにハードルが高いということで、一部は県外に行く、あとは断念をするといったことを聞きます。

今、私が聞く範囲では、県内には長崎大学、活水女子大学、そして県立大学の3校が受け皿としてであると聞いております。そのハードルの問題で断念もしくは県外ということ、県外へ行った方の300人のうち200人が県内に戻ってくるということで、そこは評価をします。そうであれば断念される生徒のためにも、受け皿を、実際902名の受け皿に対して700ということでマイナスになってはいますが、しかし、隠れた希望者がおりますので、そういうところの把握と、それに対してどういう、例えば、もう少し正看の、ちょっと高度な学校の定員数を増やそうという考えはないのか、その辺どうです

か。

【加藤医療人材対策室長】現在の大学定員ですが、委員おっしゃったとおり、3つの大学で1学年205名の定員があるという状況でございます。

現在、医師会立の看護学校にしても、准看護課程を廃止して正看の課程に変更という動きもございまして、そういった情報交換をしながら、現在のニーズに応じた学校の定員数に対して課程変更の支援なども考えております。

大学生につきまして205名の定員というのが、九州内では、福岡、熊本に次いで長崎が3番目に多い状況でございます。大学に対する応募者は多数いるんですけども、学力の問題等で、若干定員割れというような状況がございます。

ですから、看護師になろうとする方のニーズが、経済面、学力面、期間、大学は4年だし、正看の課程は3年ですから、そういったニーズを踏まえた中で、どちらの看護師養成所がニーズが高いのかということを見極めないといけないんですけども、現在の流れとしましては、准看を廃止して正看の3年課程という流れでいっているということでございます。大学の定員が増えた時に、果たして定員を満たすことができるのか、学力があるのか、これは見極める必要があるかと思っております。

【徳永委員】わかりました。一部、そういう学校の関係者からそういったことを聞いたものですから、希望者が非常に多いんだと、そういう問題もあるんだということ。今の室長の答弁で非常にいい回答をいただきましたので、県としても、当然それは把握をされているし、今後また対策も継続的にやられると思っておりますので、そこはしっかりとやっていただきたいと思っております。

というのは、今、本県も若い女性の方が県外に流出ということで、これが人口減少、少子化

等にいろんな影響を受けていると。そういう意味でも、看護師さんは女性も男性もいますけれども、特に女性で考えれば、看護師を希望されている女性が非常にいるんだよということもありますので、そういうことにも関連をしてみますので、どうかそういうものも含めて、特に今後、我々にとって一番大事なものは医療、看護師不足というのが非常に大きな問題ですので、そういったところもしっかりやっていただきたいと思っております。

次に、ヤングケアラーについて質問いたしたいと思っております。

この前、県から説明を受けた時に、私もヤングケアラーというのを一応お聞きし、理解をしてたんですけども、その数が私が思うより非常に多いということの実態をアンケート調査等でお聞きしました。特に、最近、このヤングケアラーについて、結構いろんな情報が入ってきます。

まず、長崎県の現状等について説明をお願いしたいと思います。

【平川こども家庭課長】今回、ヤングケアラーに関する実態調査をいたしました。その結果については、昨日ご説明をしたとおりですけれども、県内で学校にお尋ねしましたところ、ヤングケアラーに該当するのではないかなというような児童生徒が304人という状況でございました。ただ、この304人の中で外部への相談が必要と判断された子どもさんが67名という状況で、残りの子どもさんについては、学校の中での対応が可能であったという結果が出たところでございます。

【徳永委員】ヤングケアラー、児童生徒、特に小中学校のお子さんが、そういう家庭環境の中で、そういう役割をされていると。正直、大変

というよりも、何とも言いようがないんですけども、この一つの要因というのはどういことですか。

【平川こども家庭課長】明確な状況というのは、まだはっきりとはしていない、把握していないところでございますが、考えられることといたしましては、核家族化というところで、どうしても子どもさんに家事が回ってくるでありますとか、また、ひとり親のお母さんの世帯になりますと、どうしても兄弟がいる場合には兄弟のお世話もしないといけないということもあるのではないかなと思っております。

【徳永委員】そういう中で、このことによって児童生徒さんがどういう影響を受けて、どういう支障を来しているのか、その辺は調査されますか。

【平川こども家庭課長】今回の調査で実際に市町等につながれたケースについては、今現在、調査をしておるところですので、どういった状況が生じていたかというのは今からわかってくるものと思います。

どんな影響があるのかということに関しましては、やはり子どもさんが、例えば学習面とか、部活でありますとか、家事や介護、そういったことをお手伝いすることによって自分の時間がとれないといったことがヤングケアラーの問題としてあるのではないかなと思っております。

【徳永委員】我々の時代も家事手伝いをされているというのはありましたけれども、特に私が心配するのは、介護等ですね。先ほど、核家族なり、親が病気をされた、そういう中での一つのお手伝いの流れならばいいんですけども、親御さんがそういう状況になった時に、小学生の子どもがそういう役割をしなければならないというのは、ちょっと、お手伝いというもので

はないものですから、そういったところに対して、例えば、学校、市、県が、どういう情報を入力し、そして、どういった対策を取ろうとされているのか、その辺はどうですか。

【平川こども家庭課長】まず、学校で子どもさんの様子というのは、日頃から見ていただいているということもありますので、ご家族の中に介護が必要な方がいらっしゃるようなケースで、子どもさんに介護の役割が回ってきているような場合、それが日常的に行われているようなケースですと、学校から市町の児童福祉の担当の部署等につないでいただくということが考えられます。

【徳永委員】いろいろ要因はあると思います。私が一番心配しているのは、その受け皿といってもいろいろありますので、そこを学校側がしっかり調査というか、理解していただきたい。結果的に大きなことにつながれば、これは大変なことになります。

特に、昨今、このヤングケアラーについて、私が冒頭に言いましたように、いろいろな報道がされておりますので、ここは学校、そしてまた市としっかり連携をしながら、いわゆる大変なことにならないようにしていただきたいというのが今回の私の質問の趣旨ですので、そこはよろしく願います。また、今後もここについては調査を継続されると思いますので、そういうことについても我々にいろいろと情報提供していただきたいと思っております。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【千住委員】私は、ワクチン接種についてお尋ねをしたいと思います。一般質問でも多少質問がありましたけれども、お聞きしたいと思います。重複するところもあるかもしれませんが、確認という意味も込めてお願いしたいと

思います。

まず、2回目の接種時期によって3回目の接種時期が変わってくると思います。1回目は、各市町で年齢で分けてやったんですけれども、今度、接種時期が変わってくると、年代別でうまいこといかない部分もあると思うんですが、そのあたり、正式な発送は市町がやると思うんですけれども、今後、どのような形で接種券がいくのかということを確認でお聞きしたいと思います。

【林田医療政策課企画監】接種券の発送でございますけれども、2回目の接種完了後、市町から8か月を経過した方から順次送付をされることになっておりまして、そのため、医療従事者あるいは高齢者の中でも到達する時期は異なっております。

発送の仕方につきましても、例えば、1か月分まとめて発送するとか、1週間ごとに発送するとか、そういうところは市町によって異なってくるということになります。

【千住委員】各市町で変わってくると思うんですけれども、ファイザー、モデルナ、大体2種類ありましたので、それによって、今、交差接種が有効かどうかという検証をされているところもあると思うんですけれども、そのあたりで、現在、交差接種についてどの程度までいいのか。例えば、最初はファイザーが多かったと思うんですよね。途中からモデルナが入ってきて、今後の供給量にも関わってくると思うんですけれども、交差接種が、実際のところ、どこまでいいのか、現段階です、その辺をお聞きしたいんですけれども。

【林田医療政策課企画監】現在、3回目の接種で承認されているワクチンというのはファイザーのみでございまして、モデルナは近日中に承

認されるのではないかとされておりまして。現時点で3回目を使えるのは、今のところ、ファイザーのみということですよ。

【千住委員】現在、2回目接種から概ね8か月以上になってますが、実際、供給量といいんですが、実際、前回は供給量にばらつきがあって、時期的に差があったと思うんですけれども、今後の供給量の予定というのは、もう見込みが立っているのでしょうか。

【林田医療政策課企画監】現時点で県に配分されておりますのは、12月から来年3月まで4か月分のワクチンでございまして、その期間、4か月間の接種対象者が50万6,000人ほどいらっしゃいますけれども、それに対するワクチンの量としましては52万1,000回分ということで、量的には接種対象者を上回る量が配分されているところでございます。

【千住委員】ありがとうございます。今、8か月の経過後の方の供給分は十分確保できているということなんですけれども、今、前倒しで接種が可能になってくるようなお話もあるんですけれども、その場合は、それ以上はもう来ないということで考えないといけないんですか。

【林田医療政策課企画監】確かに、できるだけ前倒しということの議論がなされていると承知をしているんですけれども、その際のワクチンにつきまして国の方で確保できるかどうか、そのあたりも含めての議論かなと思っておりますので、そこを注視してまいりたいと思います。

【千住委員】ありがとうございます。

あと、今日の新聞にも出てましたけれども、集団接種会場ですね、昨日もちょっとお話があったんですけれども、今年は県庁と県北の方でやって、県北の方も予想以上にすごく多かったなというような印象がありました。

今後、接種会場の3月以降の計画というのは、今、実際どこまで進んでいるのでしょうか。

【林田医療政策課企画監】ワクチンの接種につきましては、基本的に市町が実施主体となりますので、3回目の接種自体は市町で実施をしていただいて、県は市町と連携しながらワクチンを確保するために国との交渉でありますとか、市町間の調整に取り組んでまいりたいと考えているところです。

3回目の接種に向けました県接種センターの設置につきましては、今後、市町における接種体制の構築状況をはじめとしまして、接種間隔の前倒しの議論とか、その辺の国の動きでありますとか、ワクチンの供給状況、さらには、今後、職域接種も予定されておりますけれども、その辺の動向などを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

【千住委員】ありがとうございます。私も県庁で受けたので、そのあたりが気になっていたところです。

あと、要望といいますか、3月末になれば転出という、18歳、19歳、22歳以上とか、転出が3月にあるんですけれども、その年代でいくと、4月以降に8か月以上となると、4月以降の接種の予定になると思うんですけれども、今、前倒しの方向も検討されているというところで、前倒しになった場合は、3月に受ける時期にはなると思うんですよね。ただ、接種券が間に合うかどうかは別として、できれば転出していく方々に対しては、何とか3月中に、もし前倒しできると可能性があった場合に、3月前までに転出する方は、なんか別枠ではないんですけれども、地元でちゃんと受けて、副反応も気になるところでもあると思うので、地元で受けて新しいところに行けるというような体制をつくって

ほしいと思っているんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【林田医療政策課企画監】仮に前倒しのケースとして、委員ご提示があったようなケースが認められるとした場合、それを市町が適用するかどうかということもあるんですが、恐らくその場合は、ご本人からの申し入れが必要になるのではないかなと思っております。その際は、早急に接種券を発送するように市町を促していくという対応になるかなと思っております。

【千住委員】ありがとうございます。ぜひそこを市町に働きかけをお願いしたいなと思います。どうしても副反応というのが大変心配になるところもあると思うので、ぜひ新しい生活が始まる前に打てるように、その辺はお願いをしたいと思います。

【浦川委員長】ほかにございませんか。

【麻生委員】おはようございます。何点かお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いします。

一つは、コロナワクチン関係についてです。

大変短期間に皆様のご協力によって100万人以上の形で2回接種が77.2%まで伸びてきているということで、本当に現場の皆さん、また、医療機関の皆様のご苦勞については感謝したいなと思っているところであります。

そこで、2点ほどお尋ねしたいのは、一つは、新聞紙上で取り上げられました医療機関関係についての本田先生、長崎県保険医協会の関係でありましたけれども、設備関係について補助がありますよということであったんですけれども、これについて県は何らかの掌握はしてなかったんでしょうか。全部それぞれ医療機関と厚生労働省と単独でやるという形で、そこに県としての何らかの対策だとかアドバイスとかいうのはな

かったんでしょうか、その件についてお尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】医療機関に対する支援策、補助制度というものは、いろんなメニューがございます。都道府県の方で対応している補助制度もたくさんございます。今回の案件につきましては、厚生労働省もできるだけ自治体の負担を減らしたいということで、国が直接支援を行うという体制の下、新たに制度をつくった案件でございました。そのため、県におきましては、この案件について承知はしておりませんでした。

【麻生委員】わかりました。厚生労働省の関係についても、一部、訴訟を取り下げたという形になって円満解決という形になりましたけれども、本当にご協力いただいている医療機関の皆さんも日夜頑張っておられるのは、速やかな緩和策といったものを求めたかったなと思っているところです。秋野参議院議員が中に入られているという展開していただいたということについては、本当によかったなと思っているところです。

そういう中で、県の補助の分野でお尋ねしたいのは、医療機関が診察・検査機関を含めて420あるということで、ワクチン接種もしていただいている診療所だと思えますけれども、その方々からクレームがあったんですね。要は、病院内に設置できないワクチンの保管だとか、医療機関に対するいろいろな補助があったと思います。そういったことについてきちとした申請をするんだけど、何回も通わなくてはいけないとか、アドバイスが悪いというクレームがあったんですね。それについての県の対応といいますか、いろいろな形で、今回、みんな一生懸命やっただいただいているんですね。そこは

6,000人ほど打ちましたと言われてました。しかし、コンテナハウスを設置する時も、事前に自分のところでお金を出して設置しているんだけど、そういう補助についても、なかなか設置について認めないといいますか、何回も通って、事務手続の窓口の対応が大変厳しかったというご指摘もあったんですよ。

その関係について現場を掌握されているかどうか。担当には話しましたけれども、上まで上がっているかどうかわかりませんが、協力をしていただいている医療機関があって初めてこれだけの短期間に長崎県内、当初は遅かったんですけれども、それが皆さんの努力、協力によって、これだけ進んでいると思っております。だから、一部、補助金の申請はあるかもしれないけれども、やっぱり皆さんが気持ちよく、一生懸命やっってもらうという前向きな取組をぜひお願いしたいと思っておりますけれども、その案件について、上がってきているかどうかわかりませんが、そういう事例がないかどうか、お尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】医療機関におかれましては、県の新型コロナ対策につきまして様々な面でご協力をいただいております。様々な支援策がございますので、その周知につきましても、ホームページ等だけではなくて、対象となる医療機関に対しては、個別に調査をするなど、ご希望をお伺いして支援するような対策を取っております。

実際、対象の医療機関数がかなり多くなっております。新メニューもかなり多くなっておりますので、どうしても医療政策課の職員だけでは対応できない部分がございます。一部、会計年度職員等を採用して対応しておりますが、それでも対応できない部分は、いろいろな委託をす

るような形で対応している部分もございます。どうしても、1件1件の対応につきまして、目が届かない部分もあると思っております。

今の委員のご発言にあったような案件も数件、私の方にも上がってきておりますので、その対応については、全ての委託業者を含めて対応を万全に取るようにということで、今、周知をしているところでございます。

【麻生委員】お願いしたいのは、皆さんのご協力があって初めて県民の命を守れるし、速やかな展開ができると思うんですよ。しかし、それにはいろいろな事務事業があるだろうと思いません。

言われたように、臨時職員がおったりとかと、そういう形であるかもしれませんが、丁寧な対応と協力を含めてお願いするなど。やっぱり現場は大変だと思いますよ。普通の診療をされながら、ワクチン接種も短期間に本当にご苦労されてました。私もそこで2回接種したんですけれども、本当に大変な状況だなということで感じたんですよ。

そういった中でしっかりと、皆さんが気持ちよく仕事をしてもらおうような環境づくり、そして、いろいろな形で事務事業の中であるかもしれませんが、要点をしっかりと伝えて齟齬がないように取組をお願いしたいということでもありますので、よろしく願いをいたします。

あと何点かお尋ねしたいのは、今、五島市で離島を含めてオンライン診療をやっておりまして、この前、離島医療関係、意見交換をして五島中央病院にお邪魔させていただきました。改めてオンライン診療を含めて、今日のニュースでもコロナ関係の自宅待機のオンラインの話が出ておりましたけれども、今後、こういう先進的な医療、そして服薬指導関係についても、配

送までも工夫、取組をされておりました。こういったことについて県としての今後の取組、オンラインと併せた診療、課題、あと服薬までについての展開、こういったものをどういう形で考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】オンライン診療につきましては、昨年4月から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、初診からの診療が特例的に容認をされております。

現在の厚生労働省におきまして、この特例措置の恒久化に向けた検討、指針の改定の検討が行われているところでございます。

オンライン診療につきましては、通院、あるいは待ち時間の短縮等による患者さんの利便性の向上や通院困難となった方の診察の継続、今、委員からのお話があったように、離島・へき地での専門性の高い受診機会の提供というような様々な地域医療の充実につながることを期待をされております。

ただ一方で、対面診療と比べますと、安全性や信頼性が担保できるのかというような懸念もございまして、また、全国的にもオンライン診療、普及には至っていないというのが現状だと思います。

本県におきましては、離島を含めて県下を網羅しております医療ICTネットワーク、あじさいネットがございまして、このあじさいネットで昨年度からオンライン診療が可能な環境を整備しております。

現在、あじさいネットにつきましては、基幹病院と診療所の医師と医師の間の診断の支援に主に活用されておりますので、このあじさいネットを使って医師と患者の間で医療支援、あるいは在宅医療、訪問診療などを補完するような活用ができないかということで、今、県の医

師会、あじさいネットの運用主体でございますが、県の医師会様の方とも協議を進めているところでございます。

委員から情報提供がございました五島市の案件、内容につきましても、確認をさせていただいて、来年度から、オンライン診療につきましては、関係者による検討の場を設置をしたいと思っておりますので、そういう検討の場で、どういう活用ができるか、検討してまいりたいと思っております。

【齊宮薬務行政室長】薬務行政室からはオンライン服薬指導について説明させていただきます。

県内のオンライン服薬指導に関する取組は、委員よりご説明がありました五島市での実証事業など、主に二次離島などの薬局がない地域での活用や、コロナ禍での感染防止対策を中心としたものであります。

このオンライン服薬は、医療資源の乏しい地域において医療の充実につながるということが期待される一方で、服薬指導を行うためには、オンライン診療が前提となっていることや、通信機器の整備が必要となるなど、全国的にも普及に至っていないのが現状であります。

しかし、その後、国の規制改革推進会議において議論が続けられておまして、今後の方向性としましては、オンライン診療または訪問診療に関わらず、通常の対面診療を実施した場合においても、薬剤師の判断により初回からオンラインで実施可能とする方針が示され、現在、国において省令改正の作業が進められております。

しかし、この動きについてですけれども、大手を振って推進してしまうと、利便性だけを追求してしまうような流れが生じてまいります。例えば、二次離島の患者さんであれば、離島本

島の薬局が対応するのが基本的な流れでありましてけれども、本土の薬局とか、もっと言えば県外の薬局が入ってくるという流れができる中で、地元の薬局よりも緩い判断でオンライン服薬が行われる状況をつくってしまうことも想定されます。

これは県の医療計画に掲げる地域完結型の医療を推進する上で、患者に近いところで寄り添うかかりつけ薬局の機能が保てなくなるということも想定されます。

オンライン服薬に関しましては、今後も国の動向を注視しながら、また、五島市、長崎大学等の事業成果も踏まえながら情報収集を行いまして、地域医療を構築していく中で、そのメリットを生かし、有用に活用できるような取組を各関係機関、県薬剤師会とともに検討していきたいと考えております。

【麻生委員】オンライン診療について、よくマスコミ等で報道されているんですけれども、診療報酬が安いということと、県外のどこからでも診療ができるのではないかという話があるから、まずは対面診療をした上で、このオンライン診療もその条件の中に入るというのを入れないと、医師会はなかなか認めないという話も上がってきていることを聞いております。

オンライン診療は、今後やっぱり有効な可能性があるなど。昼間は行けない勤務されている方たちが、夜、診断してもらおうとか、待ち時間がなくても済むとか、また、二次離島だったら、医師がわざわざそこまで行けなくても看護師がいればきちとした診療ができる。ぜひ検討していただいて、効果的な医師の活用、離島を含めたところでは医師の確保が難しいということでも苦勞されていると思いますけれども、こういった取組をしっかりと発揮できるようにお願いし

たいなど。片一方では医師の報酬の問題もありますから、しっかり確保できるような取組をお願いしたいなと思いますので、よろしく願います。

次に、ジェネリック医薬品の状況についてお尋ねしたいと思います。

昨年問題で後発医薬品を含めたところでありまして、小林化工の問題に端を發して、今、ジェネリック医薬品の供給が10%ないし15%程度不足するのではないかとと言われて、確保が難しくなってきたという形が上がっております。

そういう中でいろいろな動きがありますけれども、ジェネリック医薬品の薬品に占める割合は、県として何%ぐらいまで上ってきているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【齊宮薬務行政室長】県内のジェネリック医薬品の使用割合ですけれども、国が示しておりました目標よりも高い数値で推移しておりまして、現在、80%を超える使用率となっております。

【麻生委員】ジェネリック医薬品でない薬を飲むと、私も服薬しておりますけれども、高いなど、改めてジェネリック医薬品はこんなに安いのかということを実感しております。

今回、こういう問題が起きて、今の県の薬剤師会、いろいろありますでしょうけれども、県民に対して不安がないのかどうか、ちゃんと確保できるかどうか、そういった指導についての取組は県としてどのようにされているのか、お尋ねしたいと思います。

【齊宮薬務行政室長】委員ご指摘のとおり、小林化工や日医工の不祥事に端を發したジェネリック医薬品の供給不足ですけれども、その後も行政指導を受ける製造業者や自主検査により製造を一時停止する業者が多く発生し、現在も多

くの品目で全国的な供給不足が続いております。

県内における状況も確認しておりますけれども、これは県の薬剤師会が会員に対してアンケート調査を実施していただいております。その結果の中で回答した薬局の98.5%が、「何らかの形で後発医薬品の供給に影響を受けている」という回答をいただいております。

県内の把握は、そのような形でしておりますけれども、今後の取組というところに関しましては、なかなか全国的に数量が足りないという傾向にありまして、県単独で改善策を講じるというのは、なかなか難しいことを県のジェネリック医薬品の使用推進協議会での見解として持っております。これにつきましては、今年9月に開催されました全国薬務主管課長会議において、国に対して、調剤の現場に必要な後発医薬品が届くよう、国が積極的に関与し、安定供給を図るように強く要望しております。

これを受けまして、国は、後発医薬品に対しての実態調査を行っております。実は、その結果が一昨日、通知として届いておりました。内容としましては、現在、出荷停止中の品目と同一成分、同一規格の製品を含めた供給量を不祥事前と不祥事後で比較したところ、その86%の品目については、不祥事前の供給量を上回っているという状況になっております。

実際、供給量が足りてないのは、残りの14%であったという結果が出ております。そのあたりは、結局、過度な出荷調整をかけるところが原因と捉えられております。そういう結果となっております。

ですので、国は、同日付で本結果について、日本製薬団体連合会、これは日本の医薬品の製造メーカーが集まる大きい団体ですけれども、ここにその調査結果の情報提供を行いまして、

出荷調整により不足を起こしている品目については、出荷調整を解除するような要請をしております。また、残り14%の医薬品につきましては、改めて出荷の再開や製造増産の依頼を行っております。

県におきましては、国が示した調査結果や、この解決策を基に情報共有を図りながら、県薬剤師会や卸売業組合、その他関係機関等と連携し、この問題の早期解決を図っていきたいと考えております。

【麻生委員】わかりました。健康を維持する中で服薬は結構ウエイトを占めてますので、ぜひ不安がないように、県の薬剤師会とよく連携を取っていただいて、困り込みといいますか、出し惜しみといいますか、そういったことがないようにきちっと取組を進めてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

【中村(泰)委員】11月末に取りまとめられた長崎県保健・医療提供体制確保計画についてお尋ねいたします。

関係議案説明資料の3ページに保健所の体制の整備については、県内の保健所ごとに感染拡大の段階に応じて必要な人員を把握しと、そこで保健所業務の重点化、効率化、そして外部の業務委託というようなことで書いていただいております。

私も前の議会の一般質問で、今、第5波から第6波に向かう中で、今こそ保健所の体制強化をお願いしたところで、特に外部の委託を具体的に申し入れさせていただきました。今回、このように外部の業務委託と書いていただいておりますけれども、具体的にどのような取組をされていくのか、ご答弁をお願いいたします。

【伊藤医療政策課長】保健所業務の外部委託に

つきましては、根幹的な保健所が行う業務については、できるだけ保健所で対応するという体制をとっていきたいと思いますが、例えば患者を搬送する際に、タクシー業者であったり、バス業者であったりということに委託をするというような内容、あるいは健康観察業務、基本は保健所の方で行うことにしておりますが、一部、感染拡大時にこの健康観察業務を保健師等の体制が整っている民間の業者に委託するというようなことは、今、検討しているところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。保健所の業務過多というのは、これまで非常に問題になっておりまして、具体的に事例を挙げただいたんですけれど、そこはもう決まったということによろしいのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】今、保健所で各関連する業者と話をしているところでございます。具体的に契約をしているとか、そういうことではございませんが、感染拡大時にはそういう対応をするという方向で調整をしているということでお聞きしております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。特に、健康観察をこういったところで、保健所の方ではない方がされる、そこでまた雇用も生まれるということで、ぜひともここは進めていただきたいと思います。

もう一つ関連いたしまして、長崎県保健・医療提供体制確保計画で、国からは当初、感染者数が第5波の2割増で見るといふことであつたと。しかしながら、我が県は第5波の新規感染者数が九州で少なかったといふことで、1.5倍と安全策で対応するといふことで理解をしておりますけれども、他県は1.5倍ではなく2割増で見ているのか。九州各県でわかる範囲で

結構ですので、その状況をお知らせいただけないでしょうか。

【伊藤医療政策課長】国から都道府県に求められておりますのは、先ほどの2割増というものは感染者数ではございませんで、第5波の入院患者数、これが次の第6波では第5波の実績の2割増を想定するようということでございます。感染者につきましては、第5波と同程度の感染者が発生することを前提に体制を検討しております。

本県の場合は、感染者数につきましては、県民の皆様、事業者の方々のご協力がございまして、第5波での新規感染者数をかなり低く抑えることができましたので、近隣の九州の各県の状況を踏まえまして、今回、熊本、宮崎、鹿児島の新規感染者数の人口当たりの平均値を参考に、本県の場合は新規感染者数を1.5倍ということで設定しております。

入院患者数につきましては、第5波で確保しておりました病床で対応できる、もし1.5倍の新規感染者数が発生した場合で想定される入院患者数につきましても対応できる病床を確保しておりましたので、確保病床につきましては、その際の549床から、特に感染者数が多くなるであろう長崎医療圏と佐世保県北医療圏で少し拡充するということで561床を確保したところでございます。

九州各県におかれましては、ほかの第5波での新規感染者数の状況、入院患者数については、確保している病床で対応が難しいところもございましたので、その2割増を前提に検討しているものと考えております。

【中村(泰)委員】ご答弁ありがとうございます。理解したところで。

別の質問になるんですけど、先ほど、麻生委

員の質問で、オンライン診療について質問がございました。そちらの関連でありますけれども、あじさいネットを活用するということでおっしゃっていただきました。

私も、前の一般質問の時にあじさいネットの活用を申し入れたんですけれども、なかなか、利用者も限られて、利用している地域も限定されているので、県全体でやっていくには、なかなかすぐわないではないかみたいな議論をさせていただいたことがありました。ただ、今、インターネットを活用するということでおっしゃっていただいたんですけど、その後、何か変化があったのか、そのあたりについてわかる範囲でご回答いただけないでしょうか。

【伊藤医療政策課長】オンライン診療につきましては、いろんなオンライン診療ができるシステムがございます。どのシステムを活用して県下のオンライン診療を活用していくかということと考えた際に、できるだけ近くの地域医療の中でオンライン診療も活用しながら診療できる体制をつくっていくということを考えますと、このあじさいネットのネットワーク、これは長崎県内のネットワークでございますので、このあじさいネットを活用する形でのオンライン診療の普及、活用を今後も検討してまいりたいと考えております。

【中村(泰)委員】承知いたしました。多分、私が伺った時から考え方も変わって、どなたかが、あじさいネットを進めるべきだということをおっしゃっていただいたのかなと思われましたので。ここは本当にすばらしいデータベースで、なぜこれが今まで県下で生かされてなかったのかなということすごく感じたので、今、やっていくということすごく安心いたしました。ぜひとも進めていただきたいと思います。

【浦川委員長】 ほかにありませんか。

【麻生委員】 あと1点お尋ねしたいと思います。

一つは、コロナ禍の中で婚姻関係について、結婚ですね、低下しているのではないかと。それに合わせて出生率も落ちてきているんだろうと思いますけれども、県内でどのように把握されているのか、今後の影響がどういう形であるかということについて当局のお考えをお尋ねしたいと思います。

【徳永こども未来課長】 コロナ禍におきます婚姻ですとか、出生の動向につきましては、厚労省が発表しております人口動態統計などで把握しているところでございます。

ちなみに、先に結論から申しますと、まず、令和2年の婚姻数でございますけれども、全国が12.3%減しているのに対しまして、本県では10.5%減の4,900件となっております。出生の方は、全国が2.8%減に対して4.2%減の9,182人となっております。

これにつきまして10.5%という数字がどういう捉え方かというのは、いろいろ意見があると思いますが、実は少しご説明が必要な部分がございます。まず、婚姻数につきましては、本県の人口が少し減少しているというところもございまして、近年ずっとマイナストレンドと申しますか、数%ずつ減少するような形になっております。当然、私たちとしては、マイナスになっているということを肯定することはできませんし、そのマイナストレンドを変えないといけないということで施策を打っておりますが、現実には、そのように年間数%減少しているところがございます。

直近の状況でご説明が要りませんが、確かに、令和2年は10.5%の減だったんですけれども、例えば、平成30年は7.5%減っております。実は、

令和2年の前年の令和元年が令和婚と申しまして、令和の元号に合わせて結婚される方が非常に多くなるというトレンドが一つございます。その影響もございまして、実は、令和元年は1.4%増加していたという逆のトレンドになっているという状況がございます。

そういった中で、実は、コロナの前から、令和2年は相当大きく減るのではないかなと思っておった中で、当然、コロナの影響はあるんだろうとは思いますが、10.5%減ということ、私たちが想定していた減り方というものよりは少なかったのかなと感じているところでございます。

令和3年の婚姻数につきましては、毎月の速報値が出ておまして、これは正確な数字ではないんですけれども、それで見る限りは、令和2年と令和3年のトレンドは同じでございまして、ほぼ横ばいというか、増減がないような数字になっているところでございます。

あと、これに関しまして出生数にどう影響してくるのかということにつきましては、初婚の方につきましては、お子様をもうけられる場合、1年から2年で出生数に影響が出てくるところがあります。

ですので、そういったところを少し中長期的に見ながら対策を打っていく必要があるのかなと考えております。

【麻生委員】 ありがとうございます。数字をずっと並べていただいて、よくわかりました。

改めて、コロナ禍でも県は婚活事業に取り組まれておりますので、めぐりあい事業を含めて婚活をやっていただきながら、婚姻が増えるような状況で、子どもを出生される適正年齢の方がどのくらいおられるかということは、また別の話だけれども、そういった形で長崎で家庭を

持ってもらう方たちが増えるように取組を後押ししてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、まだ国の方の動きだと思っておりませうけれども、放課後等デイサービスについての動きが、この前ありました。一部、放課後等デイサービスについては、対象の障害を持った子どもたちが増えてきているということは、2000年と2020年を比べると1,000人ほど増えているという話を以前聞いたことがあります。

今後の放課後等デイサービスについての対策だとか対応の方向性について、県内の事業者さんの状況もあろうかと思えます。これについて対応がどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

【吉田障害福祉課長】今、委員からご質問がございました国の見直しの動きについてでございますが、改正障害者総合支援法が平成30年に施行されまして、施行後3年をめぐり、これまでの施行状況を踏まえたところで所要の対策を行うということで、今回、国の方でいろいろご議論がされているところでございます。

その中で、障害児通所支援事業所についても見直しの対象として議論が行われていると理解しているところでございます。障害児通所支援、未就学児を支援する場所、あと、就学児を対象とする放課後等デイサービスがでございます。

その中で、今回、特に見直しの対象として考えられていることは、発達を支援していくという大きな目的がある中で、そういう目的を果たされている事業所がほとんどかと思えますけれども、今回議論になっていますのが、単に見守るだけであったり、テレビを見せるだけという、要は質が低い、悪質な業者が多々見られるということで、今回の見直しの背景の一つとして聞

いているところでございます。

県内の状況でございますが、県が所管しております中核市の長崎市、佐世保市以外の部分につきましては、そのような見守るだけであったり、テレビを見せるだけというところの事業所というのは、現段階では把握できておりませんが、中核市の方では一部、見守るだけとか、テレビを見せるだけではないんですけど、学習支援、塾的な機能のみであったり、ピアノだけということで対応されているところもあると聞きしている状況でございます。

【麻生委員】今後、方向性が定まらない状況ですから、改めてお願いしたいのは、現場の状況、保護者の方たちは、障害を持っている子どもたちの同居などで、なかなか働きに行けないということもあって、放課後等デイサービスを活用される方も結構おられるのではないかと考えています。

ですので、ぜひ両方の立場から見ていただいて、現場がどうなっているのか、そして課題が何なのか。事業所についても適正な対応をしないと、今、長崎県内でも児童デイをやっているところの事業者が結構増えてきているという状況があらうかと思えますので、ぜひそういった意味での指導、また、現場の課題をしっかりとつかんでいただいて、国に対する要望だとか、現場の声を上げていただきたいと思いますので、このことについては取組をしっかりとお願いしたいということで要望しておきたいと思えます。よろしくお願いします。

【浦川委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ほかに質問がないようですので、議案外所管事項に対する質問を終了いたします。

次に、自由民主党・県民会議会派及び自由民

主党会派より、「保育人材の確保及び処遇改善等を求める意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（文案配付）

【浦川委員長】 それでは、千住委員から意見書（案）提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【千住委員】 今回、「保育人材の確保及び処遇改善等を求める意見書（案）」を両会派合同で提出させていただきます。

要点だけお話をさせていただきます。

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しております。国の未来を担う子どもたちを心身ともに健全に育ていくためには、人格形成の基礎となる乳幼児期の教育・保育を担う人材の確保は、喫緊の課題であります。

現在も保育の現場では、国が定めた配置基準以上に保育士を配置せざるを得ない状況が解消されていないため、保育士一人当たりの支給額が低く抑えられており、保育士等の給与改善が進まない一因となっております。

また、保育所においては、年度途中に入所する児童が多く、児童数に応じて支給される給付費に時期による増減が発生し、保育士の継続雇用が難しくなる実態もあります。

よって、国におかれては、保育人材の確保及び処遇改善のため、下記の項目の早急な実施を要望します。

1. 保育所・幼稚園・認定こども園において、子どもの安全確保、職員の勤務実態・継続雇用の観点から、基準以上に職員を配置せざるを得ない保育現場の実情や、人口減少地域の小規模な施設の実情を踏まえ、職員配置基準や公定価格の見直しを行うこと。

2. 保育士等を志す若者の希望を叶えるため、現在行われている修学資金の貸付事業等について、さらなる貸付枠の拡大や事業期間を延長し、十分な予算の確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、下記のとおりでございます。

【浦川委員長】 ただいま、千住委員から説明がありました「保育人材の確保及び処遇改善等を求める意見書（案）」について、ご質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご質問がないようですので、意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「保育人材の確保及び処遇改善等を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、自由民主党・県民会議会派及び自由民主党会派より、「出産育児一時金の増額を求める意見書（案）」の提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

（文案配付）

【浦川委員長】 それでは、千住委員から意見書（案）提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【千住委員】「出産育児一時金の増額を求める意見書（案）」の提出をいたします。

先ほどと同じく自由民主党・県民会議並びに自由民主党の両会派での合同提出となっております。

それでは、かいつまんで説明させていただきます。

我が国の少子化の進行は、深刻さを増しております。厚生労働省が発表した2020年の出生数は84万835人となり、過去最少となっております。

出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では、現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況となっております。

国は、2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引き下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしております。

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、大幅な増額を行い、生育基本法の理念に基づき、子どもの成長に応じたきめ細かい支援こそが有効的な少子化対策と考えるところであります。

今年の出生数は80万人を割り込む可能性も指摘されており、コロナ禍での情勢を国難と考えば非常時の思い切った対応が望まれます。

よって、国に対し、出産一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先は、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

【浦川委員長】ただいま、千住委員から説明がありました「出生育児一時金の増額を求める意見書（案）」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご質問がないようですので、意見書（案）の提出について、採決を行います。

本提案のとおり、意見書（案）を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「出生育児一時金の増額を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、体裁の修正等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で意見書（案）の審査を終了いたします。

次に、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午前11時 8分 休憩

午前11時 8分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、こども政策局を含む福祉保健部関係の審査を終了します。

この後、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩します。

午前11時 9分 休憩

午前11時 9分 再開

【浦川委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【浦川委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員改選前の定例会における委員会は、本日が最後となりますので、閉会に当たり理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

【浦川委員長】 委員会を再開いたします。

令和3年長崎県議会の定例会における最後の委員会でありますので、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本年2月定例会で委員長として選任され、各定例会、決算審査、現地調査を務めさせていただきました。この間、中島(浩)副委員長をはじめ、各委員の皆様方には、ご助言、ご協力を賜り、また、理事者の皆様には誠意あるご対応をいただき、委員長としての責務を果たすことができましたことを心から厚くお礼申し上げます。

さて、この1年間を振り返ってみますと、前年から引き続き新型コロナウイルス感染症対策に取り組んだ1年でありました。

福祉・保健・医療分野としましては、通常業務に加え、限りある医療資源を効果的・効率的に運用するため、入院病床の確保、後方支援医療機関の拡充、転院・広域調整の実施体制や、宿泊施設等での療養体制の強化、県コロナワクチン接種センター設置による市町取組の補完な

ど、各種政策・事業に尽力をいただいております。

教育分野におきましても、県立大学では、県派遣キャリアコーディネーターの活用や、Webを活用した積極的な県内企業情報の提供など、県内就職の促進をはじめとする各種政策・事業に取り組んでいただいております。

また、県立高校では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業の採用状況を注視しながら、関係機関と連携し、県内企業に対して採用枠の拡大や処遇改善、早期の求人票提出を要請するなど、就職支援をより充実できるよう力を注いでいただいております。

子育て分野では、不要不急の外出自粛などで子どもの状況が把握しにくく、虐待リスクの高まりが懸念されることから、支援が必要な子どもたちを早期に発見し、適切な支援につなぐ子どもの見守り強化事業の実施や、事業に必要な民間団体の掘り起こしなど、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境整備に努めていただいているところです。

各部局におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力をいただいております。第5波は収まっているところですが、依然として第6波の襲来も懸念されるところです。

今後も、県民の安全・安心のため、引き続き、感染症の予防・拡大防止対策を講じつつも、社会活動の回復・拡大に向けた対策も実施していただき、県内市町及び関係団体等とも連携しながら、支援が必要な分野への対応や課題解決に力を注いでいただくようお願いしたいと思います。

最後になりますが、県政の今後ますますのご発展並びに委員の皆様及び理事者の皆様方の一層のご健勝とご活躍を祈念しまして、挨拶とさ

せていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表しまして教育長からご挨拶を受けることといたします。

【平田教育長】理事者を代表いたしまして、閉会に当たってのご挨拶を一言申し上げます。

浦川委員長、中島(浩)副委員長をはじめ、文教厚生委員の皆様方におかれましては、委員ご就任以降、文教厚生全般にわたりまして終始ご熱心にご審議をいただき、貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして、心よりお礼を申し上げます。

総務部関係では、県立大学や私立高校の卒業生に係る県内就職促進、新型コロナウイルスに関する支援策などについて熱心にご議論いただきました。

令和5年度供用開始予定の情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）の整備をはじめとする県立大学の教育研究の充実や私立学校の振興に向け、教育環境の改善を図ってまいります。

次に、福祉保健部関係では、新型コロナウイルス感染症対策に関する医療体制、ワクチン接種体制の確保・推進、コロナ禍における生活困窮者の支援、長崎県・市町被災者生活再建支援制度の創設といった福祉保健行政の各種施策につきまして熱心にご議論いただきました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むとともに、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、ともに支え合い、誰もが安心して健やかで生きがいのある生活を送ることができる地域をつくるため、県民一人ひとりを支える医療・介護・福祉施策の充実を図ってまいります。

また、こども政策局関係では、保育所等にお

ける新型コロナウイルス感染症対策や、結婚支援をはじめとする少子化対策、児童虐待や貧困対策などの子どもを取り巻く諸課題などについて熱心にご議論いただきました。

今後も、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが生まれてきてよかったと感じる社会の実現に県民総ぐるみで取り組むため、結婚、妊娠・出産から子育てまでの一貫した切れ目ない支援に努めてまいります。

最後に、教育委員会関係では、ICTを活用した教育の推進や、ふるさと教育、キャリア教育の充実、いじめ不登校対策など、教育行政に係る施策につきまして終始熱心にご議論いただきました。

今後も、「第三期長崎県教育振興基本計画」に掲げる「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」を目指し、教育県長崎の確立に向け、引き続き努めてまいります。

委員の皆様方よりいただきました貴重なご意見、ご提言を踏まえながら、今後とも、本県教育、子育て、福祉保健の発展のため、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様がご健勝にて本県の発展のために今後なお一層ご活躍されますことを祈念いたしまして、簡単でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

【浦川委員長】どうもありがとうございました。

これをもちまして、文教厚生委員会及び予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時18分 閉会

1 2 月 2 1 日

(追加上程議案審查)

1、開催年月日時刻及び場所

令和3年12月21日

自 午前10時 6分
至 午前10時51分
於 委員会室 2

2、出席委員の氏名

分科会長	浦川 基継 君
副会長	中島 浩介 君
委員	中山 功 君
”	徳永 達也 君
”	堀江ひとみ 君
”	山田 朋子 君
”	ごうまなみ 君
”	宅島 寿一 君
”	麻生 隆 君
”	山下 博史 君
”	中村 泰輔 君
”	千住 良治 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

福祉保健部長	寺原 朋裕 君
福祉保健部次長	中村 浩二 君
福祉保健課長	中尾美恵子 君
福祉保健課企画監 (地域福祉・計画担当)	猿渡 圭子 君
医療政策課長(参事監)	伊藤 幸繁 君

6、審査事件の件名

○文教厚生分科会

第144号議案

令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

.....
午前10時 6分 開会
.....

【浦川分科会長】 おはようございます。

ただいまから、予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を文教厚生分科会において審査することとなり、本分科会として審査いたします議案は、第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち関係部分であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は、新型コロナウイルス感染症に対する国の経済支援に伴うものであり、本日午後の予算決算委員会及び本会議において審議する必要があることから、午前中の審査としますので、ご協力をお願いいたします。

【浦川分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、福祉保健部長より、予算議案の説明を求めます。

【寺原福祉保健部長】 本日、追加提案いたしま

した第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」についてご説明いたします。

予算決算委員会文教厚生分科会関係議案説明資料 第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」の福祉保健部をお開きください。

今回の補正予算は、国において決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

1ページの中ほどをご覧ください。

歳入予算は、福祉保健部合計で15億1,258万5,000円の増、歳出予算は、福祉保健部合計で32億2,669万円の増となります。

なお、各科目につきましては、記載のとおりであります。

補正予算の内容についてご説明いたします。

（生活福祉資金貸付金について）

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、休業等により生活に困窮されている方に対する緊急小口資金等の特例貸付等に要する経費として、15億1,258万5,000円の増を計上いたしております。

2ページをお開きください。

（PCR等検査無料化事業について）

ワクチン・検査パッケージ等の利用のために必要な検査のうち健康上の理由等によりワクチン接種ができない方の検査の無料化及び感染拡大傾向時に知事の要請に応じて住民が受検する検査の無料化に要する経費として、17億1,410万5,000円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、福祉保健部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】次に、医療政策課長より補足説明をお願いします。

【伊藤医療政策課長】第144号議案「令和3年度長崎県一般会計補正予算（第17号）」のうち医療政策課分について、お配りしております補足説明資料に基づいてご説明をいたします。

今回の補正予算は、感染対策と日常生活の回復の両立に向けて創設をされますワクチン・検査パッケージ制度の活用、また、感染拡大時に県の判断により感染の不安がある無症状者を対象としたPCR等検査を行うため、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠を活用し、検査の無料化に必要な予算を計上させていただいております。

まず、1のワクチン・検査パッケージ等定着促進事業であります。本事業は、健康上の理由などによりワクチン接種を受けられない無症状の方を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料とする事業でございます。

本事業は、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない方が、社会経済活動を行うに当たって検査を簡易に受けられるような環境を整え、その定着を促すために実施される事業であり、事業期間は令和4年3月末までとなっております。

検査の対象者は、2)に記載のとおり、基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由により、ワクチン接種を受けられない者、または6歳から12歳未満の子どもとなっております。

なお、6歳未満の未就学児については、同居する親などの看護者が同伴する場合には、行動制限を緩和するうえで検査は不要とされており

ます。

予算といたしましては、8億7,805万8,000円を計上しており、財源は全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠による国庫負担となっております。

具体的な検査の実施場所については調整中でございますが、薬局での検査分として2億8,875万円、民間検査機関での検査分として8,280万円、県が設置を検討しております検査の専用ブース分として5億650万8,000円を計上しております。

裏面をご覧ください。

2の感染拡大傾向時の一般検査事業であります。この事業は、感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、感染不安を感じる無症状の住民に対し、特措法に基づく検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業でございます。この事業は、感染拡大防止のために必要な対策として実施される事業であり、令和4年度も継続して実施する予定でございます。

なお、感染拡大の傾向時とは、国が設定した新たな感染レベルのうち、「レベル2」相当以上の感染状況が想定されており、実施に際しては新型インフルエンザ等対策特別措置法の担当大臣と協議のうえ、期間や地域を限定して実施することとなります。

予算としましては、5億2,905万2,000円を計上しており、このうち10分の8は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠による国庫負担、10分の2は県負担となっておりますが、県負担分についても臨時交付金の通常枠を充当し、実質全額国庫負担で実施することとしております。

本事業につきましても、検査の実施場所につきましては調整中でございますが、薬局での検

査分として1億9,250万円、民間検査機関での検査分として5,520万円、県が設置を検討しております検査の専用ブース分として2億8,135万2,000円を計上しております。

3の検査体制整備支援等事業ほかでございます。検査体制整備支援事業とは、ただいまご説明いたしました「ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」の開始に必要な専用ブース等を設置する際の初期費用など、両事業を実施するために必要な経費を検査の実施事業者へ補助する事業でございます。

実施期間につきましては、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業にかかる経費は令和4年3月末まで、感染拡大傾向時の一般検査事業にかかる経費は令和4年度も補助を継続する予定であります。

予算といたしましては、今年度の本事業分として3億542万1,000円を計上しており、県の事務費である157万4,000円を加え、合計で3億699万5,000円を計上しております。財源は、いずれも国の臨時交付金の検査促進枠であり、全額国庫負担となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【浦川分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田委員】ワクチン・検査パッケージ制度関連経費の中でお尋ねしたいと思います。

今回、検査体制を整備いただくことは非常に感謝をしたいと思います。薬局50か所程度、民間検査機関4機関、検査専用ブース、県内8か所程度とありますが、それぞれ21市町、

検査体制がエリアカバーをできているのかどうか、そのあたりの状況を教えていただきたいと思ひます。

【伊藤医療政策課長】検査を実施いたします検査拠点につきましては、現在、まだ調整中ですが、基本的に全ての医療圏、離島4医療圏を含めまして各医療圏に検査拠点を設置したいと思っております。

【山田委員】検査機関に関してはそういうことで理解をするんですけども、薬局とかほかのところも含めて、住んでいるところで差が出ないように十分に検査が受けられる体制をつくらせていただくと理解をしたいと思います。

それでは、健康上の理由等によりワクチンが接種できない者に対しての無料化ということですが、このワクチンに関しては非ワクチン派と言われる方々がいらっしゃるかと思ひます。そういった方々もちょっと不安だなと思ひて受けられるのか、そもそもここに書いてあるように健康上の理由だけであれば、何か証明書とか、申請の方法をどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

【伊藤医療政策課長】今回、ワクチン・検査パッケージ促進事業による検査につきましては、あくまでも健康上の理由による方ということですが、その検査を受けるに当たっては、その申請書の中にどういう理由で検査をするかということで、自己申告になりますが、その理由を記載していただくことになっておりますので、それを確認のうえ検査をすることになります。

【山田委員】わかりました。

もう一点、感染拡大の傾向が見られる時、具体的に「レベル2」ということですが、この時に受けられる方、例えばワクチンを2回

接種した人なのか、先ほどと同じ考え方ならワクチンを打たないという選択をされている方は対象にならないのか、その辺をもう少し教えていただければと思ひます。

【伊藤医療政策課長】感染拡大傾向時に行います感染不安をお持ちになられた方の一般検査事業ですが、この検査対象につきましてはワクチン接種をされた方を含めまして、全ての方が対象になります。

ただ、知事が要請する場合に、その感染拡大の傾向が見られる地域、あるいは対象者を限定することも想定をしております。

【山田委員】県に感染拡大の傾向が見られて、「レベル2」の状態にある時、知事が地域を限定したり、特定の対象者を限定したりということ、ワクチンを打ってなくても、打っていても受けられると、全ての県民が対象となれば受けられるということ、理解いたしました。

そこで、地域を指定するということですが、例えば佐世保で感染拡大した時に、隣接する佐々町、松浦市や平戸市は、結局通学や通勤やらで一緒になるケースがあるところは、どのような整理をするのか。また、隣県と接している松浦市や波佐見町等もあるかと思ひますが、佐賀県の地域で爆発的に感染が広がっている時とか、どういう整理の仕方を考えているのかを教えていただきたいと思ひます。

【中村福祉保健部次長】感染拡大時の感染対策全般につきましてはのご質問と思ひますので、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を担当しております私の方からお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、感染の状況というのはいろいろあると思ひますので、その感染状況に応じてどのように検査を要請するかというの

は、その都度判断することになると考えております。

【山田委員】その都度判断いただくということですが、できましたら隣接地域、経済圏が一緒のところは広く検査していただいて、より県民の皆さんに安心な環境を提供いただきたいと思います。

最後に、今回のこの無料検査で何人分を想定しているのかを教えてください。

【伊藤医療政策課長】今、想定しております件数につきましては、1月から3月分までということと想定しておりますが、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業の方の検査で約9万件、感染拡大傾向時の一般検査事業といたしまして約6万件、合計15万件を想定しております。

【浦川分科会長】ほかにありませんか。

【千住委員】ワクチン・検査パッケージの件ですが、今、山田委員の質疑で大体わかったんですが、期間が短いということであれなんですけれども、今後どんな広報を考えていくのかをお聞きしたいと思います。

【中村福祉保健部次長】ワクチン・検査パッケージ制度の広報についてということですが、ワクチン・検査パッケージについては、主な適用範囲として3つございます。一つは飲食、もう一つはイベント、そしてもう一つは県外の移動を伴いますけれども、観光ということになります。

飲食につきましては、認証店が中心になりますので、これは県民生活環境部に担当課がございますので、そちらの方で広報をするようになっております。

イベントにつきましては、我々、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から各イベントの担当をすることとなります。市内の各部局に通

知しまして、そちらの方で周知をするということで行っております。

観光につきましては、文化観光国際部で観光キャンペーンをやっておりますが、それに伴ってワクチン・検査パッケージを導入することとなりますので、キャンペーンと併せて周知を図っております。

全体の周知につきましては、我々コロナ対策本部でホームページを作りまして周知をするようにして、そこに3つの適用範囲につきましても概略を記載して周知をするようにしております。

【千住委員】今、パッケージで県民割を含めて隣接県も始まりますので、まずこの検査を受けられるというのも早くお知らせをいただきたいと思います。

もう一つ、生活福祉資金貸付金についてですが、今回も延長という形になっているんですけども、ここに書いてあるように新型コロナの影響に伴いということ、最初は仕事が減ったとか、収入が減ったとかというのがあると思うんですけども、これだけ長引くと、仕事もなかなか増えてこない中で、もともと収入が少ない方が働き口がないということで大変困っておられる方がたくさんおられるんですけども、そのあたりはこの影響というところに今後入ってこないのかと。これだけ長引いてくると、当初とはやっぱり状況が違うと思うんですね。そのあたりをお聞きしたいんですが。

【猿渡福祉保健課企画監】生活福祉資金につきましては、原則として低所得世帯を対象とする貸付け事業でございます。昨年3月からコロナの影響で収入が減少した世帯を特例として対象を拡大したものでございます。

特例貸付けにつきましては、コロナの影響で

休業、休職により収入が減少した世帯が対象で、コロナの前と後で原則収入の減少があったから対象としておりますので、コロナの前から例えば無職、休職中であったとか、職探しをされていたとかという状況で収入の変化がない場合については、今回の特例貸付けの対象にはならないということになります。

【千住委員】収入の減少が一つの目安ということなんですけれども、実際本当に困っている方もたくさんおられるので、ぜひそのあたりも検討を今後お願いしたいと思います。

以上です。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【堀江委員】私もワクチン・検査パッケージ等定着促進事業について質問いたします。

今現在、6歳から12歳未満の子どもが、親と一緒に病院に入院している祖父母のお見舞いに行くといった場合に、病院側がワクチン接種を受けていない6歳から12歳未満の子どもはお見舞いお断りということとか、あるいは特別養護老人ホームに親と一緒に祖父母の面会に行くといった時に、ワクチン接種を受けていないということで面会ができないという事例があるんですけれども、こういう場合に、今現在の私の認識が間違っていたらお許しいただきたいんですけれども、PCR検査を受けようと思ったらドクターの判断が要するというのが一つのことだと思っておりますが、新たにPCR検査の無料化を行うワクチン・検査パッケージ等定着促進事業は、そういった部分も対応できるのかということをお教えいただけますか。

【伊藤医療政策課長】このワクチン・検査パッケージ等定着促進事業の対象につきましては、ワクチン・検査パッケージという国の制度を活用する場合だけではなく、様々な民間事業者が

入店に際しているようなサービスを行う、医療機関が面会時にそういう検査を求めるという場合についても、このワクチン・検査パッケージ等定着促進事業による検査の対象になるものと考えております。

【堀江委員】今の私の質問については相談も受けたりして、どうしたらいいのかということがあるということで、そう思った矢先に今回の補正でこうした事業が進められるということでは、県民にとっても社会生活活動をさらに広げる意味でも必要な制度だと思っておりますので、先ほどから出ておりますけれども、周知の方を大いに徹底していただきたいと思っております。

以上です。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【中村(泰)委員】ワクチン・検査パッケージについてお尋ねいたします。

接種希望者が、ワクチンは正しいというか、本当に検査を受けていただくべきなのかという判断が非常に難しいと思うんですけれども、例えばワクチン接種を受けた方が心配解消のために検査を受けるというようなことも可能性としてはあるわけでありまして、そういったことで判断をまず誰がやるのかといったところを改めてお尋ねします。

【伊藤医療政策課長】この判断につきましては、その検査事業者ということで薬局、民間検査機関に、ご登録いただくわけですが、そこで判断をすることになります。あくまでも、検査をする際に申請書を出していただきますので、その内容について確認できる範囲で確認をさせていただくということになるかと思っております。

【中村(泰)委員】わかりました。なかなか申請する方の善意といったところに当然頼らなければならないということがあると思うんです。非

常に難しいところではありますけれども、よろしく申し上げます。

この検査ですけれども、検査の種類はどういうものでしょうか。抗原検査なのか、PCR検査なのか、そういったことは全て決まっているのでしょうか。

【伊藤医療政策課長】検査の種類につきましては、PCR検査と書いてございますが、PCR検査の中には長崎県で今普及しておりますLAM法法の検査、あるいは抗原定量検査、いろんな検査機器で検査をする検査、あるいは抗原検査簡易キットによる検査もどちらも可能となっております。

【中村(泰)委員】そちらについて、薬局の方はそれを選べるものなのか、それとも行政の方が指定をするものか、どちらでしょうか。

【伊藤医療政策課長】このPCR検査等、抗原定量検査を含めたPCR検査等と抗原検査簡易キットにつきましては、使用いたします検体が異なります。PCR検査につきましては鼻腔ぬぐい液と唾液、それから抗原検査簡易キットにつきましては鼻腔ぬぐい液だけになります。薬局によっては、実際に検体を採取するスペースが確保できるのかどうかということもございますので、この検査事業者ごとに両方対応するのか、どちらかしか対応しないのかということでご希望をお伺いして指定をしていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】先ほどエリアについての質問がありましたけれども、当然薬局のスペースとか、そこにおられる方、またその方が取り組む意思があるのかとか、どの検査をしたいのかとか、多分いろんなことを合わせていかないと、これはすごく難しいなと感じているんですけれども、薬局の皆様がそれを判断できる状況にあ

るのかということと、この事業の薬局側のメリットがどれほどあるのか、また、それが伝わっているのかお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今回、この無料検査の検査実施者ということで主に期待をされておりますのが薬局でございます。県の薬剤師会、あるいは薬局等を対象にした説明会につきましても開催をしているところでございます。

さらに、この無料化につきましてご協力をいただける薬局については、いずれかの民間検査機関と連携して検査をする形になりますので、その民間検査機関が個別に薬局を訪問いたしまして、どういう形で検体を採取するというようなことにつきましても、説明のうえ対応していただきたいと思います。

【中村(泰)委員】今まさにやっているというところで、ただ、本当にこれは時間がかかるのではないかなと感じるんですが、実際は開始予定時期というのはいつかはっきりしていて、そこに向けて間に合う状況なのかどうか、お尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】今、県の方では、薬局、あるいは民間検査機関、あるいは専用ブースの設置につきまして調整を進めているところでございまして、県内8つの医療圏がございまして、いずれの医療圏でも、いずれかの方法で、年内に開始が各医療圏のどこかでできるという形で体制を整えていきたいと思っております。

【中村(泰)委員】わかりました。今から多分一つずつ増やしていくことになるのかなと受け取りました。

最後にお尋ねしますけれども、薬局が決まっていく中で、県民の皆さんに、どこでそれができるのかを伝えることが非常に大事になってくるとは思います。そのあたりはどの情報媒体で

伝えていくのか、またその情報が更新されていくと思うんですけれども、その辺の考え方についてお尋ねいたします。

【伊藤医療政策課長】 その検査ができる場所、拠点ということでございますが、随時、どうしても情報を更新していく必要がございますので、中心となるのは県のホームページを活用することになると思っております。

情報につきましては、いろんな医療機関、薬局を含めて情報共有を行いまして、薬局につきましてはこの検査拠点ということだけではなく、PCR検査、あるいはいろんな健康相談の窓口にもなっていておりますので、そちらで相談いただければ、どこで検査ができるというようなご案内もできるような体制にしたいと思っております。

【中村(泰)委員】 広報のところはものすごく大事になってくると思いますので、本当にこれを必要とされる方がしっかりと検査ができるようお願いしたいと思います。

もう一つ質問させていただきます。感染拡大傾向時の一般検査事業ということで、こちらが「レベル2」以上の感染状況において検査ができるということで、多くの県民の皆さんがすごく求めておられた事業であると思っております。

そこで、これまで自費検査をされていた方から多くのご要望をいただいてきましたけれども、その自費検査をされる方が具体的にどういった場面で検査をされたかという、特に、仕事や私用で他県に移動した場合、また、近くで感染者が発生して、自分も濃厚接触者ではないけれども、検査を受けた方がいいと自分で判断をした、また、会社の方が受けるように指示をしたとか、そういったことが考えられます。

現状、なかなか明確に対象者を絞り切れてな

いということがありますけれども、こういったこれまで自費検査をやっていた方も対象となり得るものなのか、その辺の検討はいかがでしょうか。

【中村福祉保健部次長】 一般検査事業ということですが、知事の要請が必要になるということで、対策関係ということで私の方からご説明させていただきます。

感染の「レベル2」以上の状況で、県民に対して検査を呼びかけるかどうかというのを判断することになりますので、今のように通常の状態である時に検査を呼びかけるということではございません。したがって、今の状況で自分で検査を受けたいという場合は、これは自費検査ということになります。

【中村(泰)委員】 もちろん「レベル2」となった時に、実際他県に行った方が自分も受けなければならない、いわゆる疫地と言われるところに行って、戻ってきた時に受けなければならないというようなことをイメージしているんですけれども、当然「レベル2」であることを前提にしてご答弁いただきたいんですが。

【中村福祉保健部次長】 「レベル2」以上になった場合に、その県内の感染状況を見まして、例えば地域を限定して、前回の第5波におきましても、長崎で特に多い時や、佐世保で特に多い時というのがございました。そういった地域を限定しての要請ということも考えられますので、その場合に県内全域が対象になるかどうかというのはその時の感染状況で判断したいと考えております。

【中村(泰)委員】 最後にします。

なかなかこちらは判断もすごく難しいし、県民皆さんも自分がなぜ対象とならないのかとか、そういったところですから戸惑いが生まれそう

なことが想像できますので、いろんな場面を想定していただいて対策をとっていただければと思います。

以上です。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【麻生委員】何点かお尋ねしたいと思います。

まず、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業関係についてお尋ねしたいんですけども、現在、県民の接種率、2回打たれている方、12歳以上含めてそうでしょうけれども、現在何名、74%とかこの前言われていましたけれども、その実際の状況と、併せてこういうワクチンを打ってないけれども、アクティブに動かれる方たちを対象とするでしょうけれども、今回は高齢者や基礎疾患をお持ちの方、介護施設に入っている方たちは打ってないでしょうと。今回の9万件をやるようとしている根拠として、大体県民のどのくらいの人たちを対象として今回の予算を組んだのか、その件について実際の状況を教えてください。

【伊藤医療政策課長】対象者につきましては、特にワクチン・検査パッケージは、健康上の理由によりワクチン接種を受けられなかった方ということと、6歳以上12歳未満ということでございますので、この対象者につきましては、まず健康上の理由でワクチン接種を受けていらっしゃらない方が約3万6,000人いるということで想定しております。これは県内の接種率が約8割に近づいておりますので、12歳未満を除く県の人口に接種率、まだ打っておられない方の20%を掛けまして、さらにその打っていらっしゃらない方のうち健康上の理由で打っておられない方、これは国のコロナ対策本部の方でその割合を27%ということを出しておりますので、これで計算をいたしまして約3万6,000人とい

うことで想定しております。

さらに、6歳以上12歳未満の方が約6万8,000人いらっしゃいますので、合わせてワクチン・検査パッケージの対象者といたしましては約10万4,000人を想定しております。

【麻生委員】現状、今回は行動制限を緩和する状況ですから、イベントだとか、いろんな形で飲食にも行かれるというような形での健康だと思えますけれども、問題は、要はイベントだとか、飲食店の方たちに2回接種して、旅行もそうでしょうけれども、厚労省が出した電子証明書ですか、ああいったものとの併用だと思うんですけども、そこに対してしっかりと、こういう事業があるんですよ。イベントと一緒にあって、3月までしかないのに本当にやっていけるのかなと。

今回、この状況で、今言われた10万4,000人、この人たちの中の何割がこういう活動を使ってやるのかというのがまず1点。憶測されているのかということと、あとイベントだとか、認証店があるんですよと言われているけれども、その人たちに対して、こういうのがあってちゃんと活用できるんですよということを理解してもらって運用してもらえるかどうか。逆にワクチンを打ってなかったらもう排除するというか、そういう傾向があることを危惧して今回の事業が成り立ってきたんでしょうけれども、そこを運営する側がちゃんとやっていかないと、要は、制度はつくりましたと、だけど、運用が本当にやっていけるのかということを危惧するわけですよ。それもこの正月を挟んでの状況でしょう。周知徹底ができるのかなと。運用が1月、2月、長崎市はランタンフェスタとかあるかもしれませんが、そういったことをきちっと徹底して、この制度があるんですよと、活用してく

ださいと、こういうことで連携できますよというシステムをちゃんと作り上げて下におろさないと、混乱はするけれども、制度が使われないという状況がないのかという危惧をするんですけれども、それについてのお考えはどうなんでしょうか。

【伊藤医療政策課長】まず、想定する検査の件数の方でございますが、この対象者数は先ほど10万4,000人、感染拡大時は全県民ということになりますけれども、予算の積算に当たりましては、この対象者の方からではなく、実際の検査を実施する拠点、薬局、民間検査機関、専用ブース、ここで何件の検査ができるかということからこの予算を算出しているところでございます。

その運用する側への周知の件でございますが、当然どこで検査ができるかというところにつきましては、今も自費検査でございますが、周知をしておりますので、これとあわせる形で無料検査についてはどこでできるというのは随時情報を公表してまいりたいと思っております。

イベント会社、あるいは飲食店、あるいは旅行業者、いろんなところでのご活用が想定されますので、各関係の事業者・団体への周知につきましては、それぞれの関係部局から周知をするということで今対応をしているところでございます。

【麻生委員】要は差別をしないという、接種してない方たちもいろいろな基礎疾患でしたいけどできないという人も多くおられると思いますよ。だから、そういう人たちがちゃんと窓口を含めていけるようなアナウンスを含めて、事業者もちゃんと理解して、そういったことをやるような状況の事業でしょうから、ぜひしっかりと徹底をお願いしたいと思います。

打っていない方たちに、まずは周知ができるような状況で、2回打った人たちは自分たちは打っているから大丈夫だという思いがあるでしょう。だけど、さっき言ったように10万4,000人の中でも活用する人たちは3割か4割しかいないんじゃないかと思えますけれども、そういったことでしっかりと徹底をお願いしたいと思います。

次に、生活福祉資金の関係でお尋ねしたいと思います。今回、原資も含めて15億円近く計上されて、さっき千住委員からもコロナが大変長引いて厳しいという話があったんですけれども、2つありましたよね。緊急小口資金と総合福祉資金ということであるんですけれども、今回延長した中で、今まで借りた人たちも新たに継続して借りられるという状況なのか。緊急小口資金もその枠に入っているのかどうか、対象になっているのかどうか、資金の貸付条件についてお示しいただきたいと思えます。

【猿渡福祉保健課企画監】今回、期間が延長されておりますが、緊急小口資金は1回、総合支援資金は原則3か月間借りられますが、その新規の受け付けが3月末まで延長された点が1点。総合支援資金につきましては、初回の3か月が終わった方については再貸付けも可能となっておりますので、その再貸付けの申請につきましては12月末まで可能ということで延長がされております。

【麻生委員】今まで借りた方で、追加で借りたいという人の状況が今回またできますよということで理解していいんでしょうか。それとも、新たにではないとだめなのか。今まで借りて、なかなか生活資金が、さっき言ったように仕事がなくって生活に困っていて、生活保護に陥るのではなくて、こういう資金で何とか継続し

てもらってやると。財産もあるので、なかなかそれは認められない、生活保護の関係もきかない状況になれば、何とか資金を借りて生活を延命して、コロナが終わったら、また経済活動が活発になればできるという人たちもおられるでしょう。そんな中で借りられる状況が、新たな形で借りられるのか、それとも今まで借りていた人たちも継続して、また再確認で借りられるのか、その点をもう一回教えてください。

【猿渡福祉保健課企画監】緊急小口資金と総合支援資金、それぞれ新規の貸付けが可能となります。総合支援資金の再貸付けにつきましては、緊急小口資金と総合支援資金の初回を借り終えた方について対象となるということでございます。ですので、新たに、今後、緊急小口資金、総合支援資金の申請が可能ということになります。

【麻生委員】最後に1点。緊急小口資金も非課税世帯であれば、返済免除も一部あるんですけども、要は、説明をお願いしたいなと。もちろん、窓口は各社会福祉協議会の事務所でしょうけれども、この前から言ったように長崎市が結構数が多かったので、なかなか厳しい方も多いのかなと。昨年度1万4,000件あるうち半分は長崎市だったという話を前回聞きましたので、丁寧な説明をぜひお願いして、何とかこの正月を乗り切っていただいて、またコロナがおさまった経済状況の中でやれるように、しっかりと総合福祉資金の貸付けの状況、また小口資金の貸付けの状況関係についても説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【浦川分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ほかに質疑がないようすの

で、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第144号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【浦川分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第144号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時50分 再開

【浦川分科会長】分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時51分 閉会

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和3年12月14日

文教厚生委員会委員長 浦川 基継

議長 坂本 智徳 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 139 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決

計 1 件（原案可決 1 件）

2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 2 号	ゆきとどいた教育を求める請願	不 採 択

計 1 件（不採択 1 件）

委員長（分科会長） 浦川 基 継

副委員長（副会長） 中 島 浩 介

署 名 委 員 中 山 功

署 名 委 員 中 村 泰 輔

書 記 中 尾 勝 三

書 記 永 井 美 佐 子

速 記 (有)長崎速記センター